

令和3年3月

下野市

ともに築き 未来へつなく 幸せ実感都市

～人・自然・文化が織りなす 知恵と協働でつくる 下野市～

第二次下野市総合計画 後期基本計画

2021 ▶▶▶ 2025

〔令和3年度〕

〔令和7年度〕



下野市民憲章

わたしたちの郷土 下野市は、姿川と田川が生んだ豊かな土壌と、水・ひかり・風のおだやかな自然環境に恵まれています。

先人達は、ここに美しい田園の景観や古い歴史と伝統をはぐくみ、継承してきました。

わたしたちは、このふるさとを愛し、薫り高い文化を育て、住みよい田園都市をめざして、ここに憲章を定めます。

- 1 自然を大切にし みどりあふれる美しいまちをつくります
- 1 いのちを尊び 心の通う明るいまちをつくります
- 1 みんなで学びあい 文化のかおるまちをつくります
- 1 働くことをよろこび 暮らし豊かなまちをつくります
- 1 力をあわせ 夢がひろがるたのしいまちをつくります



市の木「けやき」



市の鳥「うぐいす」



市の花「ゆうがお」

下野市の歌

輝く未来へ 翔けるまち
 力があわせて 下野は
 築くしあわせ 新たな文化
 医療福祉の 灯をともし
 伸びゆくケヤキの たくましさ
 気高き空を 仰ぎみて
 の

歴史の息吹 抱きしめて
 たずねる街道 一里塚
 花は夕顔 咲き香り
 憩う人の和 やさしい笑顔
 心やすらぐ 下野は
 希望と元気が 満ちるまち

みどりの風に 夢のせて
 うぐいす明るく 春を呼ぶ
 ながれ清らか 姿川
 四季を彩る 恵みの大地
 いのち燦めく 下野は
 豊かな自然が 生きるまち

保岡直樹作詞
矢内弘子作曲

1. みど りしか ののき かいそ げぶら にくを ゆだあ めきお のしぎ せめみ ててて うたの ぐずび
 5 いすね ーあか かいや るどき くの の ーはいた ーるちく ーをりま よぶし ぶかさ なはり ながれ けはう けゆう ぶく らがし
 10 かおの すさひ ーがきを ーたかと ーがおも わりし しきこ ーをうひ ーろとあ ーどわ ーるわ ーめぐ ーさあ
 15 みした のだ いえ ーが ーちお ーいのこ ーちろを ーきらめ ーくす ーしし ーもも ーつけ ーつけ ーつけ ー
 20 はは は ゆたかな ーしげん ーがが いきら ーるま ーちち 2. 2. けき けだ
 はは は かが やく ーみらい へ か け ーるま ーちち 3. 3. けだ
 25 ち かが やく ーみらい へ か け ーるま ーちち ー

はじめに

下野市は令和3年1月10日で市制施行15周年の節目を迎えました。

平成18年の新市施行以来、多くの市民の皆さまとの協働により、本市も着実に成長を遂げてまいりました。

平成28年3月に策定した「第二次下野市総合計画」では、「ともに築き 未来へつなぐ 幸せ実感都市」を将来像に、副題には「人・自然・文化が織りなす 知恵と協働でつくる下野市」を掲げ、5年間にわたり前期基本計画を推進してまいりました。

この5年間の歩みの中では、地方分権の進展と少子高齢化の進行、東日本大震災以降の市民の安全・安心なまちづくりの意識・関心の高まりなどを踏まえた施策を推進してまいりました。

一方では、喫緊の課題として、記録的な大雨により、各地に甚大な被害をもたらした「令和元年東日本台風」の自然災害や、人類が過去に経験したことのない「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」の感染拡大に伴う社会経済への影響など、本市を取り巻く社会情勢は大きな転換期を迎えております。

このような時代の潮流を踏まえ、これまでの5年間における市政の成果や課題を検証するとともに、市民意識調査や中高校生へのアンケートを通じた市民ニーズの把握に最大限努め、安全・安心で持続可能な市民生活を確保するため、令和3年度から令和7年度までの「第二次下野市総合計画後期基本計画」を策定いたしました。

本計画では、施策大綱における分野別の6つの基本目標、20の基本施策、基本施策を構成する71の施策、3つに分類した重点プロジェクトを展開し、市民の皆さまに「住んでみたい、住み続けたいまち」と感じていただけるよう努めてまいります。

市として更なるジャンプアップを目指し、自治医科大学附属病院をはじめとした充実した医療環境、豊かな自然、豊富な歴史文化資源、良好な住環境など、これらの地域資源を最大限に活用し、「第二次下野市総合計画後期基本計画」を着実に推進し、基本構想に掲げた「市民の幸福感の向上」「人や企業に選ばれる自治体」を実現してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、活発なご意見・ご提言をいただきました下野市総合計画審議会委員の皆様、市議会議員をはじめ、多くの市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

下野市長 広瀬 寿雄



第二次下野市総合計画 後期基本計画 一目次

序論	1
第1章 後期基本計画策定の趣旨と構成	2
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の期間	3
第3節 第二次下野市総合計画基本構想の概要	4
第4節 後期基本計画の考え方	6
第5節 計画の構成	8
第2章 時代潮流・市の現状	10
第1節 時代潮流	10
第2節 下野市の現状	17
第3章 市民意識の変化	23
第1節 市民意識調査	23
第2節 中学生・若者アンケート	29
第4章 前期基本計画の取組状況と課題	34
後期基本計画	41
第1章 施策体系	42
第2章 しもつけ重点プロジェクト	44
第1節 しもつけ重点プロジェクトの位置付け	44
第2節 しもつけ重点プロジェクト	46
第3章 施策概要	49
目標1 大切な命を育み、健康で笑顔あふれるまちづくり	50
1-1 いきいき暮らせる健康づくり	50
1-2 子育て家庭を支援する環境づくり	54
1-3 高齢者が元気で暮らせる体制づくり	56
1-4 障がい者（児）とともに生きる環境づくり	58
1-5 誰もが安心して暮らせるまちづくり	60

目標2	文化を育み、心豊かな人を育て未来につなぐまちづくり	64
2-1	将来を担う人づくり	64
2-2	生涯にわたり学べる機会づくり	68
2-3	市民総スポーツ“ひとり1スポーツ”の環境づくり	72
2-4	文化芸術と文化遺産による豊かな生活環境づくり	74
目標3	豊かな自然と人に優しい環境が共生した安全・安心なまちづくり	76
3-1	うるおいのある緑環境づくり	76
3-2	安全・安心な生活環境づくり	80
3-3	快適に暮らせる環境づくり	84
目標4	地域資源を活かし、産業・地域が躍進するまちづくり	88
4-1	地域の特性を活かした農業・農村づくり	88
4-2	商工業による躍進するまちづくり	90
4-3	魅力あふれる観光まちづくり	92
目標5	快適でうるおいのある環境で新たな人の流れをつくるまちづくり	94
5-1	快適に住み続けられる住環境づくり	94
5-2	人に優しい交通環境づくり	98
5-3	安全で快適な水環境づくり	100
目標6	市民が主役の市民と行政が協働するまちづくり	102
6-1	協働のまちづくりの体制づくり	102
6-2	健全な行財政運営の仕組づくり	106

付属資料

109

1	策定体制	110
2	総合計画審議会	111
3	用語解説	116

序論

- 第1章 後期基本計画策定の趣旨と構成
- 第2章 時代潮流・市の現状
- 第3章 市民意識の変化
- 第4章 前期基本計画の取組状況と課題

第1章 後期基本計画策定の趣旨と構成

第1節 計画策定の趣旨

本市では、「第二次下野市総合計画基本構想」の計画期間10年間（平成28（2016）年度～令和7（2025）年度）において、本市の掲げる未来像「ともに築き 未来へつなぐ 幸せ実感都市」の実現を目指し、計画的に行政運営を進めています。さらに、将来像を実現するために「第二次下野市総合計画前期基本計画」（平成28（2016）年度～令和2（2020）年度）において、具体的な施策を推進してきました。

一方で、人口減少や高齢化の進展、自然災害の頻発や新型コロナウイルス感染症への対応などによる安全・安心意識の高まりなど、本市を取り巻く社会情勢もめまぐるしく変化しています。

これらの社会情勢の変化を踏まえ、「第二次下野市総合計画前期基本計画」が令和2（2020）年度で終了を迎えることから、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間を計画期間とする「第二次下野市総合計画後期基本計画」を策定します。「後期基本計画」は、「第二次下野市総合計画基本構想」に示す将来像やまちづくりの目標を具現化するため、「前期基本計画」における取組に対する市民意識の変化等を明らかにした上で、今後5年間に実施する施策及び事業などを体系的に示すとともに、重点的に実施すべき事業などを示すため、「後期基本計画」を策定するものとします。

※第二次下野市総合計画の表記について

- 第二次下野市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画を含む、全体の計画名であり、単に「総合計画」と表記する場合もある。
- 基本構想という場合は、第二次下野市総合計画基本構想を指す。
- 前期基本計画という場合は、第二次下野市総合計画前期基本計画を指す。後期基本計画も同様の考え方による。
- 本計画という場合は、第二次下野市総合計画後期基本計画を指す。

第2節 計画の期間

本計画は、基本構想の計画期間（平成28（2016）年度から令和7（2025）年度まで）を2期に分けた後期の5か年である令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までとします。

実施計画は2年間のローリング方式により作成します。

■各計画の計画期間

年度	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
基本構想	← 計画期間 10年 平成28年4月1日～令和8年3月31日 →									
基本計画	← 前期基本計画 →					← 後期基本計画 令和3年4月1日～ 令和8年3月31日 →				
実施計画						第1期計画 第2期計画				

第3節 第二次下野市総合計画基本構想の概要

(1) 将来像

ともに築き 未来へつなく 幸せ実感都市
～人・自然・文化が織りなす 知恵と協働でつくる下野市～

※将来像のイメージ

下野市の理想的な姿を実現するために、市民一人ひとりが活力を持ち、安心して生活できる地域社会を形成し、誰もが幸せを実感できるまちを次世代に引き継いでいく下野市を目指します。

そのために、地域で活躍する多彩な人材、本市が持つ豊かな自然環境、歴史的遺産や文化を融合し、市民と市が目的を共有してそれぞれの視点からより良いまちづくりを進め、協働して目的を達成していくことを目指します。

市民の幸せを高める「幸せ実感都市」
人・自然・文化を活かした交流するまち
市民と市が協働で目的を達成するまち

(2) 指標でみるまちづくり

将来像「ともに築き 未来へつなく 幸せ実感都市」の実現を目指して、今後の施策の展開として、次の「市民の幸福感の向上」と「人や企業に選ばれる自治体」を掲げ、市の10年後の目指すべき姿として、市民がそれぞれの幸福を感じ、人や企業で活力あるまちづくりを推進していきます。

【市民の幸福感の向上】 下野市に住んでいて、幸福感を感じる市民が増えています

【人や企業に選ばれる自治体】 人や企業に選ばれ、まちに活力があふれています

施策展開の2つの柱「市民の幸福感の向上」「人や企業に選ばれる自治体」を目指すにあたって、5年後に目指すべき成果指標を設定します。

指標名	現状値		目標値
	(H26)	(R1)	(R7)
幸せだと感じている市民の割合	75%	77%	80%
内、女性が幸せだと感じている割合	80%	79%	85%
下野市を好きだと思う中学生の割合	81%	80%	85%
住みやすいと感じる市民の割合	84%	87%	90%

(3) 施策大綱

「基本構想」においては、保健福祉、教育文化、生活環境、産業観光、都市基盤、市民協働の分野別の基本目標と施策の方向を掲げています。

【保健福祉】

目標 1：大切な命を育み、健康で笑顔あふれるまちづくり

医療機関が充実しており、子どもから高齢者まで安心して生活できる環境が整っている本市において、市内で子どもを産み、生涯健康で安心して住み続けることができるまちを目指します。

【教育文化】

目標 2：文化を育み、心豊かな人を育て未来につなぐまちづくり

豊かな自然環境や歴史ある文化の継承と活用による学ぶ機会を創出し、元気な市民が集い、いきいきと活動するまちを目指します。

【生活環境】

目標 3：豊かな自然と人に優しい環境が共生した安全・安心なまちづくり

豊かな自然環境や住環境と共生し、地球環境にやさしく自然災害にも強い安全・安心なまちづくりを目指すとともに、市民の日常生活を支えるための生活環境の充実を目指し、若者の定住を促進します。

【産業観光】

目標 4：地域資源を活かし、産業・地域が躍進するまちづくり

本市の下野ブランドの取組のように、第1次産業から第3次産業までの各産業が連携し、地域での雇用の創出と観光による交流が生まれるまちを目指します。

【都市基盤】

目標 5：快適でうるおいのある環境で新たな人の流れをつくるまちづくり

秩序ある土地利用による拠点形成と充実した道路網による地域間の連携により、快適な暮らしを形成するまちづくりを目指し、若い世代の定住を促進します。

【市民協働】

目標 6：市民が主役の市民と行政が協働するまちづくり

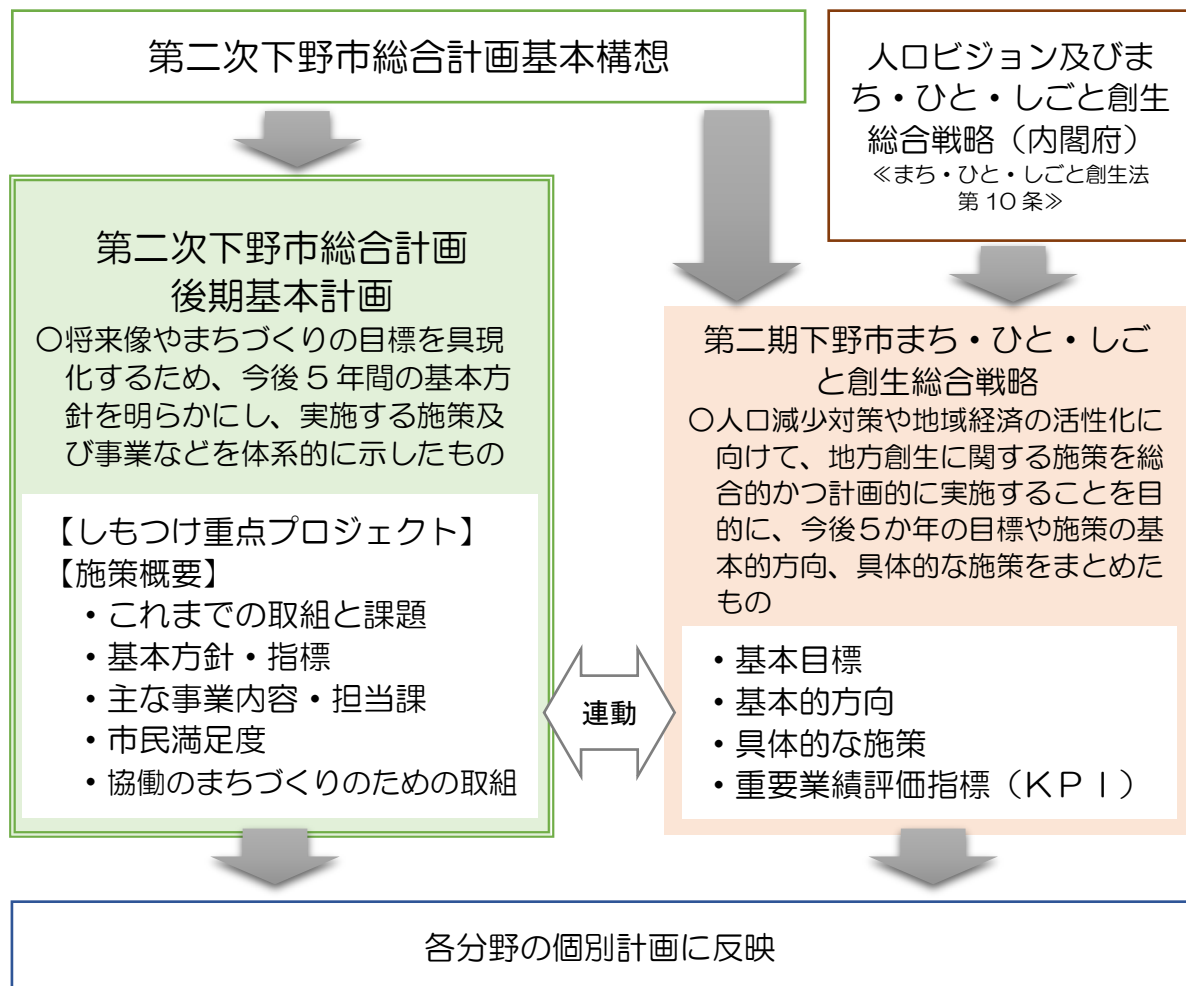
「下野市自治基本条例」の基本理念である「市民が主役のまちづくりの推進」を目的として、市民みんなで協働と健全なまちを目指します。

第4節 後期基本計画の考え方

第二期下野市まち・ひと・しごと創生総合戦略との連動

「第二次下野市総合計画」は、平成28（2016）年度を初年度とする「基本構想」をもとに、令和3（2021）年度～令和7（2025）年度を計画期間とする「後期基本計画」を策定します。「第二期下野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」ともいう。）は本市の人口減少に対応した戦略であることから、後期基本計画策定にあたっては、総合戦略の取組を「後期基本計画」の重点戦略に位置づけるなど、本市の最上位計画と連携して取組を進めます。

■後期基本計画と第二期総合戦略の関係



持続可能な社会を目指す SDGs の実現

平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成すSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）は、17のゴール（下図の「17の国際目標」のこと。）とゴールごとにより具体的な目標を掲げた169のターゲットで構成されており、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題を不可分なものとして統合的に解決することを目指す先進国を含む国際社会共通の目標となっています。

SDGsについては、我が国においても、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成28（2016）年12月）が策定され（令和元（2019）年12月改定）、持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない社会の実現に向けて取り組むこととされており、地方自治体にも各種計画等にSDGsの要素を最大限反映し、取組を推進することが奨励されています。そのため、「後期基本計画」においても、SDGsの考え方を盛り込んだ計画とします。

■ 17の国際目標



第5節 計画の構成

「基本計画」は「基本構想」に定めた将来像「ともに築き 未来へつなぐ 幸せ実感都市」の実現のため、今後取り組む具体的な施策の内容を定めるものです。

基本計画「第1章 施策体系」では、計画期間における取組の基本となる施策体系図と基本構想の施策大綱で定めた6つの目標に基づく基本施策を記載し、「第2章 しもつけ重点プロジェクト」では、計画期間における重点的かつ戦略的に実施すべき事業を明確にします。

「第3章 施策概要」では、「基本施策」ごとに「これまでの取組と課題」、「基本方針・指標」、「主な事業内容・担当課」、「市民満足度」、「協働のまちづくりのための取組」を掲載します。

各項目については、以下の内容で記載しています。

- ◆これまでの取組と課題・・・・・・・・各施策分野に関係する本市の現状と課題を記載します。
- ◆基本方針・指標・・・・・・・・本市の今後の取組について、各施策分野の趣旨や目指すべき目標や成果などを中心に記載します。
また、基本施策達成のため、目標値（令和7（2025）年度）を設定します。
- ◆主な事業内容・担当課・・・・・・・・各基本施策分野における具体的な施策や主な事業を記載し、事業ごとに担当課及び総合戦略、プロジェクトを記載します。
- ◆市民満足度・・・・・・・・各施策の実施を通じて、市民意識調査による市民満足度の維持・向上を図ることを記載します。
- ◆協働のまちづくりの取組・・・・・・・・施策を推進するため、各主体との協働の方向性、主な取組を記載しています。

※市民満足度の考え方

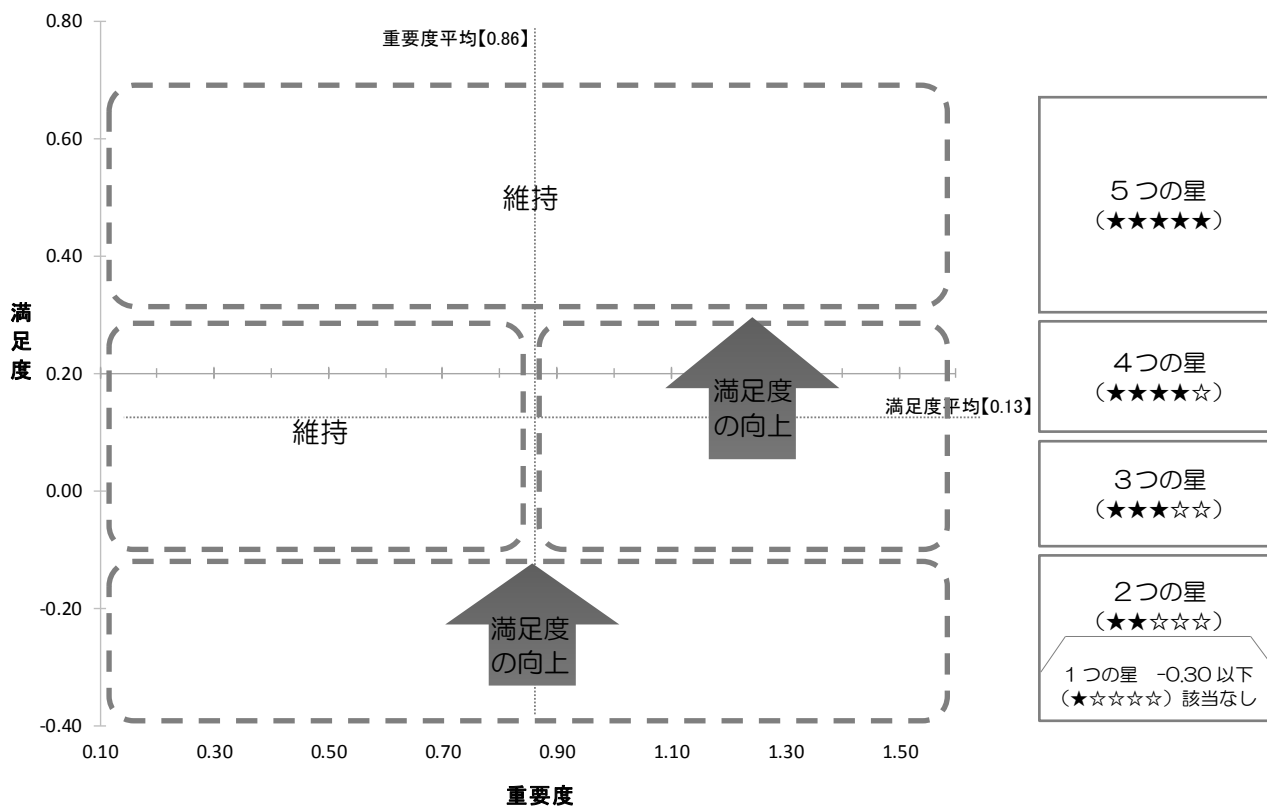
市民満足度は、平成26（2014）年度及び令和元（2019）年度に行った市民意識調査結果に基づき、5つのランクに整理しています。

- | |
|----------------------|
| 5つ星（★★★★★）：満足度が高い |
| 4つ星（★★★★☆）：満足度がやや高い |
| 3つ星（★★★☆☆）：どちらともいえない |
| 2つ星（★★☆☆☆）：満足度がやや低い |
| 1つ星（★☆☆☆☆）：満足度が低い |

基本計画では、各施策の現状の満足度を5つのランクに区分（次頁参照）した上で、将来の目標値を一定のルールにより設定しています。令和元年度実施の市民意識調査結果により、

- ①市民満足度の低い施策（★の数が1つ、または2つ） 及び
- ②満足度がある程度得られている施策（★の数が3つ、または4つ）で重要度の高い施策については、満足度の1ランク向上を目指し、その他の施策については満足度の維持を目指します。

■満足度・重要度の散布図に見る満足度向上のイメージ



※満足度 = (「満足」×2 + 「やや満足」×1 - 「やや不満」×1 - 「不満」×2) ÷ (無回答を除く回答者数)
 ※重要度 = (「重要」×2 + 「やや重要」×1 - 「あまり重要でない」×1 - 「重要でない」×2) ÷ (無回答を除く回答者数)

【市民満足度設定の考え方】

R1 市民意識調査の満足度		→	R7 目標	
★★★★★	0.3 ~		5つ星を維持	
★★★★☆	0.1 ~ 0.3 以下		重要度高は5つ星、その他は4つ星を維持	
★★★☆☆	-0.1 ~ 0.1 以下		重要度高は4つ星、その他は3つ星を維持	
★★☆☆☆	-0.3 ~ -0.1 以下		3つ星	
★☆☆☆☆	-0.3 以下		2つ星 (該当なし)	

第2章 時代潮流・市の現状

第1節 時代潮流

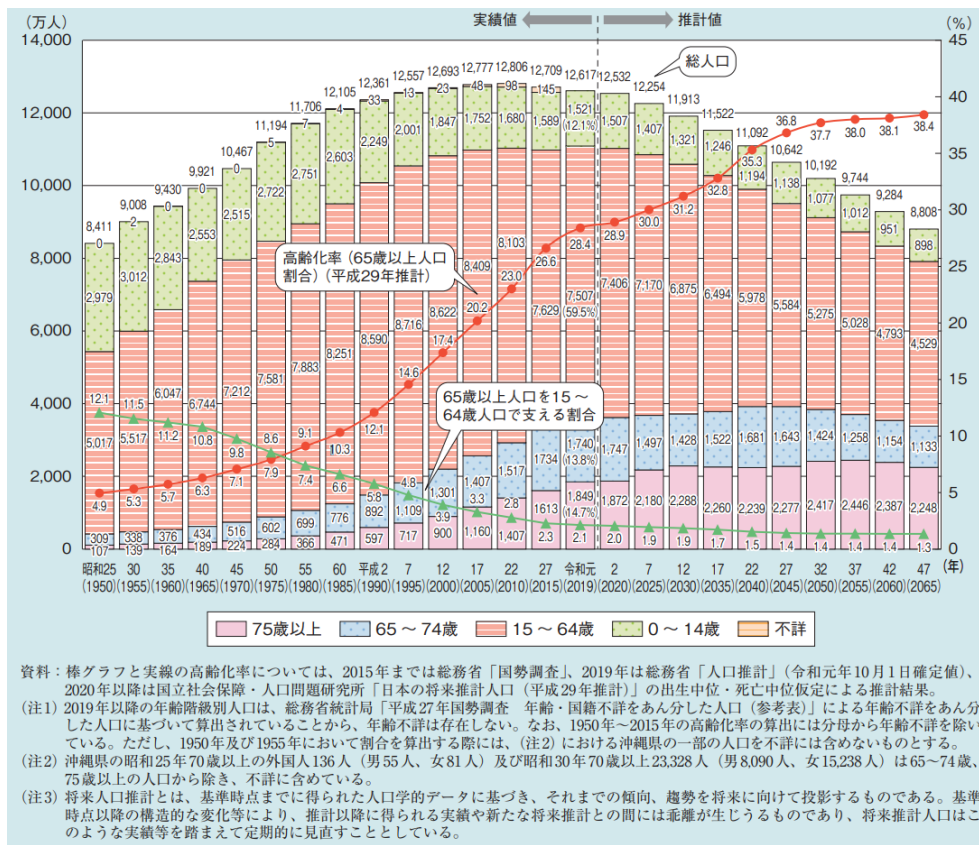
(1) 少子高齢化

日本の総人口は、人口動態調査によると平成18年（2006年）には増加傾向が一旦止まり、その後平成22年（2010年）以降は本格的な人口減少過程に入っています。

「国立社会保障・人口問題研究所」の推計（平成29年）によると、令和11年（2029年）には総人口が1億2千万人を下回り、令和35年（2053年）には総人口が1億人を割り込むことが予想されています。また、総人口が減少するなかで高齢化率（65歳以上の割合）は上昇を続け、平成27年（2015年）には26.6%だった高齢化率は、令和22年（2040年）には35.3%となり国民3人に1人が高齢者になると予想されています。一方、平成27年（2015年）には12.5%だった14歳以下の人口は、令和47年（2065年）には10.2%まで低下すると予想されています。

この様な人口減少や少子高齢化の背景として、晩婚化、婚姻率の低下、子育て環境の劣化などの様々な社会要因が考えられますが、結果として労働力の減少や地域活力の低下、医療・介護費などの社会保障費の増加など、現在の社会システムの在り方に関わるような悪影響を及ぼすことが懸念されています。

◆高齢化の推移と将来推計



※「高齢社会白書（R2）」より

序論	
第1章	
第2章	
目標1	
目標2	
目標3	
目標4	
目標5	
目標6	
後期基本計画	
付属資料	

(2) 地球温暖化

平成28（2016）年にICPP（国連気候変動に関する政府間パネル）の第5次報告書（改訂）が公表され、地球環境問題が深刻化している現状が明らかにされました。

化石燃料の大量消費などを伴う人間活動により、二酸化炭素等の温室効果ガスは過去80年で前例がないほど増加しており、20世紀半ば以降に観測された地球温暖化は疑う余地のないものだと確認されました。1880～2012年において平均地上気温が0.85℃上昇したことにより、既に水資源への影響、生物の生息域の変化、農作物への影響などがみられ、熱波・干ばつや洪水などの極端な気候現象を生じています。

平成27（2015）年にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、気候変動に関する2020年以降の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。パリ協定には、世界共通の長期目標として2℃目標の設定や、すべての国による削減目標の5年ごとの提出・更新、各国の適応計画プロセスと行動の実施、先進国が引き続き資金を提供することと並んで途上国も自主的に資金を提供すること、共通かつ柔軟な方法で各国の実施状況を報告・レビューを受けること、「二国間クレジット制度」を含む市場メカニズムの活用等が位置づけられています。先進国、途上国を問わず、歴史上初めてすべての国が国情に応じて自主的に参加することを実現化した公平な合意として、これまでの歴史を塗り替える大きな転換点となりました。

また、日本では平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災において、東京電力福島原子力発電所の事故が発生しています。その際、電力・石油・ガスといったエネルギーの供給に混乱が生じ、国のエネルギーシステムが抱える脆弱性が明らかになったため、省エネルギーの徹底的な推進、再生可能エネルギーの開発・普及がさらに重要となっています。

(3) 安全・安心意識の高まり

○自然災害の発生

平成7（1995）年の阪神・淡路大震災、平成23（2011）年の東日本大震災と巨大地震が相次いで発生し、それぞれ大きな人的・物的被害をもたらしています。また地球温暖化に伴う極端な気象現象として日本でも集中豪雨、突風・竜巻などの異常気象が多発し毎年のように大きな被害が生じているほか、令和元（2019）年には台風による甚大な風水害が発生しました。さらに平成26（2014）年の御嶽山の噴火により、あらためて火山大国である日本における危険性が再確認されました。これらによって国民の防災意識は非常に高まっています。

現在、今後発生が予想される首都圏直下型地震や南海トラフ地震などの巨大地震及び巨大津波に対する被害想定が見直され、各地で洪水ハザードマップの整備などによる注意喚起も進んでいます。しかし自然災害は避けることができないため、減災・防災対策の推進とともに避難計画の充実などが求められています。

○国土強靱化

平成25（2013）年には、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年12月11日法律第95号）」が制定され、いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）が推進されています。

この法律に基づいて国においては平成26（2014）年6月に「国土強靱化基本計画」が策定（平成30（2018）年変更）されているほか、地方自治体においても「国土強靱化地域計画」の策定が進められています。

○犯罪の発生、防犯

大都市圏だけでなく地方都市においても、殺人などの凶悪犯罪や高齢者をターゲットにした特殊詐欺（振り込め詐欺など）、インターネットを駆使した新手的犯罪などが発生しています。また、少年犯罪を上回る勢いで高齢者による犯罪が急激に増えているという悲しい状況もみられます。

今後、身近な地域において犯罪に対する不安を少しでも軽減していくためには、警察による取り締まりの強化だけでなく、希薄になっている地域コミュニティの活性化やセーフティネットの確立が必要となっています。

(4) 感染症対策

令和2（2020）年の新型コロナウイルスの感染拡大により、社会のさまざまな分野に影響が生じています。令和3（2021）年1月現在、第三波の渦中にあり、ワクチンの開発により克服できたとしても、別の新たな感染症発生への対策も求められます。

(新型コロナウイルス感染症第一波)

新型コロナウイルス感染症は、令和元（2019）年12月に中華人民共和国湖北省武漢市において確認され、世界保健機関（WHO）は令和2（2020）年1月30日に「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」を宣言、3月11日にパンデミック（世界的な大流行）とみなせると表明しました。

国内においても、感染源不明の事例が散発的に発生し、3月中旬には感染源不明の事例が継続的に増加し、3月下旬には都市部を中心にクラスター（患者間の関連が認められた集団）感染が次々と報告され感染者数が急増しました。

同年4月7日には、肺炎等の重篤な症例の発症頻度が相当程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきているとして、7都府県（東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡）に「緊急事態宣言」が発出され、4月16日には、緊急事態措置の対象区域が全都道府県に拡大されました。同年5月25日までに全都道府県で解除されました。

(第二波・第三波)

令和2（2020）年7月には再び感染者数が増加し（第二波）、9月から10月にかけていったん落ち着いたかにも見えますが、11月には増加に転じその後も増加傾向で推移しています。このような状況を受け、栃木県では令和2（2020）年12月30日に県民に対して不要不急の外出自粛を要請する「特定警戒」を発出し、対策の強化を図っています。

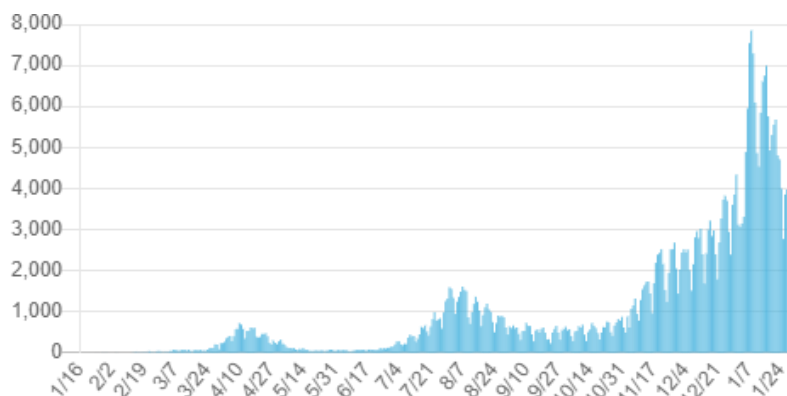
令和3（2021）年1月7日には、栃木県を含む全国11の都府県に緊急事態宣言が発出されました（栃木県は2月7日解除）。

(新しい生活様式)

新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」として、国や栃木県からは、一人ひとりの感染対策として身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなどを、日常生活を営む上での基本的な生活様式として「3密（密集、密接、密閉）」の回避などの取組が要請されています。

◆新型コロナウイルス感染症
陽性者数の推移（全国）
（単位：人）

資料：厚生労働省ホームページ（国内の発生状況、令和3年2月3日現在）



(5) 市民参画・協働意識の動向

地方分権や地域主権改革の推進、新しい公共の考え方の浸透などを背景として、財政状況などの行政情報の公開やパブリックコメント制度の導入、市政への市民参加・参画の制度化などを積極的に推進する地方自治体が増えています。具体的には、市民参加条例や市民協働条例などの参加・協働のための条例を制定する自治体や、より広く自治全般を位置づける自治基本条例を制定する自治体が増えてきており、議会においても、議会基本条例を制定して議会の情報公開や議会への市民参加を進める動きがみられます。

既に医療や福祉、社会教育、まちづくりなどの分野においては、ボランティア活動やNPO活動による市民参画が積極的に行われていますが、今後、人口減少や財政難も想定される地方自治体において地域の活力維持・向上を図るためには、情報公開の徹底とともに市民と地方自治体による良好な連携と分担を確立することが重要となっています。

また地域貢献という意味では、常住地における市民の取組だけでなく就業地における企業の取組も重視すべきであり、特に企業においては青壮年の参画が想定されることからより効果的な活動が期待されます。

◆NPO法人の活動分野別法人数（上位5位のみ表示 複数回答）

活動種類	法人数
保健・医療又は福祉の増進を図る活動	29,835
社会教育の推進を図る活動	24,346
子どもの健全育成を図る活動	23,896
連絡、助言又は援助の活動	23,603
まちづくりの推進を図る活動	22,412

資料：内閣府 NPO ホームページ活動分野別認証数（全 51,269 法人）

（令和2年3月31日現在）

(6) ICTの進展

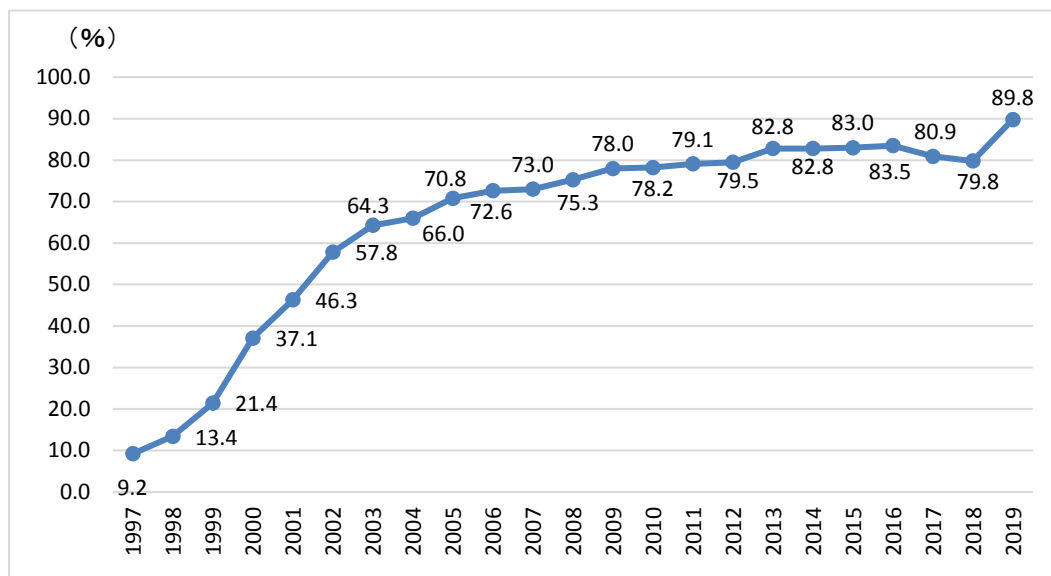
○ ICT化

21世紀に入り情報通信技術（ICT）の進化は目覚ましく、情報や経済のグローバル化を推し進めています。

インターネットの普及により、インターネット・ショッピングや電子マネーなどが日常化しただけでなく、若者を中心としたコミュニケーション・ツールとしてスマートフォンは欠かせないものとなりました。また、家庭内においても、家電やデジタル機器のネットワーク化（IoT）などが進んでいます。今後ICTの利活用はさらに拡大し、医療・福祉、教育分野だけでなく地域活性化や緊急時対応などについても大きく貢献すると考えられます。

一方、コンピューター・ウイルスや不正アクセスといった新たな問題も発生し、セキュリティの強化や犯罪利用の防止が求められています。

◆インターネット利用率の推移



資料 令和2年版情報通信白書

ICTの進展などによって経済のグローバル化も進んでおり、世界全体を1つの市場や投資先と考えるグローバル企業が増加しており、日本に対してもグローバル・スタンダードが求められています。経済のグローバル化は、世界のどこかの1国における経済破綻がただちに通貨危機や世界同時不況に直結するというリスクも拡大することにもなるため、国際協調がさらに重要となっています。

○第4次産業革命

第4次産業革命とは、18世紀末以降の水力や蒸気機関による工場の機械化である第1次産業革命、20世紀初頭の分業に基づく電力を用いた大量生産である第2次産業革命、1970

年代初頭からの電子工学や情報技術を用いた一層のオートメーション化である第3次産業革命に続く、いくつかのコアとなる技術革新を指すとされています。

一つ目はIoT及びビッグデータであり、工場の機械の稼働状況から、交通、気象、個人の健康状況まで様々な情報がデータ化され、それらをネットワークでつなげてまとめ、これを解析・利用することで、新たな付加価値が生まれます。

二つ目はAIであり、人間がコンピュータに対してあらかじめ分析上注目すべき要素を全て与えなくとも、コンピュータ自らが学習し、一定の判断を行うことが可能となっています。

こうした技術革新により、①大量生産・画一的サービス提供から個々にカスタマイズされた生産・サービスの提供、②既に存在している資源・資産の効率的な活用、③AIやロボットによる、従来人間によって行われていた労働の補助・代替などが可能となります。

○ Society 5.0

Society 5.0は、内閣府の「第5期科学技術基本計画」において、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されたものです。これまでの狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会

（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）」とされます。

これまでの情報社会（Society 4.0）では、社会での情報共有が不十分でしたが、Society 5.0で実現する社会では、下記のようにAI、IoT化といったデジタル化の進展による全体最適の結果、社会課題解決や新たな価値創造をもたらす可能性が指摘されています。

◆Society 5.0で実現する社会イメージ

IOTで全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服できる。

また、人工知能（AI）により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服される。

社会の変革（イノベーション）を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合あえる社会、一人ひとりが快適で活躍できる社会となる。

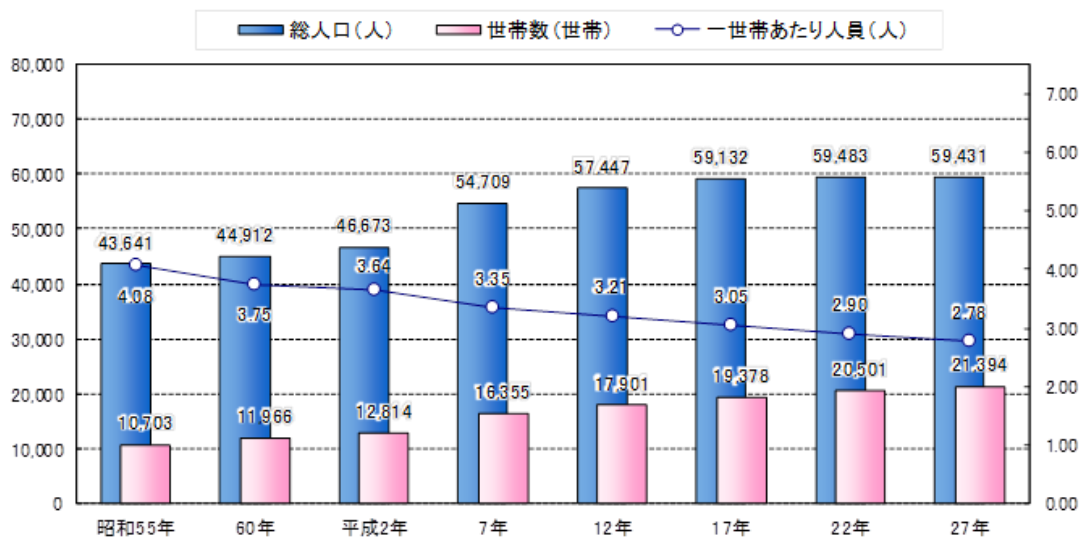
出典 「第5期科学技術基本計画」より

第2節 下野市の現状

(1) 人口

国勢調査によると、平成27（2015）年10月1日時点の総人口は59,431人、総世帯数は21,394世帯、一世帯あたり人員は2.78人です。人口は減少に転じ、世帯数は増加傾向にあります。また、一世帯あたり人員は一貫して減少傾向にあります。

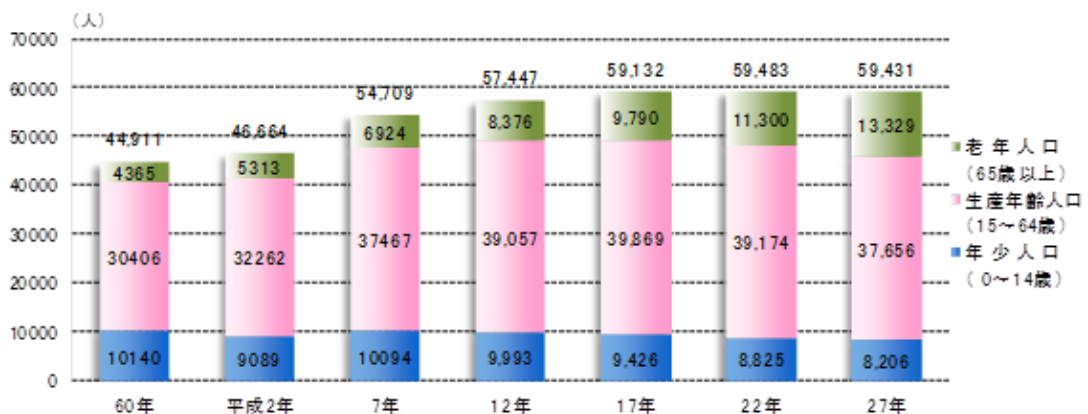
◆人口・世帯数の推移



出典：国勢調査（総務省統計局）（平成17年以前は合併前の各町の合計）

年齢別人口をみると、平成27（2015）年10月1日時点の年少人口は8,206人（13.8%）、生産年齢人口は37,656人（63.3%）、老年人口は13,329人（22.4%）です。年少人口と生産年齢人口は減少傾向にあり、老年人口は増加傾向にあることから少子高齢化が進行しています。

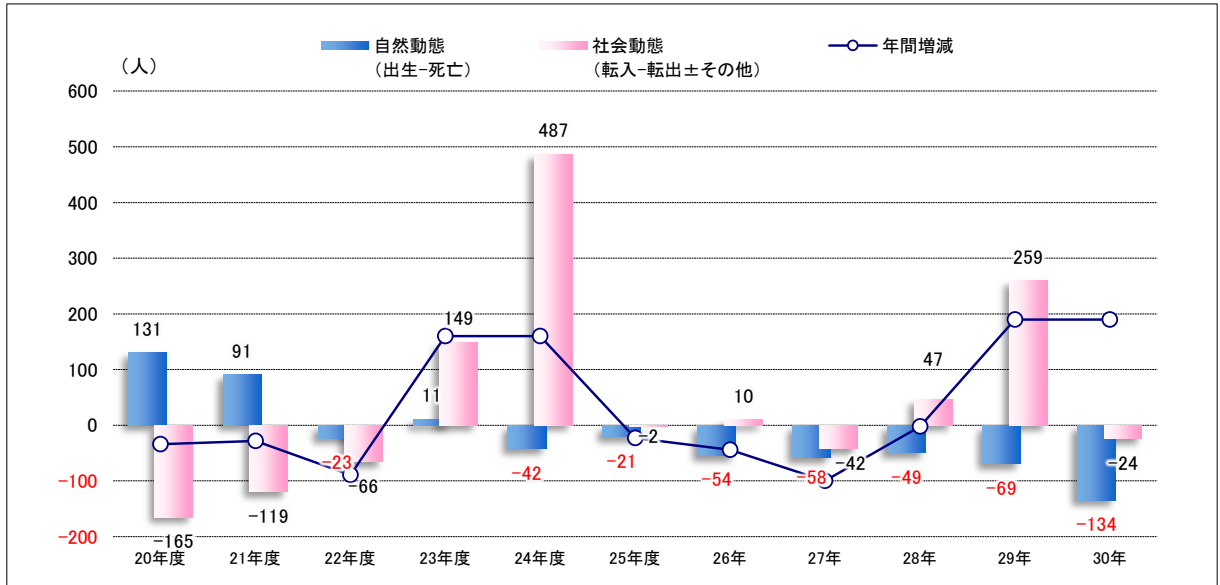
◆年齢3区分別人口の推移



出典：国勢調査（総務省統計局）（平成17年以前は合併前の各町の合計）

人口動態をみると、自然動態は、平成24（2012）年度に自然減（出生数より死亡者数が多い）になり、そのまま現在もその傾向が続いています。社会動態は、平成24年度と平成29年度に大きく社会増（転入者より転入者が多い）となり、他はほぼ社会増減が無い状態で推移しています。

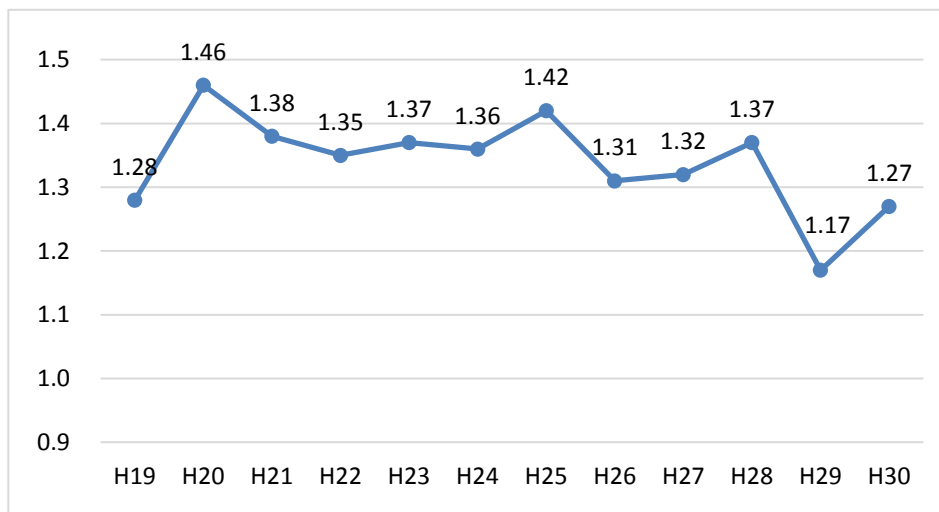
◆人口動態



出典：栃木県人口動態統計

合計特殊出生率は、平成30（2018）年で1.27となっており、人口置換水準（2.07）を大きく下回っています。平成20（2008）年に1.46、平成25（2013）年に1.42と、1.4を上回る年もありましたが、概ね1.3台で推移しています。

◆合計特殊出生率

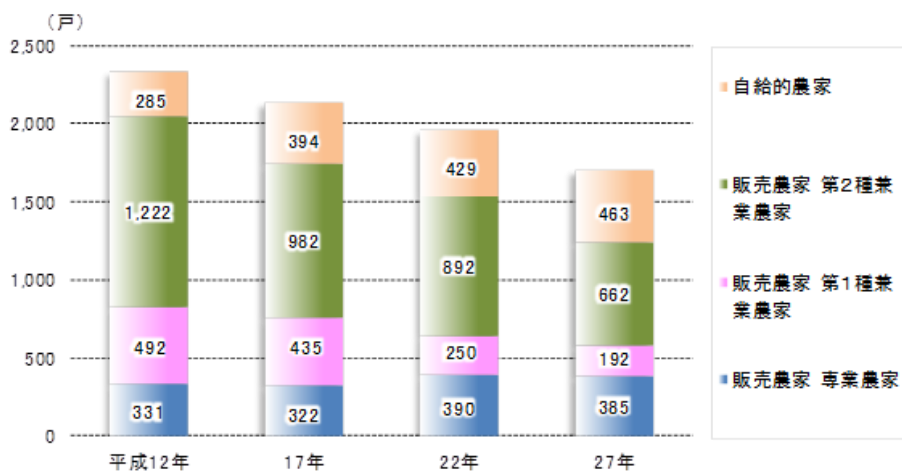


出典：栃木県人口動態統計

(2) 産業

農家数は、主として兼業農家の減少により一貫して減少傾向にあります。一方、専業農家は横ばい傾向、自給的農家は増加傾向で推移しています。

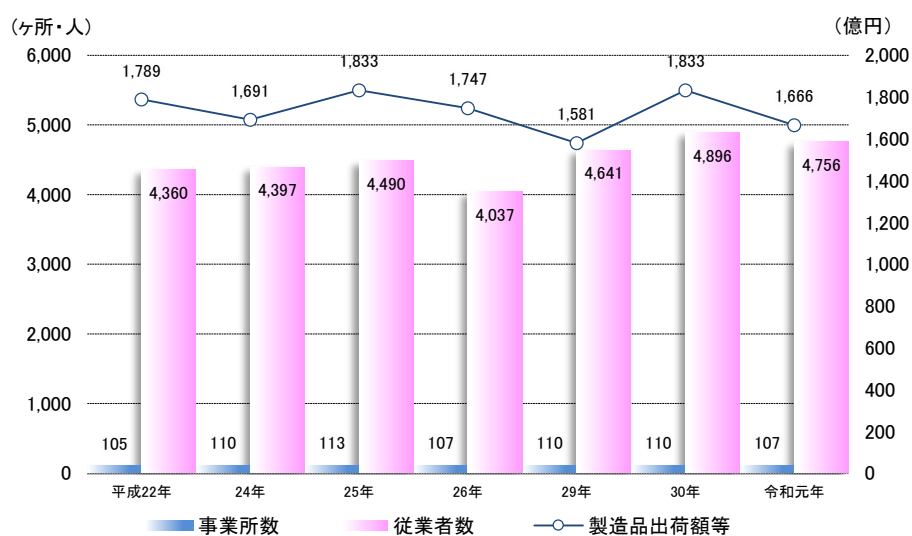
◆農家数の推移



出典：農林業センサス（農林水産省）

工業については、事業所数は横ばい傾向にあり、令和元（2019）年は107事業所となっています。従業者数は、平成26（2014）年、27（2015）年と減少しましたが、平成29（2017）年には従前の水準以上に回復し、令和元（2019）年は4,756人になっています。製造品出荷額等は、平成30（2018）年に1,833億円となりましたが、令和元（2019）年は1,666億円になっています。

◆工業の推移



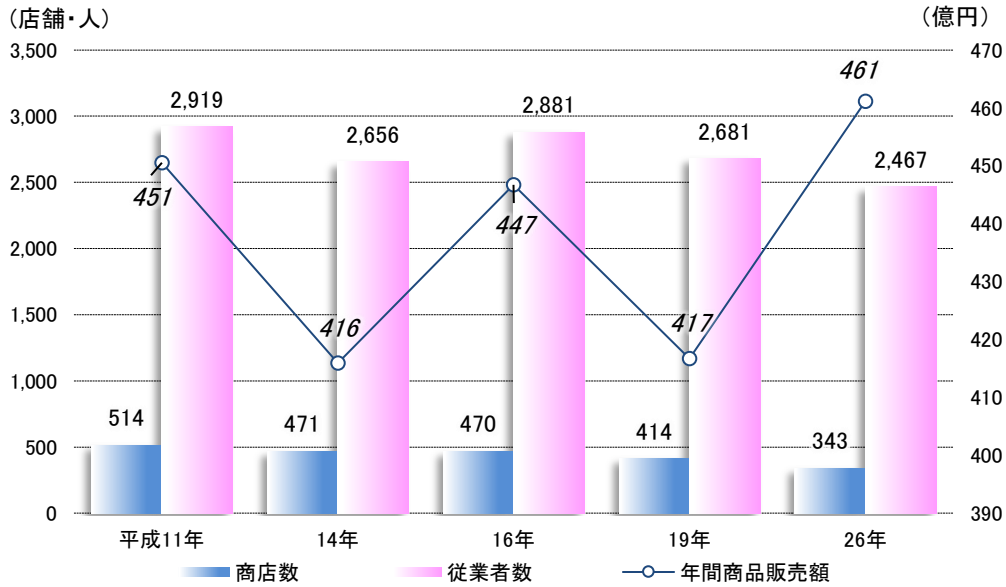
出典：工業統計調査（経済産業省）

（平成26年までは12月31日現在、

平成29年以降は6月1日現在（出荷額等は前年分）

商業については、小売商店数と従業者数は近年横ばいから若干の減少傾向となっていますが、年間商品販売額については平成26年に、平成11年以降で最も多くなっています。

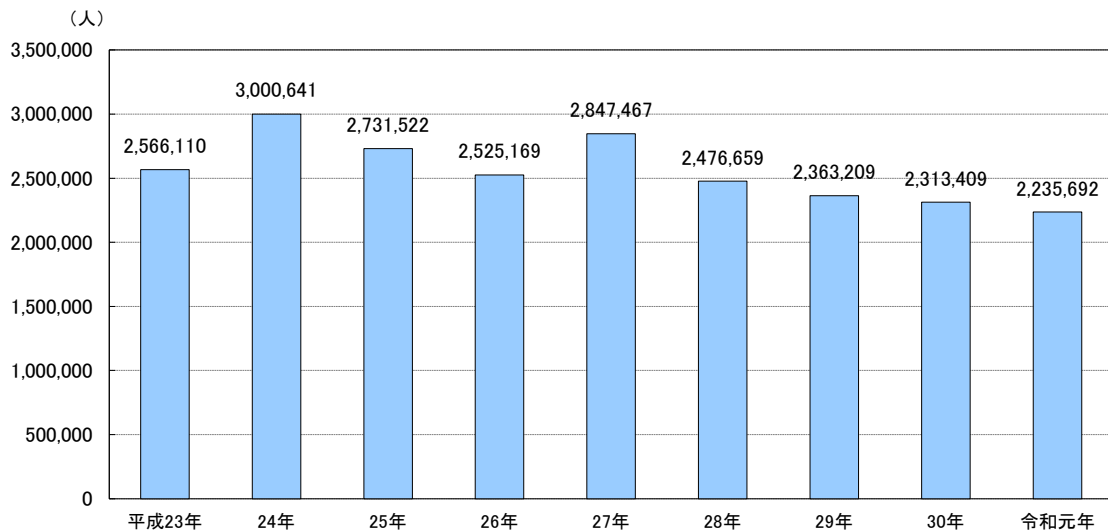
◆小売業の推移



出典：商業統計調査（経済産業省）

観光については、観光入込み客数は平成24（2012）年の300万人をピークに、その後減少傾向で推移し、令和元（2019）年には約224万人となっています。

◆観光入込み客数の推移

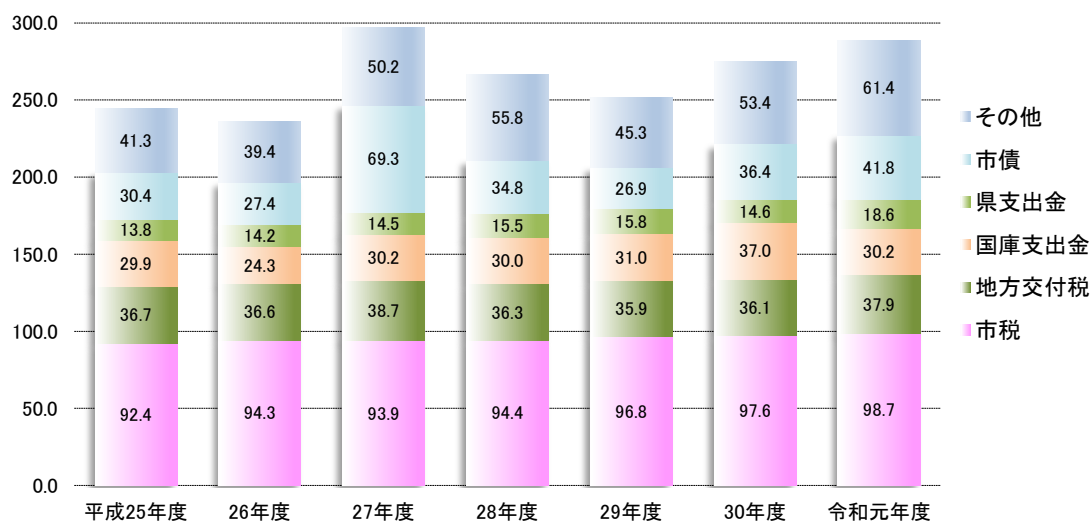


出典：栃木県観光客入込数・宿泊数推定調査（栃木県産業労働観光部）

(3) 財政

財政については、一般会計における歳入の決算額は平成27（2015）年をピークにその後はやや減少しており、令和元（2019）年度は288.6億円となっています。ただし、市税については微増傾向で推移しています。

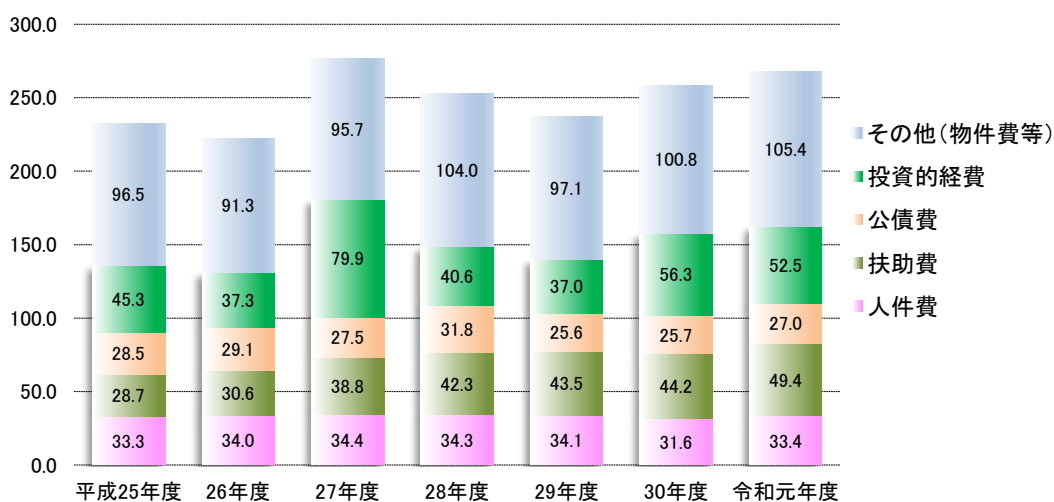
■ 一般会計歳入決算額の推移（億円）



資料：下野市財政課

歳出総額も平成27（2015）年をピークにその後はやや減少しており、令和元（2019）年度は267.7億円となっています。性質別歳出をみると、扶助費が増加傾向で推移しています。なお、平成27（2015）年度には庁舎建設のため、投資的経費が一時的に多くなっています。

■ 性質別歳出額の推移（億円）



資料：下野市財政課

序論

第1章 第2章

目標1

目標2

目標3

目標4

目標5

目標6

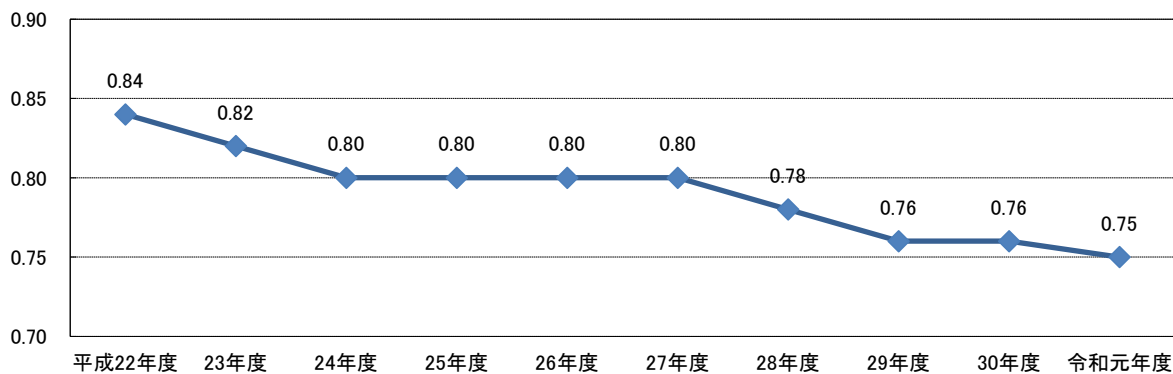
後期基本計画

付属資料

財政力指数は平成22（2010）年度の0.84から低下しており、令和元（2019）年度は0.75となっています。

経常収支比率は、85%前後で推移していましたが、平成27（2015）年度は庁舎建設のため投資的経費が増大したため、一時的に80.9%まで低下しました。その後は85%を超え、令和元（2019）年度は87.6%となっています。

■ 財政力指数の推移

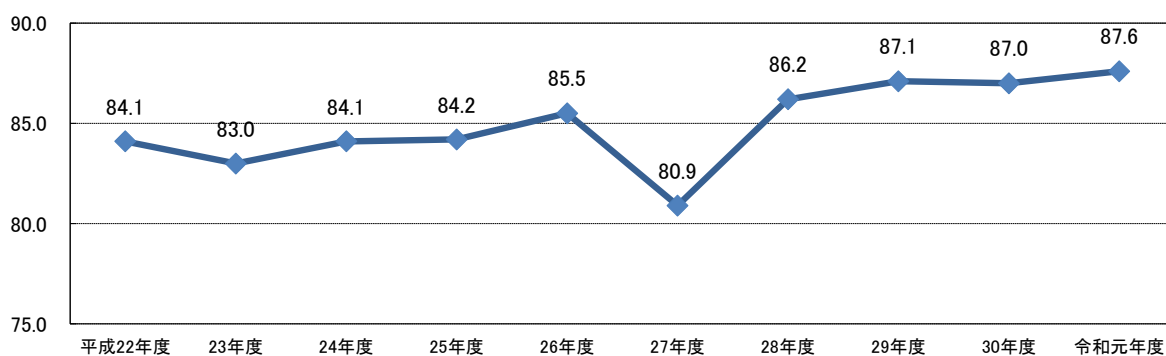


資料：決算カード（総務省）

「1」に近いほど余裕がある

地方公共団体の財政力を示す指標で、行政活動に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表し、数値が高いほど財政に余裕があります。

■ 経常収支比率の推移



資料：決算カード（総務省）

「低い」ほうがよい

人件費や扶助費、公債費などの義務的性格の経費に、地方税などの一般財源がどの程度充当されているかをみる指標で、財政構造の弾力性を判断するためのものです。

第3章 市民意識の変化

第1節 市民意識調査

【調査概要】

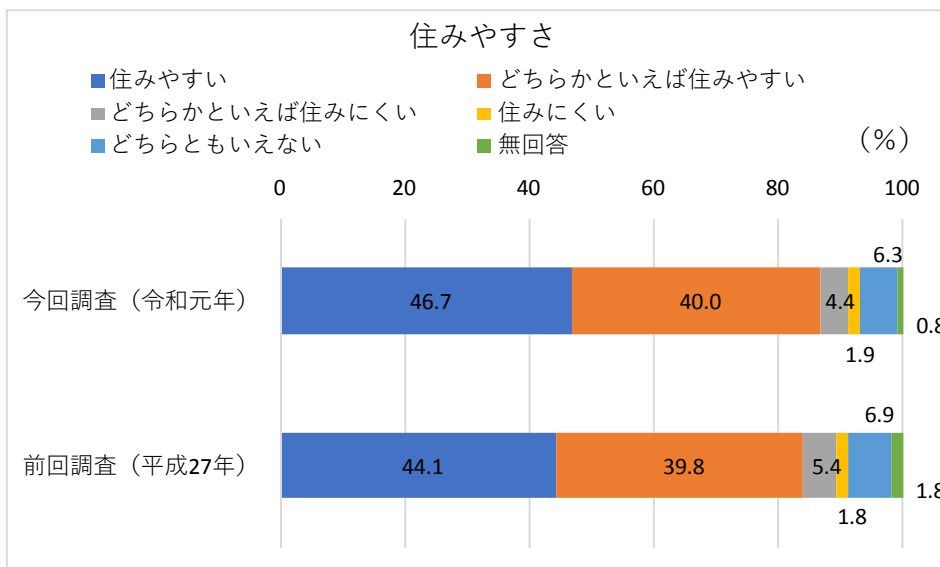
下野市の現状や将来の姿など市民の意見や要望を調査し、総合計画後期基本計画に反映するため市在住の18歳以上の市民3,000名に対し市民意識調査を実施しました。

- ◆ 調査時期 令和元年7月11日～8月9日
- ◆ 調査対象 住民基本台帳より無作為抽出
- ◆ 郵送配布 3,000票
- ◆ 郵送回収 891票（回収率29.7%）
- ◆ 調査項目
 - ・ 回答者について
 - ・ 現在の下野市について
 - ・ 市（行政）の取組について
 - ・ 「幸福感」について
 - ・ まちづくりへの参加意向について
 - ・ 国土強靱化と公共施設等の更新等について
 - ・ 自由記入意見

（1）現在の下野市について

下野市は「住みやすい」が46.7%、「どちらかといえば住みやすい」が40.0%、合わせて“住みやすい”が86.7%となっており、9割近い市民が“住みやすい”と回答しています。前回調査では83.9%であり、2.8ポイント増加しています。

■住みやすいと思っている割合



(2) 市（行政）の取組について

施策の評価について、加重平均により満足度と重要度を見ると、高いのは以下のとおりです。

(満足度)		(重要度)	
医療体制	0.77	防犯	1.49
上水道の整備	0.68	消防・防災	1.39
下水道の整備	0.59	医療体制	1.39
消防・防災	0.45	保険・年金	1.33
公園・緑地の整備	0.41	高齢者福祉	1.31

前回の満足度の上位5位は、「上水道の整備」「医療体制」「下水道の整備」「消防・防災」「ごみ処理・リサイクル」、前回の重要度の上位5位は、「防犯」「消防・防災」「医療体制」「高齢者福祉」、そして5位タイに「交通安全対策」「ごみ処理・リサイクル」でした。

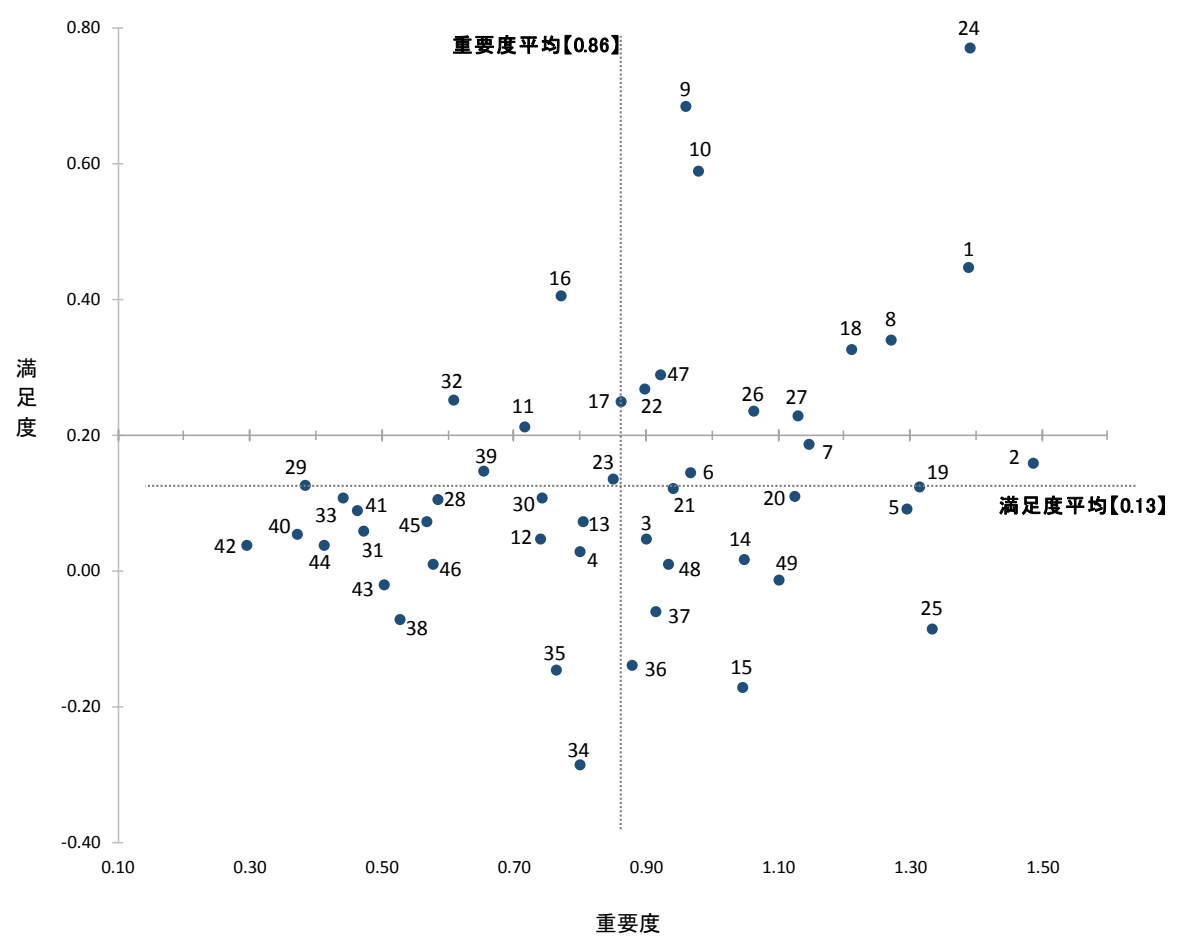
施策の評価について、加重平均により満足度と重要度を見ると、低いのは以下のとおりです。

(満足度)		(重要度)	
「保険・年金」	△0.09	地域間交流・国際交流	0.44
「農業の振興」	△0.14	男女共同参画の取組	0.41
「工業の振興」	△0.15	スポーツ・レクリエーションの機会	0.38
「公共交通の整備」	△0.17	まちづくり活動に参加する機会	0.37
「商業の振興」	△0.29	NPO 団体や市民ボランティアの登録促進	0.29

※満足度 = (「満足」×2 + 「やや満足」×1 - 「やや不満」×1 - 「不満」×2) ÷ (無回答を除く回答者数)

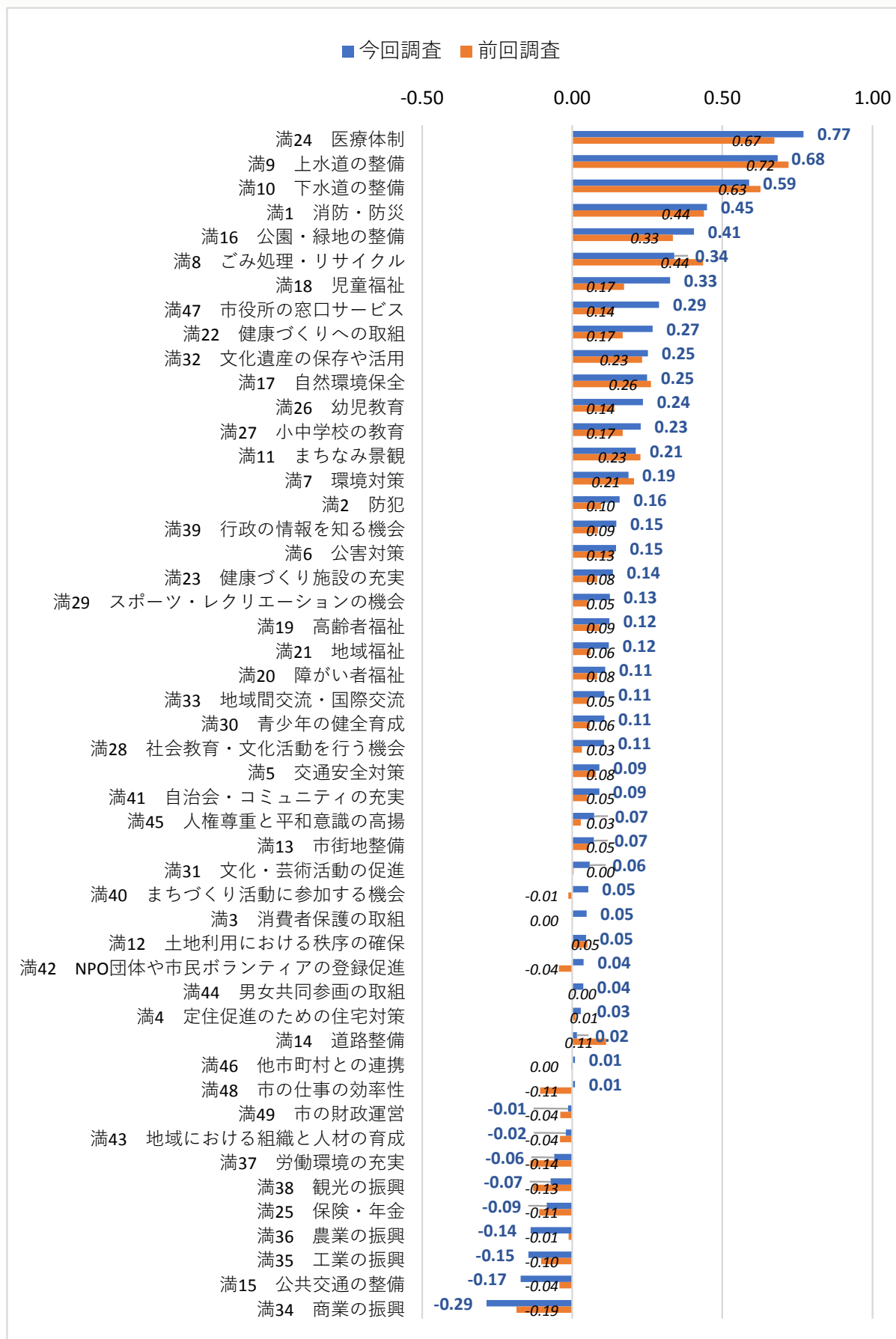
※重要度 = (「重要」×2 + 「やや重要」×1 - 「あまり重要でない」×1 - 「重要でない」×2) ÷ (無回答を除く回答者数)

■ 散布図（満足度×重要度）

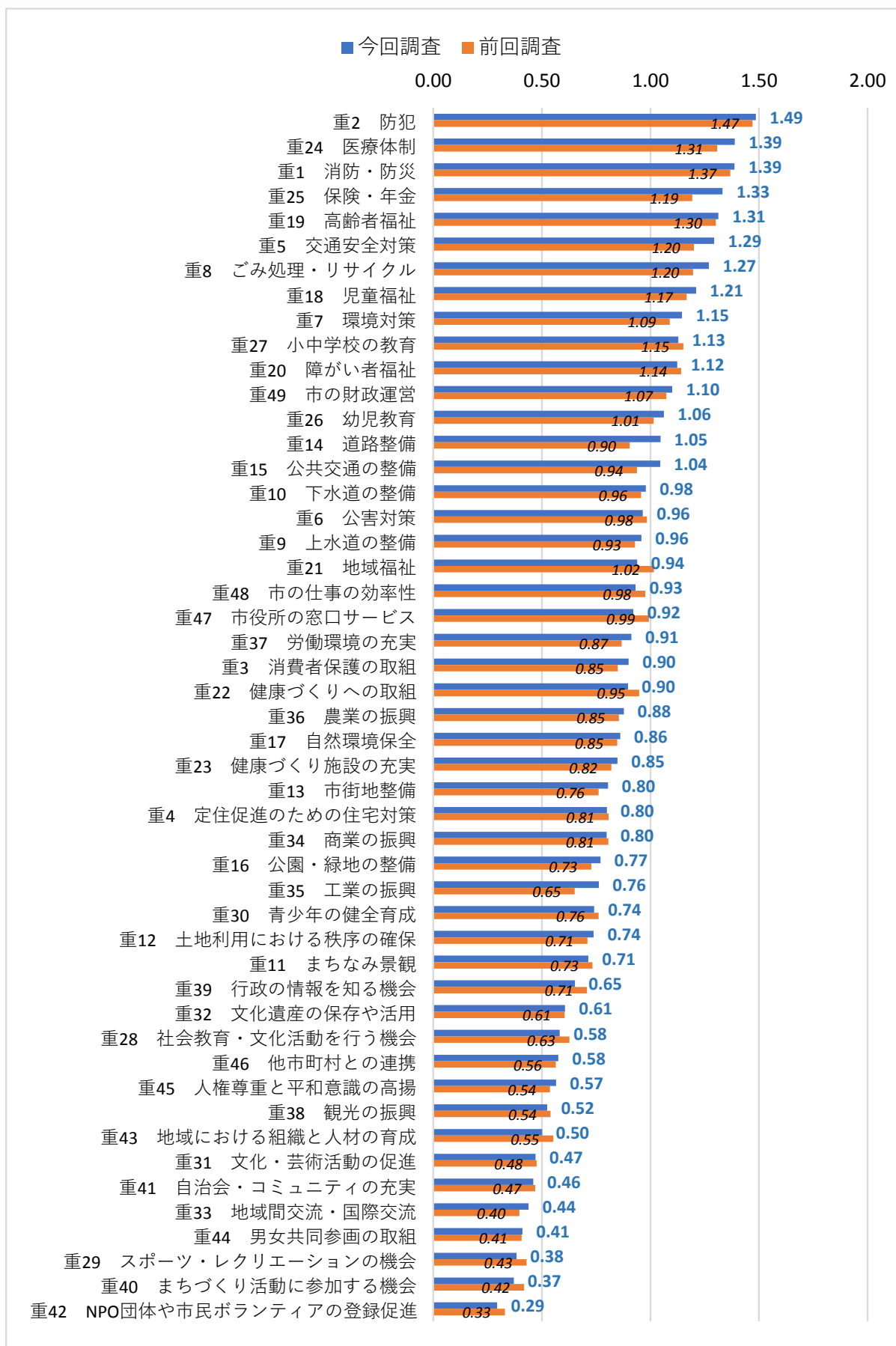


	満足度	重要度		満足度	重要度
1. 消防・防災	0.45	1.39	25. 保険・年金	-0.09	1.33
2. 防犯(犯罪対策)	0.16	1.49	26. 幼児教育	0.24	1.06
3. 消費者保護の取組	0.05	0.90	27. 小中学校の教育	0.23	1.13
4. 定住促進のための住宅対策	0.03	0.80	28. 社会教育・文化的活動を行う機会	0.11	0.58
5. 交通安全対策	0.09	1.29	29. スポーツ・レクリエーションの機会	0.13	0.38
6. 公害対策	0.15	0.96	30. 青少年の健全育成	0.11	0.74
7. 環境対策	0.19	1.15	31. 文化・芸術活動の促進	0.06	0.47
8. ごみ処理・リサイクル	0.34	1.27	32. 文化遺産の保存や活用	0.25	0.61
9. 上水道の整備	0.68	0.96	33. 地域間交流・国際交流	0.11	0.44
10. 下水道の整備	0.59	0.98	34. 商業の振興	-0.29	0.80
11. まちなみ景観	0.21	0.71	35. 工業の振興	-0.15	0.76
12. 土地利用における秩序の確保	0.05	0.74	36. 農業の振興	-0.14	0.88
13. 市街地整備	0.07	0.80	37. 労働環境の充実	-0.06	0.91
14. 道路整備	0.02	1.05	38. 観光の振興	-0.07	0.52
15. 公共交通の整備	-0.17	1.04	39. 行政の情報を知る機会(広報・公聴の充実など)	0.15	0.65
16. 公園・緑地の整備	0.41	0.77	40. まちづくり活動に参加する機会	0.05	0.37
17. 自然環境保全	0.25	0.86	41. 自治会・コミュニティの充実	0.09	0.46
18. 児童福祉(保育園、各種手当等、子育て支援など)	0.33	1.21	42. NPO 団体や市民ボランティアの登録促進	0.04	0.29
19. 高齢者福祉(在宅サービス、介護保険、生きがいづくり)	0.12	1.31	43. 地域における組織と人材の育成	-0.02	0.50
20. 障がい者福祉(在宅サービス、社会参加)	0.11	1.12	44. 男女共同参画の取組	0.04	0.41
21. 地域福祉	0.12	0.94	45. 人権尊重と平和意識の高揚	0.07	0.57
22. 健康づくりへの取組	0.27	0.90	46. 他市町村との連携	0.01	0.58
23. 健康づくり施設の充実	0.14	0.85	47. 市役所の窓口サービス	0.29	0.92
24. 医療体制	0.77	1.39	48. 市の仕事の効率性	0.01	0.93
			49. 市の財政運営	-0.01	1.10

■加重平均（満足度）



■加重平均（重要度）



序論

第1章 第2章

目標1

目標2

目標3

目標4

目標5

目標6

後期基本計画

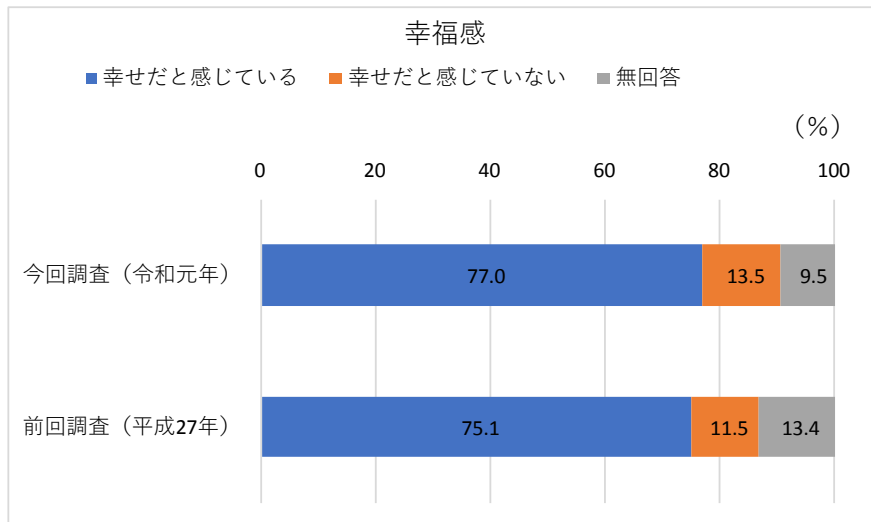
付属資料

(3) 「幸福感」について

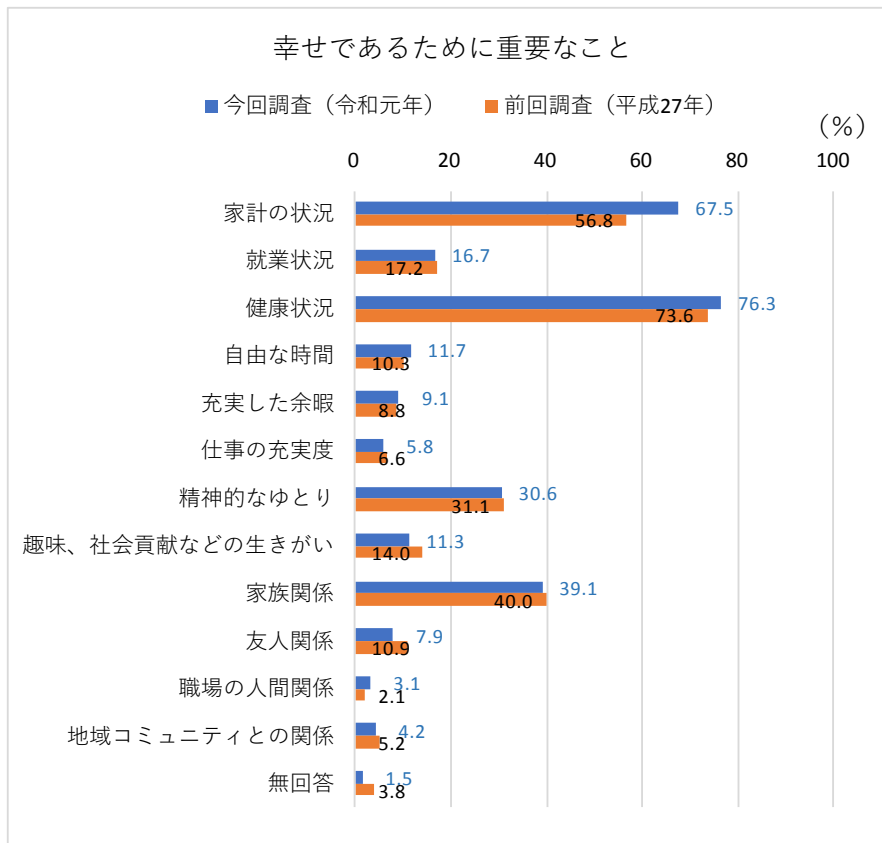
下野市で生活していて「幸せだと感じている」が77.0%と8割近い市民が幸せと感じています。前回調査では75.1%であり、1.9ポイント増加しました。性別で見ると、「男性」が74.4%、「女性」が79.2%であり、女性のほうが幸福感が高くなっています。

幸せであるために重要なのは「健康状況」が76.3%（前回73.6%）、「家計の状況」が67.5%（前回56.8%）と回答しています。

■ 「幸せ」と感じている割合



■ 「幸せ」であるために重要なこと



第2節 中学生・若者アンケート

【調査概要】

中学生

下野市のまちづくりについての意見や希望を調査し、総合計画後期基本計画に反映するため下野市立中学校の2年生全員に対しアンケート調査を実施しました。

- ◆対象 下野市立中学校の2年生全員
- ◆調査方法 学校を通じて配布・回収
- ◆配布 532票
- ◆回収 493票（回収率92.7%）
- ◆調査時期 令和元年7月

若者

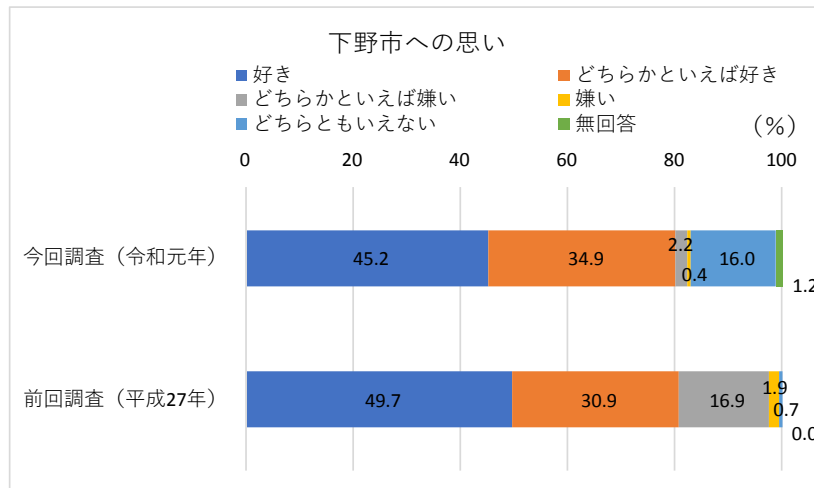
下野市のまちづくりについての意見や希望（将来のUターン希望を含む）を調査し、総合計画後期基本計画に反映するため平成31年4月1日時点で16歳の市民全員に対しアンケート調査を実施しました。

- ◆対象 高校2年生に相当する市民（平成31年4月時点で16歳）
（前は栃木県立小山北桜高等学校と栃木県立石橋高等学校の在学学生）
- ◆調査方法 郵送配布・郵送回収
- ◆配布 613票
- ◆回収 154票（回収率25.1%）
- ◆調査時期 令和元年7月11日～8月9日

(1) 下野市のことをどう思うか

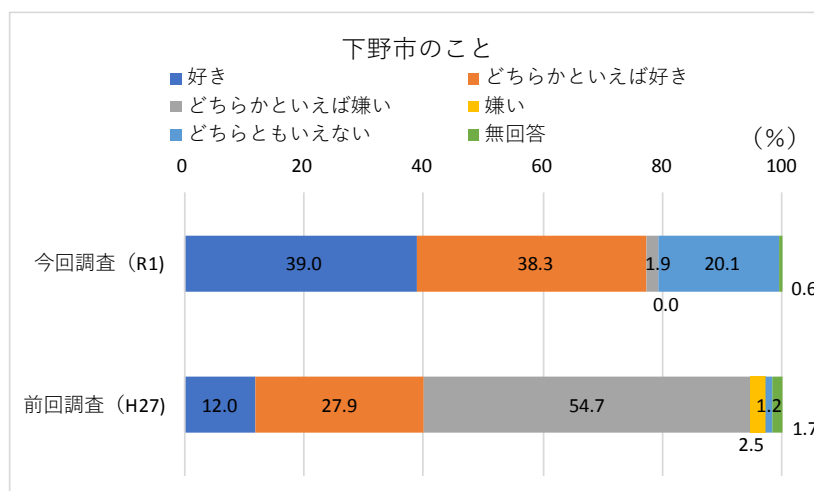
中学生

下野市への思いは、「好き」が45.2%、「どちらかといえば好き」が34.9%で、合わせて80.1%が“好き”と回答しています。前回調査と比べて「好き」の割合は4.5ポイント減少していますが、“好き”は80.6%から80.1%へとほぼ同様の結果となっています。



若者

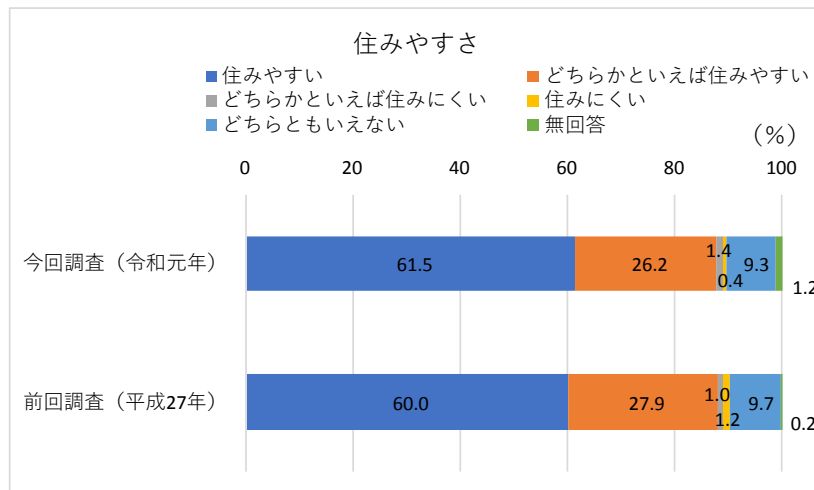
下野市への思いは、「好き」が39.0%、「どちらかといえば好き」が38.3%で、合わせて77.3%が“好き”と回答しています。



(2) 下野市の住みやすさについて

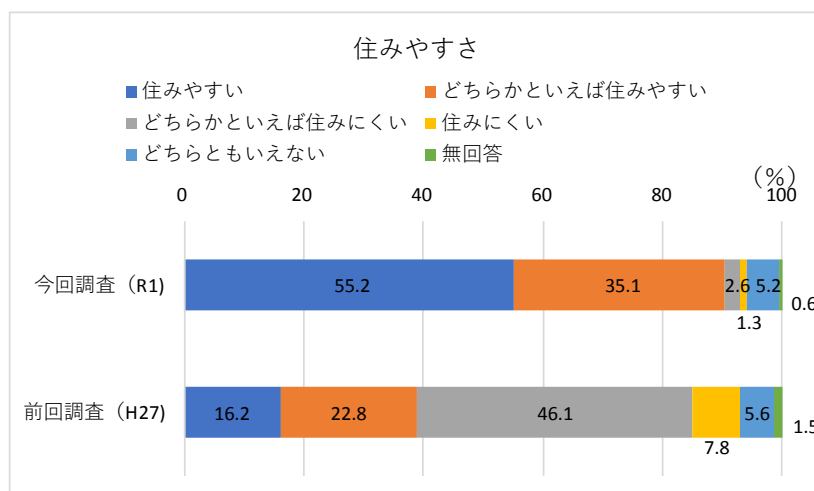
中学生

下野市の住みやすさは、「住みやすい」が61.5%、「どちらかといえば住みやすい」が26.2%で、合わせて87.7%が“住みやすい”と回答しています。前回調査でも“住みやすい”が87.9%であり、同様の結果となっています。



若者

下野市の住みやすさは、「住みやすい」が55.2%、「どちらかといえば住みやすい」が35.1%で、合わせて90.3%が“住みやすい”と回答しています。



(3) 自慢できるものや将来に大切に残したいもの

中学生

下野市で自慢できるもの、将来に大切に残したいものは、「自然」、「かんぴょう」や「いちご」などの農産物、「医療・病院」や「自治医大」などの医療機関のほか、「薬師寺」や「国分寺」、これに「歴史」を含めた“歴史的環境”などがあげられています。また、「住みやすい」環境や「祭り」などといった指摘もありました。

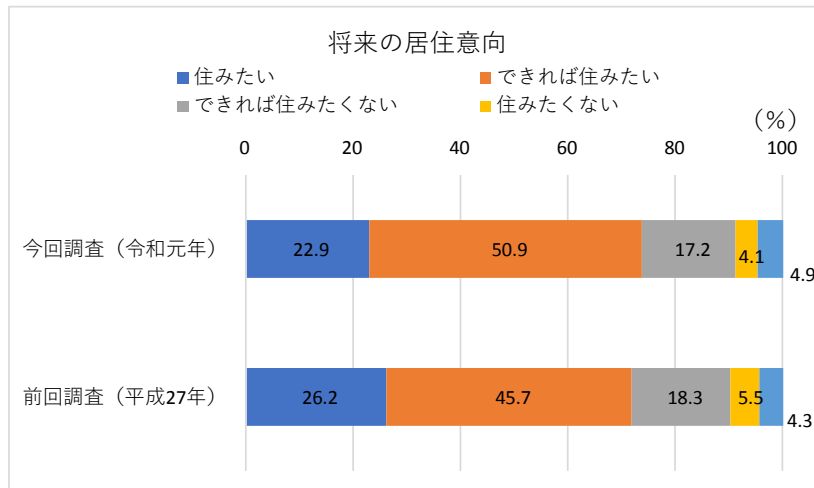
若者

下野市で自慢できるもの、将来に大切に残したいものは、「医療・病院」が多く、次いで「かんぴょう」、「自然」、「公園」、「歴史」などがあげられています。

(4) 下野市への居留意向

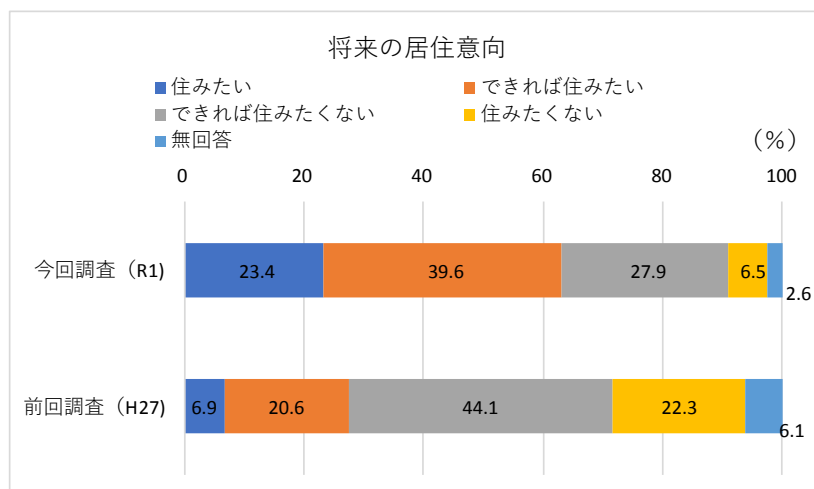
中学生

将来の下野市への居留意向は、「住みたい」が22.9%、「できれば住みたい」が50.9%、合わせて“住みたい”が73.8%となっています。前回調査の“住みたい”71.9%から、1.9ポイント増加しました。



若者

将来の下野市への居留意向は、「住みたい」が23.4%、「できれば住みたい」が39.6%、合わせて“住みたい”が63.0%となっています。



第4章 前期基本計画の取組状況と課題

目標1 大切な命を育み、健康で笑顔あふれるまちづくり

<施策大綱>

医療機関が充実しており、子どもから高齢者まで安心して生活できる環境が整っている本市において、市内で子どもを産み、生涯健康で安心して住み続けることができるまちを目指します。

具体的には、医療体制の強化や市民の健康づくり活動、保健の充実により、子どもを産み育てやすく、高齢者や障がい者も地域で支え合いながら健康で暮らしやすい医療・福祉環境の充実を図ります。

<取組状況>

指標の達成率をみると、「1-4 障がい者（児）とともに生きる環境づくり」と「1-5 誰もが安心して暮らせるまちづくり」が低い水準となっていますが、職員による自己評価である「施策評価」や市民意識調査結果を使用した市民目線の「満足度」では、比較的高い水準となっています。「1-5 誰もが安心して暮らせるまちづくり」は、地域共生社会を目指すうえで中心となる基本施策であることから、そのための指標の設定や取組の推進が求められます。

■基本施策ごとの評価結果概要（令和元年度末時点）

基本施策	主な事業	指標の達成率	施策評価	満足度
1-1 いきいき暮らせる健康づくり	がん対策事業、母子保健事業、乳幼児健康診査事業、きらら館・ゆうゆう館・ふれあい館管理事業	79.5	8.3	2.7
1-2 子育て家庭を支援する環境づくり	教育・保育施設の整備、薬師寺保育園の民営化、国分寺東小学童保育室整備	100.0	7.9	3.0
1-3 高齢者が元気で暮らせる体制づくり	高齢者福祉事業、介護保険事業、地域包括ケア推進事業	100.0	8.3	3.0
1-4 障がい者（児）とともに生きる環境づくり	相談支援事業、障がい者自立支援事業、障がい児通所支援事業	50.0	7.7	3.0
1-5 誰もが安心して暮らせるまちづくり	民生委員児童委員活動事業、生活困窮者自立相談支援事業、難病患者等福祉手当給付事業、特定健康診査事業、特定健診未受診者対策事業、人間ドック検診助成事業	42.5	8.0	3.0

※指標の達成率は%（現状値から目標値に対する達成割合を百分率で表示。現状値より下がった場合はマイナスの場合もありうる。指標が複数ある場合は平均。）

※施策評価は9点満点（必要性、有効性、効率性それぞれ3ポイント。施策が複数ある場合はその平均。）

※満足度は3点満点（市民満足度の★の数の目標達成が3点、★1つ不足が2点、★2つ以上不足が1点）

（★の設定の仕方は8～9ページ参照）

目標 2 文化を育み、心豊かな人を育て未来につなぐまちづくり

<施策大綱>

豊かな自然環境や歴史ある文化の継承と活用による学ぶ機会を創出し、元気な市民が集い、いきいきと活動するまちを目指します。

具体的には、地域と学校が連携した教育環境の充実や、生涯学習やスポーツ・レクリエーションを通じた学習機会の充実と学習成果を活かした活動を支援します。また、本市の文化を継承しながら、子どもの頃から芸術・文化に触れる機会を創出し、市民同士や市外との交流に取り組みます。

<取組状況>

指標の達成率をみると、「2-2 生涯にわたり学べる機会づくり」が低い水準となっており、職員による自己評価である施策評価では「2-3 市民総スポーツ“ひとり1スポーツ”の環境づくり」が比較的低い水準に、市民意識調査結果を使用した市民目線の満足度では「2-1 将来を担う人づくり」が比較的低い水準となっています。市民の学習活動はまちづくりを推進するうえで欠くことのできない基本施策であり、推進が求められます。

■基本施策ごとの評価結果概要（令和元年度末時点）

基本施策	主な事業	指標の達成率	施策評価	満足度
2-1 将来を担う人づくり	下野子ども力発動プロジェクト事業、児童生徒英語教育推進事業、小中一貫教育推進事業、学校適正配置推進事業、石橋中大規模改修事業	63.3	7.9	2.0
2-2 生涯にわたり学べる機会づくり	生涯学習推進事業、社会教育事業、青少年育成事業、南河内公民館、国分寺公民館改修工事	48.1	8.2	3.0
2-3 市民総スポーツ“ひとり1スポーツ”の環境づくり	大松山運動公園整備事業	92.1	6.4	3.0
2-4 文化芸術と文化遺産による豊かな生活環境づくり	小中学校芸術文化鑑賞事業、文化振興事業、グリムの館施設整備事業、下野市文化財保存活用地域計画策定事業・しもつけ風土記の丘資料館増改築事業・史跡下野国分尼寺跡保存整備事業、親善友好都市交流事業、国際交流事業	100.0	8.0	3.0

※指標の達成率は%（現状値から目標値に対する達成割合を百分率で表示。現状値より下がった場合はマイナスの場合もありうる。指標が複数ある場合は平均。）

※施策評価は9点満点（必要性、有効性、効率性それぞれ3ポイント。施策が複数ある場合はその平均。）

※満足度は3点満点（市民満足度の★の数の目標達成が3点、★1つ不足が2点、★2つ以上不足が1点）（★の設定の仕方は8～9ページ参照）

目標3 豊かな自然と人に優しい環境が共生した安全・安心なまちづくり

<施策大綱>

豊かな自然環境や住環境と共生し、地球環境にやさしく自然災害にも強い安全・安心なまちづくりを目指すとともに、市民の日常生活を支えるための生活環境の充実を目指し、若者の定住を促進します。

具体的には、消防・防災の推進と防犯・交通安全対策により安全・安心なまちづくりに取り組むとともに、消費生活向上に向けた支援や公共交通網の充実を図ります。また、ごみ処理・リサイクルの推進や地球温暖化対策による環境にやさしいまちづくりを推進します。

<取組状況>

指標の達成率をみると、「3-2 安全・安心な生活環境づくり」が低い水準となっており、職員による自己評価である施策評価では概ね高い評価となっています。市民意識調査結果を使用した市民目線の満足度では「3-3 快適に暮らせる環境づくり」が比較的低い水準となっています。都市ブランドを維持していくうえでも重要な分野であり、全体的な底上げを図っていく必要があります。

■基本施策ごとの評価結果概要（令和元年度末時点）

基本施策	主な事業	指標の達成率	施策評価	満足度
3-1 うるおいのある 緑環境づくり	三王山地区公園整備事業、公園施設長寿命化 計画策定事業、河川管理事業、緑化推進事業	70.6	7.9	2.5
3-2 安全・安心な生 活環境づくり	石橋地区消防組合負担金、非常備消防事務 費、消費者行政事業	50.0	8.2	2.5
3-3 快適に暮らせる 環境づくり	一般廃棄物収集運搬業務委託事業、環境基本 計画推進事業、デマンドバス運行事業、広域 連携バス実証運行事業、駐輪場維持管理事業	85.2	7.9	2.0

※指標の達成率は%（現状値から目標値に対する達成割合を百分率で表示。現状値より下がった場合はマイナスの場合もありうる。指標が複数ある場合は平均。）

※施策評価は9点満点（必要性、有効性、効率性それぞれ3ポイント。施策が複数ある場合はその平均。）

※満足度は3点満点（市民満足度の★の数の目標達成が3点、★1つ不足が2点、★2つ以上不足が1点）

（★の設定の仕方は8～9ページ参照）

目標4 地域資源を活かし、産業・地域が躍進するまちづくり

<施策大綱>

本市の下野ブランドの取組のように、第1次産業から第3次産業までの各産業が連携し、地域での雇用の創出と観光による交流が生まれるまちを目指します。

具体的には、全国一の生産量を誇るかんぴょうをはじめ、米麦や露地野菜、施設園芸、畜産などを中心に農業振興を図り、多様な産業の連携による6次産業化を図るとともに、工業・商業の振興による雇用の創出を図ります。また、自然・歴史・文化などの地域資源に更なる磨きをかけるとともに、下野ブランドの充実に取り組み、新たな観光資源の掘り起こしなどの観光振興を図り、シティセールスを推進します。

<取組状況>

指標の達成率をみると、「4-2 商工業による躍進するまちづくり」と「4-3 魅力あふれる観光まちづくり」がマイナスとなっており、市民意識調査結果を使用した市民目線の満足度では「4-1 地域の特性を活かした農業・農村づくり」が低い水準となっています。職員による自己評価である施策評価ではそれほど低い評価とはなっていませんが、地域経済振興への取組はこれまで以上に推進していくことが求められます。

■基本施策ごとの評価結果概要（令和元年度末時点）

基本施策	主な事業	指標の達成率	施策評価	満足度
4-1 地域の特性を活かした農業・農村づくり	担い手支援事業、新規就農総合支援事業、農地中間管理機構集積協力金交付事業	75.9	7.4	2.0
4-2 商工業による躍進するまちづくり	中小企業制度融資、商工会運営・事業補助、空き店舗対策	-31.0	7.5	2.0
4-3 魅力あふれる観光まちづくり	観光プロモーション事業、天平の丘公園周辺管理事業、天平の丘公園周辺施設整備事業	-12.5	7.8	3.0

※指標の達成率は%（現状値から目標値に対する達成割合を百分率で表示。現状値より下がった場合はマイナスの場合もありうる。指標が複数ある場合は平均。）

- ・4-2 商工業による躍進するまちづくりでは、創業資金活用件数、事業所数が現状値より下がったため、マイナスとなっている。
- ・4-3 魅力あふれる観光まちづくりでは、観光客入込客数が現状値より下がったため、マイナスとなっている。

※施策評価は9点満点（必要性、有効性、効率性それぞれ3ポイント。施策が複数ある場合はその平均。）

※満足度は3点満点（市民満足度の★の数の目標達成が3点、★1つ不足が2点、★2つ以上不足が1点）

（★の設定の仕方は8～9ページ参照）

目標5 快適でうるおいのある環境で新たな人の流れをつくるまちづくり

<施策大綱>

秩序ある土地利用による拠点形成と充実した道路網による地域間の連携により、快適な暮らしを形成するまちづくりを目指し、若い世代の定住を促進します。

具体的には、3つの駅を中心とした居住や都市機能・生活機能の集約を図るとともに、公園や緑地など自然環境と調和した住環境形成に取り組み、定住促進を図ります。また、道路・橋梁の整備などを計画的に行うことにより、利便性が高く人に優しい交通環境づくりを図るとともに、充実した上下水道の維持・管理による快適な水環境の形成に取り組みます。

<取組状況>

指標の達成率をみると、各基本施策とも70%前後の水準となっています。職員による自己評価である施策評価では概ね高い評価となっています。市民意識調査結果を使用した市民目線の満足度では「5-2 人に優しい交通環境づくり」が低い水準となっています。3駅を中心としたコンパクトシティを目指しつつも、市民意識調査等でも指摘されている「バス交通の充実」にも取り組んでいく必要があります。

■基本施策ごとの評価結果概要（令和元年度末時点）

基本施策	主な事業	指標の達成率	施策評価	満足度
5-1 快適に住み続けられる住環境づくり	都市計画マスタープラン改定事業、立地適正化計画策定事業、景観計画策定事業、定住希望者住宅取得支援事業、空き家対策事業、土地区画整理事業、地籍調査事業	65.1	8.6	3.0
5-2 人に優しい交通環境づくり	幹線道路整備事業、自治医大駅周辺整備事業、スマートIC整備事業、JR小金井駅東西自由通路修繕事業	75.6	8.1	1.0
5-3 安全で快適な水環境づくり	重要給水施設配水管更新事業、水道施設整備事業、配水管布設（区画整理）事業、公共下水道事業（汚水・雨水）、特定環境保全公共下水道事業（汚水）	68.9	8.6	3.0

※指標の達成率は%（現状値から目標値に対する達成割合を百分率で表示。現状値より下がった場合はマイナスの場合もありうる。指標が複数ある場合は平均。）

※施策評価は9点満点（必要性、有効性、効率性それぞれ3ポイント。施策が複数ある場合はその平均。）

※満足度は3点満点（市民満足度の★の数の目標達成が3点、★1つ不足が2点、★2つ以上不足が1点）

（★の設定の仕方は8～9ページ参照）

- 5-2 人に優しい交通環境づくりでは、道路整備における目標値 5 に対して市民満足度が3となったため、満足度が1点となった。

目標6 市民が主役の市民と行政が協働するまちづくり

<施策大綱>

平成26（2014）年4月に施行した「下野市自治基本条例」の基本理念である「市民が主役のまちづくりの推進」を目的として、市民みんなで協働と健全なまちを目指します。

具体的には、自治基本条例に則って、地域の特性に応じた市民によるまちづくりのために行う市民活動や地域活動への支援など、市民と行政による協働のまちづくりを推進します。また、地方分権の進展に対応し、自立したまちづくりに向け健全な行財政運営を推進します。

<取組状況>

指標の達成率をみると、「6-2 健全な行財政運営の仕組づくり」が比較的低い水準となっており、職員による自己評価である施策評価でも7ポイント台となっています。市民意識調査結果を使用した市民目線の満足度でも「6-2 健全な行財政運営の仕組づくり」が比較的低い水準となっています。社会経済環境が厳しさを増す中で、これまで以上に行財政改革を推進していくことが課題となっています。

■基本施策ごとの評価結果概要（令和元年度末時点）

基本施策	主な事業	指標の達成率	施策評価	満足度
6-1 協働のまちづくりの体制づくり	自治基本条例の検証、市民活動補助事業、男女共同参画推進事業、人権啓発事業、人権教育講演会の開催	100.0	7.9	3.0
6-2 健全な行財政運営の仕組づくり	広報広聴業務事務費、公共施設マネジメント推進事業、しもつけ・未来・プロモーション事業、市債繰上償還、第三次長期財政健全化計画策定、新公会計制度に基づく統一基準により財務書類作成・公表	63.3	7.0	2.0

※指標の達成率は%（現状値から目標値に対する達成割合を百分率で表示。現状値より下がった場合はマイナスの場合もありうる。指標が複数ある場合は平均。）

※施策評価は9点満点（必要性、有効性、効率性それぞれ3ポイント。施策が複数ある場合はその平均。）

※満足度は3点満点（市民満足度の★の数の目標達成が3点、★1つ不足が2点、★2つ以上不足が1点）

（★の設定の仕方は8～9ページ参照）

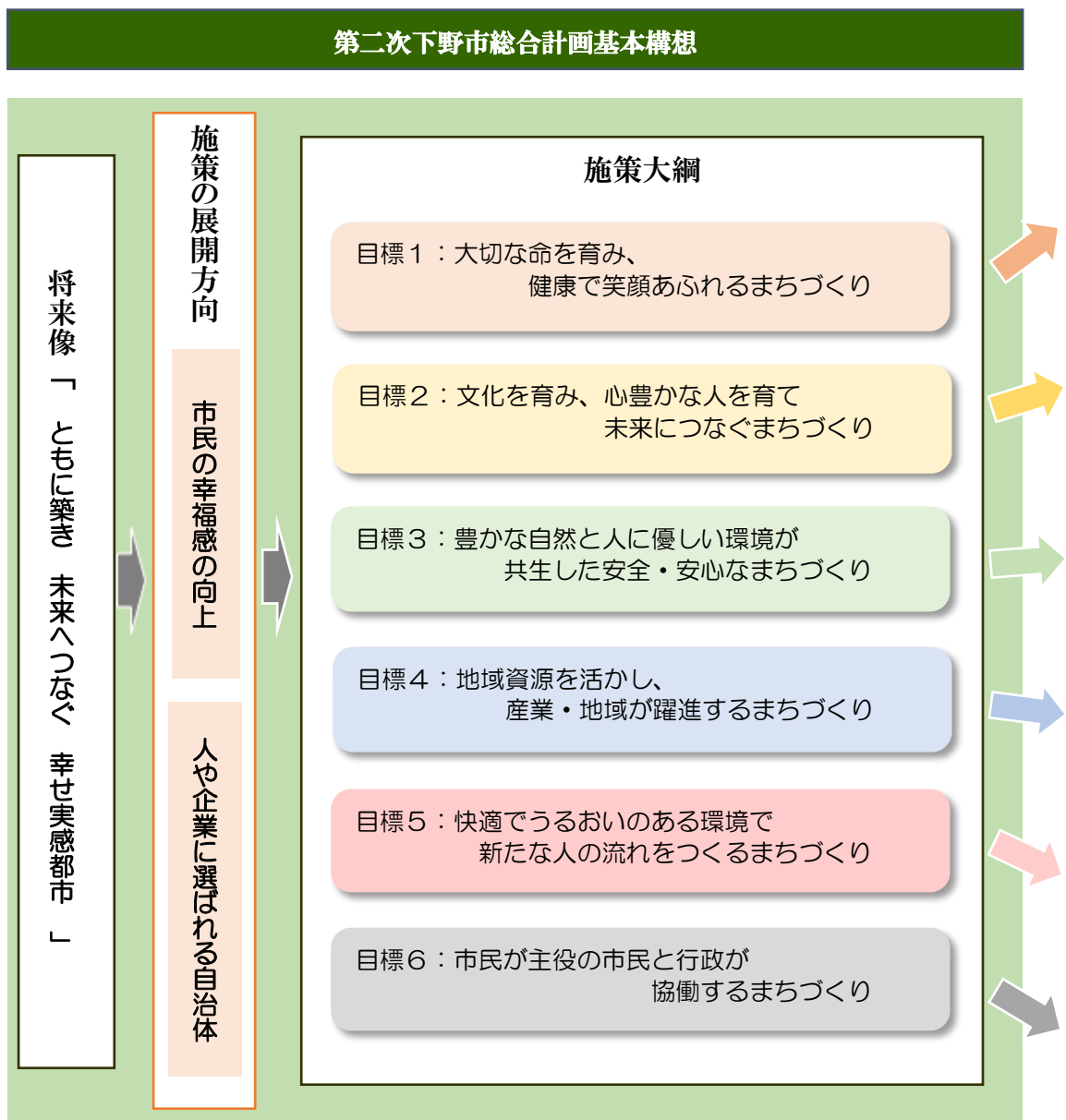
後期基本計画

- 第1章 施策体系
- 第2章 しもつけ重点プロジェクト
- 第3章 施策概要

第1章 施策体系

「基本構想」では、下野市の目指す将来像「ともに築き 未来へつなぐ 幸せ実感都市」の実現を目指し、今後の施策の展開方向を「市民の幸福度の向上」「人や企業に選ばれる自治体」と定め、施策大綱では分野別に基本目標を掲げました。

この施策大綱を受け、「後期基本計画」で実施していく基本施策を明らかにします。



後期基本計画 基本施策

目標1：大切な命を育み、健康で笑顔あふれるまちづくり

- (1) いきいき暮らせる健康づくり
- (2) 子育て家庭を支援する環境づくり
- (3) 高齢者が元気で暮らせる体制づくり
- (4) 障がい者（児）とともに生きる環境づくり
- (5) 誰もが安心して暮らせるまちづくり

目標2：文化を育み、心豊かな人を育て未来につなぐまちづくり

- (1) 将来を担う人づくり
- (2) 生涯にわたり学べる機会づくり
- (3) 市民総スポーツ“ひとり1スポーツ”の環境づくり
- (4) 文化芸術と文化遺産による豊かな生活環境づくり

目標3：豊かな自然と人に優しい環境が共生した安全・安心なまちづくり

- (1) うるおいのある緑環境づくり
- (2) 安全・安心な生活環境づくり
- (3) 快適に暮らせる環境づくり

目標4：地域資源を活かし、産業・地域が躍進するまちづくり

- (1) 地域の特性を活かした農業・農村づくり
- (2) 商工業による躍進するまちづくり
- (3) 魅力あふれる観光まちづくり

目標5：快適でうるおいのある環境で新たな人の流れをつくるまちづくり

- (1) 快適に住み続けられる住環境づくり
- (2) 人に優しい交通環境づくり
- (3) 安全で快適な水環境づくり

目標6：市民が主役の市民と行政が協働するまちづくり

- (1) 協働のまちづくりの体制づくり
- (2) 健全な行財政運営の仕組みづくり

第2章 しもつけ重点プロジェクト

第1節 しもつけ重点プロジェクトの位置付け

少子高齢化が進展する中、本市においても地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある地域社会を維持していく「地方創生」の取組が更に必要となっています。

「前期基本計画」において、「人いきいきプロジェクト」、「街いきいきプロジェクト」、「暮らしいきいきプロジェクト」の3つの重点プロジェクトを位置づけ、その推進を図ってきており、「後期基本計画」策定に際して「前期基本計画」の推進・達成状況を点検・評価として、市民意識調査や施策評価などの検証作業を実施しました。

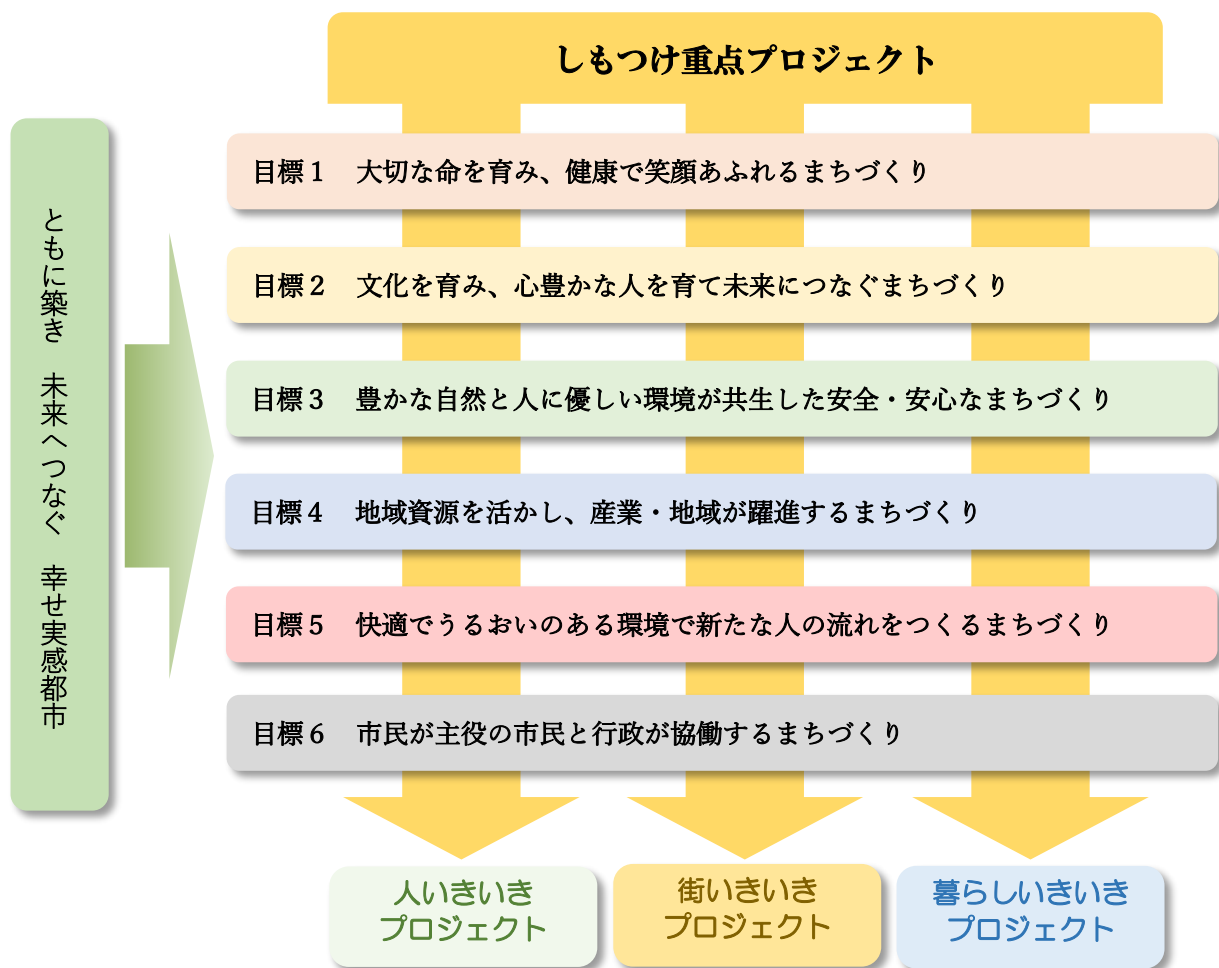
また、令和元（2019）年9月から10月にかけて日本列島を襲った台風は、強風、大雨による甚大な被害をもたらし、本市においても浸水被害等が発生しました。地震や台風などの自然災害に対して、強靱な地域づくりを進めていく必要があります。

さらに、令和2（2020）年3月にWHOがパンデミックと宣言した新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会経済への影響は甚大であり、早期回復とともに、今後、新たな発生が懸念される感染症への対策を考慮した各種事業を展開していくことが求められます。

「しもつけ重点プロジェクト」は、下野市の将来像の実現に向け、前期基本計画の考え方を継承し、後期基本計画期間においても「人いきいき」、「街いきいき」、「暮らしいきいき」の3つのプロジェクトを設定し、成果が強く望まれる施策・事業について、施策体系の枠組みを超え、横断的かつ総合的に進めることにより相乗的な効果を発揮させ、その波及効果が期待できるものとしています。

各施策・事業を強力に推進するにとどまらず、施策・事業の相乗効果を最大限に高めることにより、住みよさ県内ナンバー1を目指し、重点的かつ戦略的な展開を図ります。

■しもつけ重点プロジェクトの設定イメージ



第2節 しもつけ重点プロジェクト

人いきいきプロジェクト

【プロジェクトの考え方】

市民が「幸せ」であるために重要だと思ふことの上位に「健康」や「家族」があげられています。本市の全国トップクラスの医療環境を活かすとともに感染症対策等を充実して、子どもから高齢者まで健康な生活を送ることができ、また、人・家族が安心して生活できる医療と福祉の連携により、健康寿命の延伸につながるプロジェクトを展開します。

また、生涯にわたる学び・活動の場の充実に取り組むとともに、ICTを活かした教育、小中一貫教育の推進など、教育・学習環境の向上をハード・ソフト両面から図り、いきいきと活力に満ちた多くの市民が集うプロジェクトを展開します。

街いきいきプロジェクト

【プロジェクトの考え方】

自然災害が比較的少ない本市においても、「下野市国土強靱化地域計画」に基づく災害時に備えた体制と防災・減災施設等の整備や「下野市都市計画マスタープラン」に基づくまちづくり等を推進し、市民が生涯安心して幸せに暮らすことができる住環境の整備充実を図ります。また、充実した交通基盤・地域医療、東京圏へのアクセスが容易な地理的優位性などを活かし、定住促進に向けたプロジェクトを展開します。

担い手農家への農地の集積等による豊かな農畜産物の生産や歴史・文化資源、道の駅を活用したシティセールスの取組を推進し、下野ブランドの魅力向上のための施策を展開します。また、既存産業の活性化、魅力ある産業や雇用創出を図るため、産業団地の整備等、人や企業から選ばれる産業環境づくりを促進し、交流人口を増やす取組を通して、街がいきいきと輝くプロジェクトを展開します。

暮らしいきいきプロジェクト

【プロジェクトの考え方】

生活環境の向上のほか、近年頻発する自然災害等に対し、安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを推進するため、「下野市自治基本条例」により地域の絆の強化、協働のまちづくりを推進するなど、市民力の向上を図ることにより市民がいきいきと暮らせるプロジェクトを展開します。

また、暮らしを支えるための行政サービスの充実に向け、「総合計画」に基づく部門別計画を推進するとともに、行政機能の更なる効率化を図るなど創意工夫による行財政運営を引き続き進めます。特に新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会経済活動に甚大な影響を及ぼしており、市の財政需要の増大や税収減なども想定されることから、健全な財政運営にこれまで以上に留意していきます。

【重点的な取組】 下記の取組に係る基本施策の表示は **人** いきいき としています。

- がん・結核・自殺予防対策の推進 [1-1]
- 新たな感染症等への対策と実施 [1-1]
- 地域子ども・子育て支援 [1-2]
- 障がい者（児）施設整備の推進 [1-4]
- 小中一貫教育の推進 [2-1]
- 情報教育の推進[2-1]
- 生涯学習の推進 [2-2]
- ライフステージに応じたスポーツ教室等の充実[2-3]
- 各種文化団体活動支援 [2-4]
- 東の飛鳥プロジェクトによる文化財の総合的な活用 [2-4]

“市民の幸せを高める
 幸せ実感都市”の実現

【重点的な取組】 下記の取組に係る基本施策の表示は **街** いきいき としています。

- 防災・減災施設整備の推進 [3-2]
- 認定農業者への営農支援[4-1]
- 担い手への農地集積・集約の推進 [4-1]
- 商店街賑わいの再生 [4-2]
- 企業誘致の推進 [4-2]
- 産業団地整備の推進[4-2]
- 観光プロモーションの推進 [4-3]
- 土地区画整理事業の推進（仁良川地区・石橋駅周辺地区） [5-1]
- スマート I C 整備の推進 [5-2]

“人・自然・文化を活かした
 交流するまち”の実現

【重点的な取組】 下記の取組に係る基本施策の表示は **暮** いきいき としています。

- 通学路安全対策の推進 [2-1]
- 防災・減災意識の推進 [3-2]
- 下野市環境基本計画の推進 [3-3]
- 協働のまちづくりの推進 [6-1]
- 人権意識高揚に係る啓発の推進[6-1]
- 男女共同参画の推進 [6-1]
- 公共施設マネジメントの推進 [6-2]
- I C T 等の活用[6-2]
- 新型コロナウイルス感染症の市財政への影響の把握と「長期財政健全化計画」の見直し[6-2]

“市民と市が協働で目的を
 達成するまち”の実現

※ 重点的な取組の事業名の●は新規の位置づけを、また事業名の後ろの[]内は基本施策番号を示しています。

第 3 章 施策概要

基本施策 1-1 いきいき暮らせる健康づくり

SDGs への
貢献



<目指すべき姿>

充実した医療環境を活かし、市民一人ひとりが健康に暮らせるまちづくり

これまでの取組

市民の健康づくり推進のため、第3次下野市健康増進計画「健康しもつけ21プラン」を平成30（2018）年3月に策定し、重点目標である「脳血管疾患の罹患者を減らす」ための取組を行ってきました。

母子保健では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、平成29（2017）年4月に「ふわり子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠出産等に係る支援体制の充実を図っています。

医療体制の整備では、かかりつけ医（医科・歯科・薬局）の推進及び電話相談や一次救急医療機関などの救急医療情報の啓発に努めています。

ふれあい館、ゆうゆう館、きらら館については、民間の経営ノウハウを活用した事業運営や新たな自主事業の展開を図り、経営とサービスのバランスがとれた管理運営を目指し、それぞれ指定管理者制度を導入しました。また、ふれあい館は温水プール、きらら館はトレーニング事業、ゆうゆう館は温浴施設に特化し、機能の充実を図り、利用者の増加に努めています。

令和2（2020）年に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本市でも患者の発生が確認されており、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、各種対策に努めています。

課題

市の脳血管疾患標準化死亡比は、男性125.7、女性137.7と基準値（全国100）を上回る状況が続いており、脳血管疾患は令和元（2019）年度介護保険申請理由の2位にもなっています。また、特定健診結果有所見率（H30年KDBシステム）においても血圧8.6%（県8.1%）脂質3.1%（県3.1%）とやや高い値となっており、その改善が課題です。

保健福祉施設については、今後も市民に安心して利用していただけるよう指定管理者と連携し円滑に管理運営していく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止と早期終息に向けた取組を、国や県、近隣自治体と連携して推進するとともに、今後、新たな感染症の発生に備えた対策に取り組む必要があります。

一口メモ

※ 標準化死亡比

標準化死亡比は、基準死亡率（人口10万人当たりの死亡数）を対象地域に当てはめた場合に、計算により求められる死亡数と実際の死亡数とを比較するものです。

全国平均を100としており、標準化死亡比が100を超える場合は全国の平均より死亡率が多いと判断され、100未満の場合は死亡率が低いと判断されます。

Point

基本施策 1-1 では、引き続き、充実した医療環境を活かして、市民の健康づくりを推進することとしています。
 なお、新型コロナウイルス感染症への取組を記述しています。

基本方針・指標

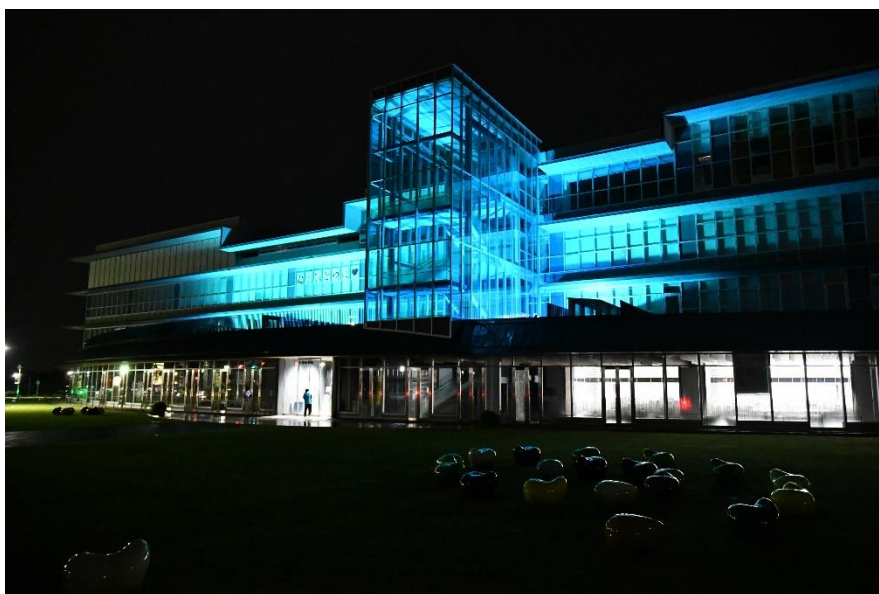
すべての市民が積極的に健康づくりを実践し、生涯にわたって健康に過ごせるよう、各種がん検診などを総合的に展開した予防対策を推進します。母子保健においては、妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援の充実を図るとともに妊娠期からの児童虐待防止対策に努めます。

また、現状の救急医療体制を維持確保するため、適正な利用方法や小児期から「かかりつけ医」を持つことの普及啓発を推進します。

保健福祉センター（きらら館・ゆうゆう館）及び福祉センター（ふれあい館）については、指定管理者との連携により経営の効率化とサービス向上を図ります。

新型コロナウイルス感染症に伴って生じた社会経済の様々な課題の早期解決を図ります。

指 標	指標の説明	現状値 (R2)	目標値 (R7)
がん検診の受診率（子宮頸がん除く）	各種がん検診（胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん）の受診率	42.5% (R1)	50%以上
乳幼児健康診査対象児の状況把握の割合	乳幼児健康診査対象児の受診促進及び未受診者の状況把握	100% (R1)	100%
下野市で今後も子育てをしていきたいと思う保護者の割合	乳幼児健康診査のアンケート調査の実施	97% (R1)	97%



コロナ啓発ブルーライト（市庁舎をライトアップ）

序論

第1章

第2章

目標1

目標2

目標3

目標4

目標5

目標6

後期基本計画

付属資料

健康づくりの推進

○健康増進事業の推進	健康増進課	戦略	人 いきいき
○がん・結核・自殺予防対策の推進			
○青年期生活習慣病予防の推進			
○母子保健・母子支援事業の推進		戦略	
○子育て世代包括支援センター事業の推進		戦略	
○思春期保健の推進			
○歯及び口腔の健康づくりの推進			
○予防接種の充実			

医療体制の整備

○医療体制の充実	健康増進課		
----------	-------	--	--

健康づくり施設の充実

○きらら館・ゆうゆう館・ふれあい館の施設の充実と運営改善	社会福祉課	戦略	
------------------------------	-------	----	--

新型コロナウイルス感染症等への対策

○新型コロナウイルス感染症への対応	健康増進課		
○新たな感染症等への対策と実施	全課		人 いきいき

充実した医療環境を活かしつつ市民一人ひとりが健康に暮らせるまちを目指します。

指 標	過去 (H26)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
健康づくりへの取組	★★★★☆	★★★★☆	★★★★★
医療体制	★★★★★	★★★★★	★★★★★
健康づくり施設の充実	★★★★☆☆	★★★★☆	★★★★☆

かかりつけ医を持つなど、救急医療の適正受診について啓発を促進し、良好な救急医療体制の充実を図ります。

【主な取組】 ○かかりつけ医を持つことの普及促進

フレッシュパパママ教室



フッ素塗布事業



運動基礎教室



基本施策 1-2 子育て家庭を支援する環境づくり

SDGs への
貢献



<目指すべき姿>

子どもたちが未来に向かって健やかに育つまちづくり

これまでの取組

放課後児童クラブについては、計画的に整備を進めてきたことから、待機児童数についてはほぼ0件で推移していますが、低年齢児における需要に対応できていない年度があります。認定こども園についても、令和元年度に目標数の設置が完了しました。

また、こども医療費助成事業については、平成31（2019）年4月から対象年齢を、中学校3年生までから、年度末までに満18歳を迎える子どもまでに拡大しました。

課題

共働き世帯の増加、子育て世代の父母の多くが就労中、実家が遠方であるなどの社会的要因により、子育て支援に対するニーズが多様化しているため、子育て支援に関する環境整備や世代間交流の支援、関係機関との連携を図る必要があります。

基本方針・指標

子どもの健やかな成長のため、教育・保育施設の整備、地域子育て支援センターや児童館の運営、社会的養護を必要とする家庭への相談・支援など、関係機関と連携しながら、ハード・ソフト両面の推進により、子どもが安全・安心に過ごせる環境の充実を図ります。

また、経済的支援を推進するため、国の制度に基づき手当を適切に支給します。

こども医療費助成事業については、必要な時に安心して医療を受診できるよう事業を継続します。

指標	指標の説明	現状値 (R2)	目標値 (R7)
保育所待機児童数	保育施設への入所を希望したが、入所できず待機している児童数	0人 (R1)	0人
放課後児童クラブ待機児童数	学童保育室の利用条件に該当するが、利用できず待機している児童数	0人 (R1)	0人
児童館利用者数	児童館の年間利用者数	28,101人 (R1)	32,000人

一口メモ

※ 認定こども園とは
幼児教育と保育を一体的に実施する施設で、特に低年齢児の多様化する保育ニーズに対応した保育機能の整備が全国的に急務となっています。

Point

基本施策 1-2 では、次世代を担う子どもたちの健やかな育ちを支援するため、こども医療費助成事業の拡充を図るなどの取組を推進してきました。今後も子育て支援の充実を図ります。

主な事業内容・担当課

子ども・子育て支援

- 保育園の育児環境の充実
- 公立保育園民営化の推進
- 幼稚園の特色ある運営・特別支援児教育への支援
- 地域子ども・子育て支援
- 子育てを支援するための手当等の支給
- 子育てに関する情報発信と身近な子育て相談体制の充実
- 児童館事業の充実
- 学童保育事業の充実
- こども医療費助成制度の充実

こども福祉課

- 戦略
- 戦略
- 戦略
- 戦略
- 戦略
- 戦略
- 戦略
- 戦略
- 戦略

人いきいき

社会的養護を必要とする家庭への支援

- 育児不安の軽減と児童虐待防止の推進
- 要保護児童やDV被害家庭への支援
- ひとり親家庭への支援

こども福祉課

- 戦略
- 戦略
- 戦略

多様な教育・保育ニーズに対応できる子育て環境の充実を図ります。

市民満足度

指 標	過去 (H26)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
子ども・子育て支援	★★★★☆	★★★★★	★★★★★

協働のまちづくりのための取組

子育て家庭を地域全体で支援するために、市民や関係団体、企業等の多様な組織・機関と連携し、協働による子育て環境の充実に取り組みます。

- 【主な取組】
- ファミリー・サポート・センター事業
 - 公立保育園の民営化

序論

第1章
第2章

目標1

目標2

目標3

目標4

目標5

目標6

付属資料

基本施策 1-3 高齢者が元気で暮らせる体制づくり

SDGs への
貢献



<目指すべき姿>

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるまちづくり

これまでの取組

高齢者の社会的孤立や不安感を防ぐため、見守りや在宅支援の各種事業を充実し、安全・安心な生活のための体制づくりを構築することができました。また、在宅医療・介護連携推進事業、認知症対策事業、地域の支え合い体制整備、介護予防事業等、地域包括ケアシステムの基盤を整備することもでき、住み慣れた地域で安心して暮らせるための各事業を推進しています。

介護保険事業については「介護予防給付」が「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行し、新たな事業展開を推進しています。

課題

高齢者の自主的な活動の場を確保し、高齢者の生きがいづくりや介護予防の基盤を活性化するとともに、地域に根付いた助け合い・支え合い活動を推進する必要があります。また、法改正によるサービスの変更について、関係機関との情報共有がより重要となります。

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで安心して続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実を目指します。

また、高齢者が生きがいを持って地域社会と関わり、助け合い・支え合い活動が充実した地域づくりを推進するとともに、介護サービス基盤の整備を進め、心身の状況や生活環境に応じたサービスの充実を図ります。

基本方針・指標

指標	指標の説明	現状値 (R2)	目標値 (R7)
高齢者の幸福度	幸福と感じている高齢者の割合 (第8期下野市高齢者保健福祉計画：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の10点満点中5点以上の割合)	86.8% (R1)	92%
地域活動への参加意欲がある人	地域の支えあい活動への参加意欲を持つ人の割合 (第8期下野市高齢者保健福祉計画：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	58.1% (R1)	65%
地域ふれあいサロン設置数	身近な交流の場となる地域ふれあいサロンの設置箇所数	57か所 (R1)	72か所

一口メモ

※ 地域包括ケアシステムとは
住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる、地域の包括的な支援・サービス提供体制のことです。保険者が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて構築することが重要となっています。

Point

基本施策 1-3 では、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるなど、幸せを感じられる地域社会づくりを進めることとしています。地域社会活動の場づくりをはじめとして、高齢者の活発な活動を促進します。

主な事業内容・担当課

生きがいきづくり・介護予防の推進

○社会活動への参加推進	高齢福祉課	戦略
○介護予防の推進		
○支え合い活動の推進		
○地域ケア会議の推進		

介護サービスの充実

○介護サービスの基盤整理	高齢福祉課
○介護サービスの適正運営	

在宅医療・介護連携、認知症対策の推進

○在宅医療・介護の連携	高齢福祉課	戦略
○認知症対策の推進		

安全・安心な暮らしの確保

○相談体制の充実	高齢福祉課
○権利擁護事業の推進	
○安全対策の推進	

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができる体制の充実を図ります。

市民満足度

指 標	過去 (H26)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
高齢者福祉	★★★★☆	★★★★☆	★★★★★

協働の
まちづくりの
ための取組

地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域住民等との情報共有や連携により事業を推進します。また、地域やボランティア団体等の多様な担い手による多様なサービスが提供できるよう、社会参加の機会を増やし高齢者の介護予防につなげていきます。

【主な取組】 ○見守りネットワークの充実
○地域ふれあいサロンの運営支援

序論

第1章 第2章

目標1

目標2

目標3

目標4

目標5

目標6

後期基本計画

付属資料

基本施策 1-4 障がい者(児)とともに生きる環境づくり

SDGs への
貢献



<目指すべき姿>

障がい者(児)が地域で自立した生活を送ることができる環境づくり

これまでの取組

「下野市障がい者福祉計画」に基づき、障がい者への情報提供体制や家族への支援等の充実を図るため、相談支援体制の強化に努め、基幹機能を持った相談支援センターを設置しました。

また、医療的ケア児が適切な支援を受けられる体制の構築を図り、関係機関が連携を図るための協議の場や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けたワーキンググループ（協議の場）も設置しました。

さらに、障がい者雇用の理解促進を図るため、障がい者の雇用事例や就労支援事例を広報紙に掲載するほか、福祉フェスタや障がい者週間において事例掲示を行いました。

これらの取組の成果により、地域福祉全体に関する市民満足度は上昇しています。

課題

障がいのある人もない人も、共に支え合って暮らすことができる地域社会を目指し、保健・医療・福祉・教育等、様々な関係機関と共生社会に向け、地域の実情に応じた体制の整備が必要です。

基本方針・指標

基幹機能を持った相談支援センターや協議の場を通して、障がいのある人が適切な支援を受けられるよう体制の構築を図り、障がい者の自立及び社会参加の支援等に努めます。

また、育成医療、更生医療などの自立支援医療の給付や重度心身障がい者(児)医療費助成を引き続き実施します。さらに、障がいのある人もない人も、共に支え合って暮らすことができる地域社会を目指し、関係機関と連携を図ります。

障がいのある人が不当な差別的取扱を受けることがないよう合理的な配慮をしていくとともに、「下野市障がい者福祉計画」に基づき、障がいのある人もない人も、ともに生きる環境の実現を目指します。

指標	指標の説明	現状値 (R2)	目標値 (R7)
指定特定相談支援事業所	福祉サービスを利用するため利用計画作成等の支援を行う相談支援事業所数	7か所 (R2)	9か所
就労系サービス利用者数	障がい者へ就労の機会や訓練等を提供する障害福祉サービスの年間実利用者の月平均人数	154人/月 (R1)	170人/月

一口メモ

※ こども発達支援センターこばと園とは未就学児で発達に心配のある児童を、グループ療育（運動あそび、感覚あそび、リズムあそび）や個別療育を通し、発達を支援していく施設です。

Point

基本施策 1-4 では、障がい者が地域で自立した生活を送れるようにするため、障害福祉サービスの充実に加えて、就労の場づくり、活動の場づくりなどを推進することとしています。

主な事業内容・担当課

障がい者(児)の生活支援

○障がい者(児)の地域生活支援の充実	社会福祉課	戦略
○障がい者(児)の自立支援の充実		戦略
○障がい者(児)への給付の充実		戦略
○重度心身障がい者(児)医療費助成の充実		戦略
○障がい児通所支援事業の充実		戦略

障がい者(児)福祉施設の充実

○障がい者(児)施設整備の推進	社会福祉課	戦略	人 いまいき
-----------------	-------	----	--------

障がい者(児)の社会参画支援

○障害者差別解消支援地域協議会の設置による相談体制の整備	社会福祉課	戦略
○「障害者優先調達法」に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達の推進		戦略
○障がいのある人の文化活動・スポーツ交流事業等への社会参加促進		戦略

市民満足度

障がいのある人が地域で自立した生活を送れるようにするため、各施策・事業に取り組めます。

指 標	過去 (H26)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
障がい者福祉	★★★☆☆	★★★★☆	★★★★★

協働のまちづくりのための取組

障がい者(児)ボランティア団体や地域自立支援協議会と連携し、障がいのある人を地域で支える環境づくりを推進します。こども発達支援センターこばと園については、運営委員会を通してより充実した運営を進めます。

- 【主な取組】
- 地域自立支援協議会の運営
 - こども発達支援センターこばと園運営委員会の開催

序論

第1章

第2章

目標1

目標2

目標3

目標4

目標5

目標6

後期基本計画

付属資料

基本施策 1-5 誰もが安心して暮らせるまちづくり

SDGs への
貢献



<目指すべき姿>

地域で助け合い安心して暮らすことのできる地域福祉づくり

これまでの取組

地域福祉の充実に向け、民生委員児童委員との連携・協力及び、下野市社会福祉協議会が行う相談業務等により、地域住民の状況や福祉サービスのニーズなどの実態把握に努めるとともに、地域の防犯活動啓発事業として、平成30（2018）年度に「下野市社会を明るくする運動推進協議会」を設立し、保護司会・更生保護女性会との協働により「社会を明るくする運動」を実施しました。

また、生活困窮者が抱える様々な問題を解決するため、生活困窮者自立支援制度を積極的に活用しながら困窮者の経済的自立の促進を図り、指標の「低所得者への自立に向けた支援（自立促進）数」が令和2（2020）年度の目標値を達成しました。

難病患者への支援については、厚生労働大臣が指定する難病が見直されたことにより件数・金額が変動しているなか、長期化する医療費の負担軽減に寄与しました。また、がん患者への支援については、がん患者への心理的及び経済的な負担を軽減するとともに、療育生活の質の向上を図り、就労継続等の社会生活を支援するための助成制度を令和元年度から開始しました。

これらの取組の成果により、地域福祉全体に関する市民満足度は上昇しています。

介護サービスについては、事業費や実績値等から市民満足度は比較的良好な傾向にあります。

特定健診受診率向上のため、平成28（2016）年度から特定健診未受診者対策事業を実施することで受診率の向上が見られました。

人間ドックについては、助成額の引下げ等の影響により受診率が伸び悩んでいます。

課題

地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を構築し、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援に取り組む必要があります。

複雑多様化する福祉課題に対応するため、市民自らが地域福祉に関する意識を高め、民生委員児童委員をはじめとした地域社会全体で要支援者を見守るためのネットワークを構築する必要があります。

また、生活困窮者の地域における生活の安定と自立支援を図るため、引き続き関係機関と連携し包括的な支援を行っていく必要があります。

難病患者等福祉手当給付事業についても、各自治体で単価や支給方法が異なりますが、長期化する医療費負担を軽減するためのものであることから、今後も継続していく必要があります。

がん患者への支援については、抗がん剤治療を伴うがん患者の心理的負担は、とても大きいことから、今後も継続した支援を行っていく必要があります。

介護保険については、今後も高齢社会により介護サービス利用の増加が予測され、それに伴い介護保険料も上昇すると見込まれます。介護保険料の上昇を抑制させるためには、いかに健康体で生活できるかが鍵となります。

今後、高齢化が進むことにより 国民健康保険や後期高齢者医療制度においては、医療費の増加が見込まれるため、保険事業の運営の健全化が喫緊の課題となります。そのために、特定健康診査等の各種保健事業により医療費の適正化を行い、市民の健康維持を図る取組が求められます。

Point

基本施策 1-5 では、地域で安心して暮らすことのできる福祉の充実を図ることとしており、生活困窮者への支援のほか、社会保障の充実を図ります。新型コロナウイルス感染症などへのセーフティネットの強化が求められます。

基本方針・指標

全ての市民が安心して暮らせるよう要支援者の把握と適切な福祉サービスを提供するとともに、地域福祉の向上に向け、地域全体で課題に取り組む体制づくりを推進します。

また、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題に対応するため、関係機関と連携し対象者に必要な支援を行うとともに、生活が安定するまでの継続的な見守り支援を行います。

さらに、厚生労働大臣が指定した難病または小児慢性特定疾患に罹患し、栃木県が発行した医療受給者証が交付されている方に対し、長期化する医療費負担を軽減するために、引き続き難病患者等福祉手当を支給します。また、がん患者が購入した「医療用ウィッグ」や「乳房補整具」費用の一部助成を行います。

国民健康保険の特定健康診査や後期高齢者医療制度の健康診査の受診率向上を図り、市民の健康維持を推進し、医療費の適正化による保険事業の運営の健全化に向けた取組を実施します。

指 標	指標の説明	現状値 (R2)	目標値 (R7)
低所得者への自立に向けた支援（自立促進）数	生活困窮者自立相談支援事業により就労自立につながった世帯数	18 世帯 (R2)	20 世帯
特定健診受診率	40～74 歳の生活習慣病予防を目的とした健診の受診率	49.4% (H30)	60%以上
健康診査受診率	後期高齢医療加入者を対象とした健診の受診率	43.9% (H30)	50%以上

◆民生委員児童委員協議会活動



南河内地区



国分寺地区



石橋地区

序論

第1章
第2章

目標1

目標2

目標3

目標4

目標5

目標6

付属資料

地域福祉の充実

○地域共生社会の実現		
○民生委員児童委員活動の支援強化		戦略
○社会福祉協議会との連携強化と活動支援の充実	社会福祉課	戦略
○保護司会・更生保護女性会活動への支援強化		戦略

生活保護の適正実施と生活困窮者の自立支援

○生活保護制度の適正な運用と自立に向けた就労支援の促進		戦略
○生活困窮者自立相談支援の充実	社会福祉課	戦略
○学習支援事業の充実		戦略

難病患者・がん患者への支援

○難病患者等福祉手当の支給	社会福祉課	戦略
○がん患者医療用ウィッグ等購入費助成	健康増進課	

保険・年金事業の充実

○国民健康保険制度の医療費適正化の推進		戦略
○国民健康保険制度の特定健康診査受診率の向上		戦略
○国民健康保険制度の改正内容の周知と情報提供	市民課	戦略
○後期高齢者医療制度の健康診査受診率の向上		戦略
○後期高齢者医療制度の健康づくりのための情報提供の充実		戦略
○年金制度の啓発・相談サービスの充実		戦略

保護司会活動



市民満足度

市民が安心して暮らすことのできる地域福祉の充実を図ります。

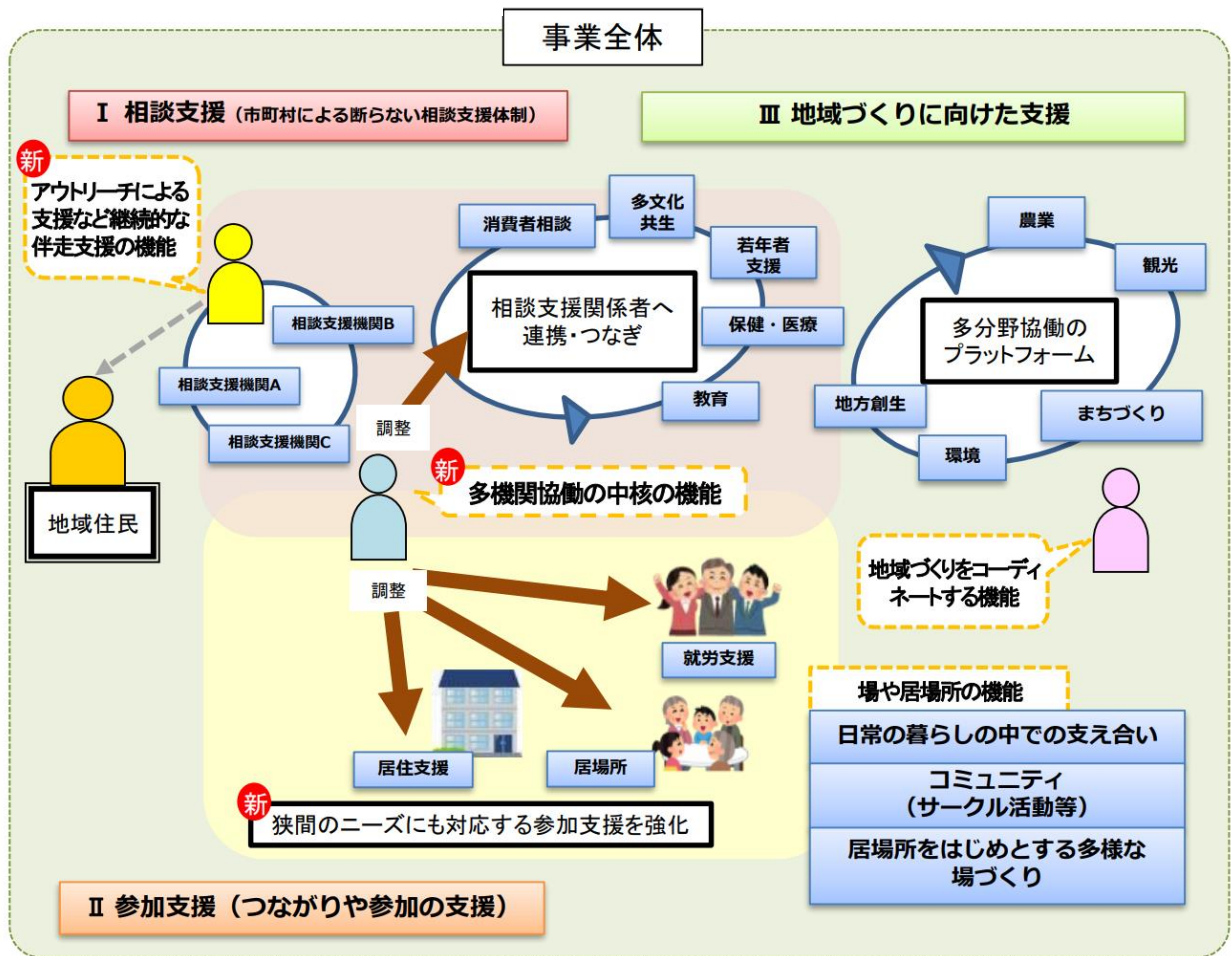
指標	過去(H26)	現状値(R1)	目標値(R7)
保険・年金	★★☆☆☆	★★★★☆	★★★★☆
地域福祉	★★★★☆	★★★★☆	★★★★★

協働のまちづくりのための取組

安心して暮らすことのできる地域社会をつくるために、民生委員児童委員、地域福祉関係機関との連携、協働を推進します。各種事業においては市民ボランティアの参加を積極的に促し、事業を展開します。

- 【主な取組】
- 民生委員児童委員活動支援
 - ボランティアセンターの運営支援

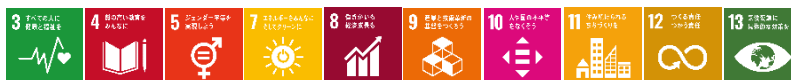
◆地域共生社会実現に向けた重層的支援体制整備事業の推進



資料：地域共生社会の推進に向けた「かわら版」 第2号（厚生労働省）

基本施策 2-1 将来を担う人づくり

SDGs へ
の貢献



<目指すべき姿>

学校・家庭・地域が連携し、地域に開かれた特色ある教育環境づくり

これまでの取組

学校訪問等を通して、授業のねらいと指導、評価の一体化を目指す授業づくりについて指導・助言をしてきました。多くの学校で、授業改善の視点から校内研修を実施し、子どもたちが主体的に学習に取り組めるような学習課題、ペアやグループなどの学習形態、ICT機器等の学習機器の工夫改善が進められています。また、道徳の教科化に伴い、市研修会等の充実を図るとともに、質の高い授業づくりに重点を置いた指導・支援も行ってきました。

指標実績については、抽出学年（小学校第4，5学年、中学校第2学年）による県学習状況調査の質問紙結果のため、その年度によりばらつきが見られますが、平成26年度と令和元年度を比較すると数値は上昇しています。

学校適正配置推進事業については、学校適正配置推進協議会を設置し、小規模特認校の検証を行い、国分寺西小学校の再編を実施しました。

学校施設整備については、校舎の大規模改修工事やトイレ・プール改修工事等を実施し、安全・安心な教育環境の確保を図りました。

令和2（2020）年に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大対策のため、全小中学校が臨時休業となるなど、児童生徒の学習活動等に多大な影響が生じました。

課題

将来を担う人づくりの観点から、児童生徒の自己肯定感・自己有用感を育てていくことは重要な要素になります。本市においては、全国や県の質問紙調査の自己肯定感・自己有用感に関する項目への肯定的回答の割合は、全国・県と同程度か上回る結果となりましたが、学年が上がるにつれて、低下する傾向が見られました。今後は、各教育活動の充実を図る中で、児童生徒一人ひとりに目を向けた指導・支援に努めていく必要があります。

学校適正配置推進事業においては、小規模特認校制度の取組状況の検証と今後のあり方の検討をしていく必要があります。

学校施設整備については、老朽化した施設の長寿命化を図るとともに、よりよい教育環境の確保が必要となります。

新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症等により、学校閉鎖、学級閉鎖が発生した場合でも、ICTの活用などにより学習活動を継続する環境整備が必要です。

一口メモ

※ 自己有用感とは
自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であり、人のために役に立っているかということをも自分自身で認識することです。

Point

基本施策 2-1 では、自立した市民社会を構築するうえで最も重要な施策として、学校・家庭・地域が連携して地域に開かれた特色ある環境づくりを推進することとしています。まちづくりを担う人材育成に努めます。

基本方針・指標

将来を担う児童生徒の確かな学力と豊かな心、健やかな体を育成するため、小学校では令和2（2020）年度から（中学校では令和3（2021）年度から）完全実施となった新学習指導要領の趣旨を踏まえ、創意工夫ある教育活動の展開を進め、英語教育、特別支援教育、情報教育、道徳教育、健康教育を中心に更なる充実を図ります。

また、ICT機器をはじめとする学習機器の整備を推進し、教育環境の一層の向上を図ります。特に、感染症等による学校閉鎖、学級閉鎖に対応した環境整備を進めます。

将来を担う児童生徒の育成、特色ある学校づくり、地域に開かれた学校づくりを目指し、学校・家庭・地域との連携と交流によるふるさと学習や家庭教育を推進します。

学校教育における安全・安心を高めるため、地域・家庭・学校の連携を深めます。

学校施設整備については、学校の適正配置を視野に入れ、老朽化した施設の長寿命化を図るべく、効率的・効果的な整備を推進します。

指標	指標の説明	現状値 (R2)	目標値 (R7)
学ぶ意欲と自己有用感の評価点(小学校)	とちぎっ子学習状況調査及び全国学力・学習状況調査を評点化したもの	3.23 (H30)	3.25
学ぶ意欲と自己有用感の評価点(中学校)	とちぎっ子学習状況調査及び全国学力・学習状況調査を評点化したもの	3.07 (H30)	3.07



子ども未来プロジェクト

一口メモ

※ ふるさと学習とは
下野市の歴史、文化、地域について、社会科や総合的な学習の時間等で学ぶことにより、郷土への理解を深め、ふるさとを愛する心を育成します。

□



タブレットを活用した授業

序論

第1章

第2章

目標1

目標2

目標3

目標4

目標5

目標6

後期基本計画

付属資料

地域ぐるみの教育活動の推進

○下野市子ども未来プロジェクトの推進	学校教育課	戦略	
○通学路安全対策の推進	教育総務課	戦略	暮 <small>おしいき</small>

教育環境の充実

○学校教育サポート事業の支援・充実	学校教育課	戦略	人 <small>いきいき</small>
○教育研究所の運営と整備		戦略	
○幼稚園・保育園・小学校との連携の推進		戦略	
○小中一貫教育の推進		戦略	
○英語教育の推進		戦略	
○道徳教育の推進		戦略	
○情報教育の推進		戦略	
○スクールアシスタントの配置と充実		戦略	
○特色ある教育活動の推進		戦略	
○学習環境の整備と充実		戦略	
○奨学金の貸付と制度の充実	教育総務課	戦略	
○学校適正配置の推進		戦略	

学校施設の充実

○小中学校施設等の充実	教育総務課	戦略
○教育情報ネットワークを活用した情報教育の推進		戦略
○リモート学習環境整備		

一口メモ

※ 下野市子ども未来プロジェクトとは「いじめをしない・させない・見逃さない」などのスローガンを掲げた子どもたち自身による問題解決や、「小中合同会議」、「エコプロジェクト運動」など、子どもたちが主体的に協議、展開し、正しい判断・行動ができる子を育てる取組です。

一口メモ

※ 小中一貫教育とは小学校から中学校への進級において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、学力の向上や生徒指導上の諸問題（いわゆる中一ギャップ）に対応して接続を円滑化するために、小学校と中学校の教育課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な教育方式のことです。

市民満足度

学校・家庭・地域が連携し、地域に開かれた特色ある教育環境をつくります。

指標	過去 (H26)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
小中学校の教育	★★★★☆	★★★★☆	★★★★★

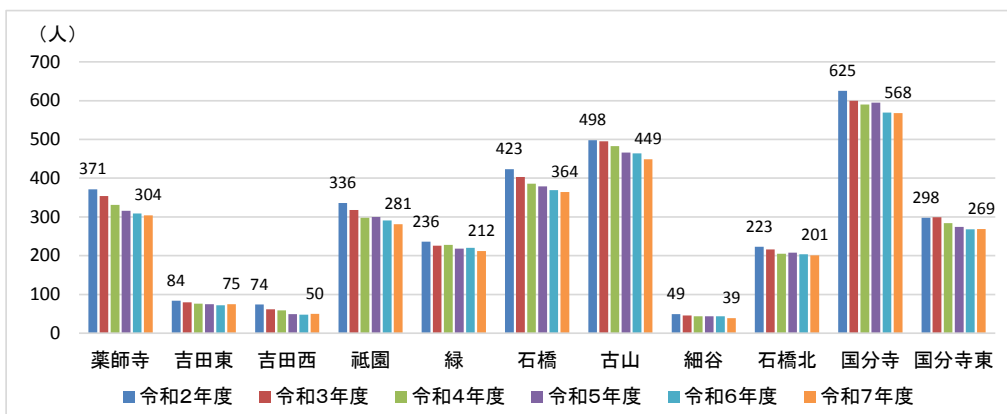
協働の
まちづくりの
ための取組

子どもたちが社会の一員として地域とふれあい、ともに成長していくために、行政、PTA、学校運営協議会、市民や関係団体の組織が一体となった子どもの成長環境づくりを目指します。

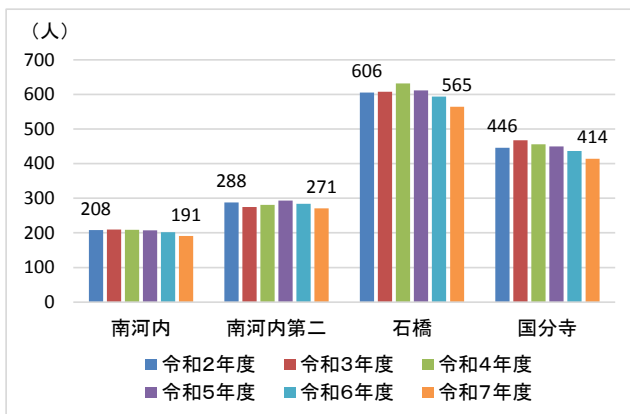
また、下野市子ども未来プロジェクトの推進のため市民団体との連携を図ります。

- 【主な取組】 ○下野市子ども未来プロジェクトの推進
○スクールガードボランティアの育成

◆市内小学校の児童数の推移（推計）



◆市内中学校の生徒数の推移（推計）



※令和2年度は実数

出典：令和3（2021）年度以降の児童・生徒数等推計調査（栃木県）

基本施策 2-2 生涯にわたり学べる機会づくり

SDGs への
貢献



<目指すべき姿>

市民の自己実現や交流促進の支援と学びを活かす環境づくり

これまでの
取組

「生涯学習による下野市の文化づくり」の実現のため、平成27（2015）年度に「第二次下野市生涯学習推進計画」を策定し、市民の生涯学習活動を促進してきました。

シニア世代の地域参加の促進のため、平成29（2017）年度より「年輪のつどい」を開催しています。また、生涯学習による婚活支援事業として、若者を対象に「コミュニケーションカアップセミナー」を平成29（2017）年度から令和元（2019）年度まで開催しました。

また、「下野市図書館基本計画」に沿って、外部評価委員による「図書館評価」を実施し、図書館運営のさらなる改善に努めました。平成29（2017）年度より石橋図書館が統括館となり、市職員が図書館の総括的運営管理、指定管理者の業務の進捗管理、3館の特性を活かした総合的な蔵書管理、市内小中学校の図書館訪問等を行いました。

公民館では、家庭教育・青少年教育・成人講座・セカンドステージ支援・高齢者講座のライフステージに応じた講座やまちづくり入門講座を実施し、多くの市民の受講がありました。また、南河内公民館、国分寺公民館の改修工事を実施し、この改修工事により、利用者の利便性が向上し、安全・安心に利用できるようになりました。

課題

持続可能で活力ある社会を構築していくためには、地域コミュニティの活性化やシニア世代の活躍の場の提供、さらには学校・家庭・地域が連携し、地域全体で子どもたちの成長を支える仕組みづくりが求められています。また、市民の培った知識や経験・技能等の学習成果をまちづくりに活かすための支援や機会・場の提供も必要です。

図書館は3館すべてが築後30年以上を経過し経年劣化による不具合が生じています。施設の長寿命化のため、計画的な施設・設備の更新・改修を図る必要があります。

南河内公民館、国分寺公民館は改修工事が完了しましたが、図書館とともに、計画的に各館の充実を図っていく必要があります。

一口メモ

※ 生涯学習とは
人びとが生涯にわたって学ぶ学習活動で、趣味等の学習に止まらず、生活や社会に関わる課題、職業訓練など、生きていくために必要なすべての学習のことです。

Point

基本施策 2-2 では、下野市ならではの、共に支え合う生活文化の創造のための生涯学習を推進することとしています。
 学習を通じて地域の課題を解決するまちづくり学習を推進していきます。

基本方針・指標

「第三次下野市生涯学習推進計画」に基づいて、多様な学習機会を通じた市民の自己実現と交流促進、学習成果の社会還元による協働のまちづくりを支援します。

公民館では、家庭教育等ライフステージに応じた多様な学習やまちづくりに関する学習を提供し、市民の社会参加意識の高揚を図ります。

図書館では、様々な資料や情報の充実を図るとともに、学習機会の提供により市民の学習活動の支援を行います。生涯学習情報センターでは、ボランティアバンクの運営や市民活動の支援を通して、学びを活かした市民によるまちづくりを促進します。

学校・家庭・地域との連携による子どもの健全育成を推進します。

公共施設マネジメントの観点を踏まえ、石橋公民館は児童館を含む複合施設として、令和4（2022）年度の完成を目指し建設を進めます。

指 標	指標の説明	現状値 (R2)	目標値 (R7)
講座・講演会の年間受講者数	生涯学習推進グループ・生涯学習情報センター・公民館・図書館主催のもの合計	延 9,350 名 (H30)	延 9,400 名
図書館(3館)の市民1人当たりの年間貸出冊数	総貸出冊数÷市人口(年度末)	5.9冊 (R1)	7冊
公民館利用者数	4館の年間利用者総数	10万3千人 (H30)	12万人

序論

第1章
第2章

目標1

目標2

後期基本計画
目標3

目標4

目標5

目標6

付属資料



緑化ボランティア養成講座

主な事業内容・担当課

生涯学習の推進

- 生涯学習の推進
- 学習機会・場の提供

生涯学習文化課

戦略

人 いきいき

学校・家庭・地域の連携の推進

- 学校・家庭・地域の連携の推進

生涯学習文化課

戦略

青少年の健全育成

- 青少年の健全育成

生涯学習文化課

戦略

家庭教育の推進

- 家庭教育の推進

生涯学習文化課

戦略

生涯学習施設の充実

- 生涯学習施設の充実
- 生涯学習施設の整備及び管理運営

生涯学習文化課

戦略

市民満足度

市民一人ひとりが生きがいを持ち、主体的に学ぶことができるよう、各施策・事業に取り組めます。

指 標	過去 (H26)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
生涯学習を行う機会	★★★★☆☆	★★★★★☆☆	★★★★★☆☆

協働のまちづくりのための取組

まちづくりに関する情報、講演会や講座といった学習機会の提供を行い、市民のまちづくりへの参画を支援します。

- 【主な取組】
- ひと・まちづくり講演会の開催
 - まちづくり市民力養成講座の開催



子どもなんでも発表会



ゆうがお大学



国分寺公民館改修工事

序論

第1章
第2章

目標1

目標2

目標3

目標4

目標5

目標6

後期基本計画

付属資料

基本施策 2-3 市民総スポーツ“ひとり1スポーツ”の環境づくり

SDGs への
貢献



<目指すべき姿>

市民がスポーツに親しみ、遊び、楽しむことができる環境づくり

これまでの取組

これまで継続的に行っている事業では、地域の融和と一体化を図り、併せて地域コミュニティの醸成を目的に、石橋・国分寺地区では市民体育祭、南河内地区では種目別のスポーツフェスティバルを毎年開催し、多くの方にご参加をいただいています。この他にも、「スポーツに親しみ、遊び、楽しむ」機会の創出として、スポーツ教室の開催や、市内外から多くの参加者が集まる南河内地区一周駅伝競走大会や天平マラソン大会など大規模なスポーツ大会も開催、また市民のニーズを取り入れて活動することができる総合型地域スポーツクラブや、体育協会、スポーツ少年団への支援なども行っております。

また、施設の整備事業としては、多種目のスポーツ・レクリエーション活動の拠点となる総合的な運動公園として大松山運動公園の整備が完了し、令和元年5月に開園しました。大松山運動公園には、本格的な陸上競技場の他に、サッカーや軟式野球、ソフトボール等の色々なスポーツができる多目的グラウンド、子どもからお年寄りまで楽しく運動に取り組めるこもれび広場等が整備され、スポーツ・レクリエーション活動の場として多くの市民にご利用いただいています。

課題

大松山運動公園が整備された一方で、市内各所にあるスポーツ施設は、整備されてから概ね30年が経過し、老朽化している施設が多く、計画的な改修等が必要となっています。

また、大松山運動公園を利用したスポーツイベントの計画立案が必要です。

基本方針・指標

スポーツは心身の健全な発達や健康の保持・増進のため、全ての市民が生涯にわたって“楽しむ”ことが大切です。また、総合型地域スポーツクラブの充実により、仲間同士の“つながる”場が生まれ、スポーツに“熱くなる”市民が育まれ、活力あるまちづくりに貢献します。

基本施策である「市民総スポーツ“ひとり1スポーツ”の環境づくり」の実現に向けて、下野市スポーツ推進計画に基づき、市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ活動の充実を図ります。

また、市民の多様なニーズに対応するため、スポーツ・レクリエーションの機会の創出や、施設の改修整備を実施し、より多くの市民が参加しやすい大会などの開催や施設の質と機能の向上を図ります。

令和4（2022）年に本県で開催される「第77回国民体育大会」では、下野市でサッカー少年男子、ハンドボール全種別の試合が行われる予定であり、国内最高峰のアスリートのプレーを身近に体験できる機会となります。多くの市民に“観るスポーツ”を体験していただき、スポーツに対する関心を高めていきます。

指標	指標の説明	現状値 (R2)	目標値 (R7)
総合型地域スポーツクラブ会員数	生涯スポーツ活動者数	900人 (R1)	1,200人
スポーツ施設の利用者数	施設の年間利用者数	83万3千人 (R1)	85万人

Point 基本施策 2-3 では、市民からの評価の高い大松山運動公園を中心として、市民のスポーツ活動の促進することとしています。スポーツ活動の促進は、市民の健康づくりにもつながる重要な施策の 1 つです。

主な事業内容・担当課	スポーツの推進		
	○ライフステージに応じたスポーツ教室等の充実 ○子どもと障がい者のスポーツ活動の充実 ○キンボールスポーツ等のニュースポーツの普及促進	スポーツ 振興課	人 いきいき
スポーツ活動の支援			
○スポーツボランティアの育成・普及 ○体育協会・スポーツ少年団等の拡充・支援 ○総合型地域スポーツクラブの支援 ○スポーツ施設の効率的な管理運営・改修整備	スポーツ 振興課		

市民がスポーツに親しみ、遊び、楽しむことができるよう、各施策・事業に取り組みます。

指 標	過去 (H26)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
スポーツ・レクリエーションの機会	★★★★☆	★★★★☆	★★★★☆

協働のまちづくりのための取組

生涯スポーツの推進に重要な役割を担っているスポーツ推進委員会、体育協会、スポーツ少年団及び総合型地域スポーツクラブとの連携を強化するとともに、継続的に安定した運営が図られるよう活動支援を行います。また、大松山運動公園拡張整備における調整池のピオトープ化においては、市民有志のボランティア活動と協働による整備を推進します。

【主な取組】 ○スポーツ指導者の育成、各種団体の育成・活動支援
 ○スポーツボランティア活動の推進

一口メモ

※ 総合型地域スポーツクラブとは
 種目、年齢、レベルの多様性に応じ、誰もがやりたいスポーツを自由に選択でき、各種のイベントなどで様々な形で、いつでも、いつまでもスポーツに親しめるよう活動している組織です。
 現在、市内には「グリムの里スポーツクラブ」、「NPO 法人夢くらぶ国分寺」、「NPO 法人元気ワイワイ南河内」と3つのクラブがあり、なかでも「グリムの里スポーツクラブ」は県内でも最初に立ち上げられたクラブで、地域の高い意識がうかがえます。

序論
 第1章
 第2章
 目標1
 目標2
 目標3
 目標4
 目標5
 目標6
 付属資料
 後期基本計画

基本施策 2-4 文化芸術と文化遺産による豊かな生活環境づくり

SDGs への
貢献



<目指すべき姿>

市民が文化的に豊かな生活を送ることができる環境づくり

これまでの取組

子どもたちの豊かな感性・情操や、創造力・想像力を養うため、学校や親子教室等において文化芸術に触れる機会を創出しています。また、市民が文化的に豊かな市民生活を送れるよう、文化協会などの文化団体の活動や芸術文化祭などの事業を支援しています。

文化遺産の保存と活用のため、下野国分寺跡保存整備、下野薬師寺歴史館増築、下野薬師寺跡第2期整備、下野国分尼寺保存整備などのハード整備を実施してきたほか、文化財の保存と総合的な活用による地域づくりを進めるため、「下野市文化財保存活用地域計画（通称：東の飛鳥プロジェクト）」を策定し、その拠点施設となる、しもつけ風土記の丘資料館増改築工事を実施しました。また、文化財を活かした地域づくりには、市民との協働が欠かせないことから、人材育成及び活動の支援を実施しており、入館者数やボランティア会員数の増加につながっていると推測できます。

課題

芸術文化活動拠点の活用促進を目的に、グリムの館の管理運営に関し、事業の充実や情報発信の強化等について指定管理者と連携する必要があります。

市内には、国指定史跡をはじめとする多くの文化財が残されており、これまで下野薬師寺、下野国分寺・尼寺、小金井一里塚などの重要な遺跡の保存整備を行ってきました。文化財による地域づくりを進めるためには、観光や教育の資源として総合的な活用を図る必要があります。

基本方針・指標

市民が文化的に豊かな生活を送れるよう、文化協会などの文化団体の活動を支援し、市民の文化芸術活動の促進を図ります。

グリムの館では、指定管理者による効率的な管理運営と連携し利活用の充実を図るとともに、施設の長寿命化を図るための修繕工事を実施し、利用者の増加につなげていきます。

「下野市文化財保存活用地域計画（通称：東の飛鳥プロジェクト）」の策定により、観光や教育の資産として文化財の総合的な活用を図るため、下野薬師寺跡・下野国分尼寺跡などの文化財の保存整備を継続的に実施していくとともに、その拠点施設としてリニューアルしたしもつけ風土記の丘資料館の活用を促進します。また、市民との協働による文化財を活用した地域づくりを推進します。

指標	指標の説明	現状値 (R2)	目標値 (R7)
グリムの森の来園者数	グリムの森の年間来園者数	132,974人 (R1)	167,600人
資料館の入館者数	しもつけ風土記の丘資料館と下野薬師寺歴史館の年間来場者数	25,790人 (R1)	32,500人
ボランティア会員数	文化財ボランティア会員数	66人 (R1)	70人

一口メモ

※ 東の飛鳥とは

史跡や文化財が数多く残る下野市の特色を活用した地域づくりプロジェクトのことです。「東の飛鳥ブランド」などを展開し、市の地域的特性を全国的にPRしています。

Point 基本施策 2-4 では、下野市民のアイデンティティとなる「東の飛鳥プロジェクト」の推進、多様な市民文化活動の促進を図ることとしています。

主な事業内容・担当課	豊かな文化を育む活動づくり			
	○市民芸術文化祭 ○小中学校芸術文化鑑賞事業 ○各種文化団体活動支援 ○伝統文化親子教室の活動支援 ○グリムの森・グリムの館管理	生涯学習 文化課	戦略 戦略 戦略 戦略 戦略	人 いまいき
	○多目的な交流拠点となる文化芸術施設整備の検討	生涯学習文化課 (総合政策課)	戦略	
	文化財の保存と活用			
	○文化財・史跡保存整備事業の推進 ○重要遺跡発掘調査の推進 ○文化財展示収蔵施設の整備・拡充及び管理運営 ○「東の飛鳥プロジェクト」による文化財の総合的な活用	文化財課	戦略 戦略 戦略 戦略	人 いまいき

市民が文化的に豊かな生活を送ることができるよう、各施策・事業に取り組みます。

指 標	過去 (H26)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
文化・芸術活動の促進	★★★★☆	★★★★☆	★★★★☆
文化遺産の保存と活用	★★★★☆	★★★★☆	★★★★★

協働のまちづくりのための取組

グリムの館は、指定管理者による運営と利用者によるボランティアグループの協力を得て各種事業の実施に取り組みます。市民芸術文化祭は、一般市民や下野市文化協会の代表者等で構成する実行委員会主催で実施します

【主な取組】

- 市民芸術文化祭の開催、市民の芸術文化活動の支援
- グリムの館の各種イベント、利用者ボランティアによる緑化活動等
- ボランティアとの協働による、文化財の活用及び学校教育におけるふるさと学習の支援

一口メモ

※ グリムの館とは
 本市はドイツのディーツヘルツタール（旧シュタインブリュッケン）と旧石橋町において自治体名が同じとの縁で交流が始まり、この交流は県内でも古く平成 27 年度で 40 周年を迎えています。交流拠点であるグリムの館はドイツのレッチングゲン庁舎をイメージした建物で、館内にある 300 人収容の多目的ホールでは講演会やコンサートなど幅広い用途に利用されています。

序論

第 1 章

第 2 章

目標 1

目標 2

目標 3

目標 4

目標 5

目標 6

後期基本計画

付属資料

基本施策 3-1 うるおいのある緑環境づくり

SDGsへ
の貢献



<目指すべき姿>

豊かな自然環境を保全し、市民が安心できる緑・水辺環境づくり

これまでの取組

本市の住民一人当たりの都市公園の敷地面積は、都市公園条例により10㎡以上を標準としていますが、指標を超える水準となっています。

未利用の市有地の有効活用を図るため、国庫補助金を活用して三王山ふれあい公園を整備したことにより、さらに都市公園面積が増加しました。

また、三王山ふれあい公園については、指定管理者制度を導入し、民間企業ならではの魅力ある管理運営と維持管理コストの縮減に努めています。

緑環境の維持のために、河川公園やサイクリングロードの定期的な除草作業を実施しています。除草作業にあたっては、市からの委託による実施だけでなく、河川愛護の視点から学校や自治会等の地域の協力も得て実施しています。

緑の募金については、年2回緑化を目的とした苗木配布を行うとともに、各種団体が行う緑化ボランティア活動等に助成を行っているほか、市のイベント時に募金活動を行っています。

課題

公園・緑地の整備は、市民に憩いの場を提供するとともに、災害時の避難など防災の観点や景観づくりの観点からも必要なことですが、施設の老朽化に伴って増加する維持管理費の平準化が課題となっています。

高齢化等により地域の協力団体が減少してきていることから、対策を推進する必要があります。

緑の募金については、募金額が年々減少傾向にあることから、緑推進機構からの交付金が減となり、今後、緑化活動への影響が懸念されます。

一口メモ

※ 都市公園とは
都市計画法により都市計画区域内に設置された公園で、下野市の都市公園は現在63か所(101ha)となっています。また、住民1人当たりの都市公園の標準である10㎡を上回っており、良好な環境となっています。

Point

基本施策 3-1 では、豊かな自然環境の残る緑環境の創造に取り組むこととして、東の飛鳥の舞台となる水と緑の環境は、本市の誇れる風土として、その保全・創造を図ります。

基本方針・指標

公園・緑地の整備は、老朽化した公園施設の長寿命化対策を計画的に推進していくことで、市民が安全で安心して利用できる公園・緑地を目指します。また、「下野市緑の基本計画」を新たに策定することで、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定め、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施し、効果的かつ効果的に緑環境の向上を図ります。

河川環境の適正な維持管理に努めます。また、河川愛護の精神を広め、地域の方々の協力が引き続き得られるよう、学校等を通じて取り組みの周知を図ります。

自然環境の保全では、緑の募金活動を強化し、苗木の配付や緑化ボランティアの育成・活動を通し緑化を推進します。

指 標	指標の説明	現状値 (R2)	目標値 (R7)
更新等の整備を実施する公園数	公園の更新・改築・補修実施数	2 公園 (R1)	14 公園
住民 1 人当り都市公園面積	市内の都市公園合計面積を市内人口で除した面積	16.80 m ² (R1)	16.80 m ²



緑化活動

序論

第 1 章
第 2 章

目標 1

目標 2

目標 3

後期基本計画

目標 4

目標 5

目標 6

付属資料

主な事業内容・担当課

公園・緑地の整備

- 公園施設長寿命化対策の推進
 - 都市公園の整備と適正な維持管理
 - 「下野市緑の基本計画」の策定
- 都市計画課

河川環境の整備

- 河川公園の維持管理
 - 河川環境の保全
- 建設課
- 戦略
- 戦略

自然環境の保全

- 緑の保全と緑化活動への支援
- 農政課

豊かな自然環境を保全し、市民が安心して憩える公園・緑地を創出します。

市民満足度

指 標	過去 (H26)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
公園・緑地の整備	★★★★★	★★★★★	★★★★★
自然環境の保全	★★★★☆	★★★★☆	★★★★★

協働の
まちづくりの
ための取組

公園の規模・施設ごとの管理体制の充実に努め、市民参加による自主管理組織の育成や活動支援を図ります。自然環境の保全のため、生涯学習情報センター等と連携し、市民緑化ボランティア団体の育成による緑化を推進します。また、自治会や地域コミュニティ、ボランティア団体等と連携し、市民と行政の協働による良好な河川環境の維持を目指します。

- 【主な取組】
- 安全で快適な公園環境の維持向上に係る活動推進
 - 姿川クリーン作戦の実施

序論

第1章
第2章

目標1

目標2

後期基本計画

目標3

目標4

目標5

目標6

付属資料



三王山ふれあい公園



蔓巻公園



姿川クリーン作戦

基本施策 3-2 安全・安心な生活環境づくり

SDGs への
貢献



<目指すべき姿>

自然災害への対応と犯罪や交通事故の減少により、市民が安心できる生活環境づくり

これまでの取組

平成27(2015)年度の関東・東北豪雨や令和元(2019)年の台風19号(東日本台風)などによる自然災害が発生したほか、令和2(2020)年には新型コロナウイルス感染症の流行による緊急事態宣言の発出など大きな災害が続き、市民の安全安心を守る環境づくりを進めてきました。

自主防災組織については、自治会長や役員等からの設立に関する相談は毎年数件あるものの、自治会内における合意形成等に相應の時間を要しています。そのため設置までには至っておらず、設置数が伸び悩んでいる状況となっています。

消費者行政については、消費者向けの商品やサービスも様々になり、生活はより豊かに、便利になっている反面、消費者問題は多様化してきており、消費生活相談内容の複雑化や件数の増加が続いています。

空き家対策の一環として、空き家バンク推進を実施しました。

課題

自然災害や感染症等への対応を適切に実施するとともに、将来に備えた対策を推進する必要があります。

自主防災組織の更なる設置の必要性を呼び掛けるためには、啓発方法の見直しも含めた方法の転換が課題となっています。

消費者行政については、犯罪が巧妙化しており、架空請求・悪質商法等の相談件数が近年急激に増加していることから、相談体制の強化、消費者被害防止への取組が課題となっています。

空き家バンクについては、幅広い広報媒体を活用し事業に関する周知を図る必要があります。

一口メモ

※ 自主防災組織とは
災害による被害を最小限に抑えるため、地域の皆さんが助け合い、自主的な防災活動を行うものです。一人ひとりが備えるという防災の基本と合わせることで、更に大きな効果を発揮するものとして期待されています。



交通安全活動

Point

基本施策 3-2 では、地震や台風による被害を抑えるため、国土強靱化を進めることなど、市民の安全のための取組を推進することとしています。防犯、消費者行政、交通安全など、市民の安全のための取組を総合的に推進します。

基本方針・指標

消防・防災対策については、災害時における消防署・消防団及び行政との連携強化を図り、安全かつ適切な災害活動に努めます。また、自主防災組織設置促進のため、地域の防災士による防災講話を実施し、防災士自身の人材育成も兼ねた総合的な地域防災力の底上げを図ります。

特に危機管理として、自然災害に対しては国土強靱化の取組を、感染症等に対しては新型コロナウイルス感染症への取組の経験を活かした対策を推進します。

防犯対策については、警察や関係団体と連携した防犯活動を推進します。空き家対策については特定空き家等の所有者に対し適正管理の指導等を行います。

消費者行政については、自立した消費者を育成するため、児童生徒から高齢者まで学習の機会を提供するほか、消費生活相談員の研修受講促進により、トラブル相談窓口となる消費生活センターの体制強化・充実を図ります。また、特殊詐欺撃退器の普及を促進し、被害防止を図ります。

交通安全対策については、交通教育指導員により児童や高齢者等を対象とした交通安全教育の充実を図るほか、カーブミラーなどの交通安全施設の整備を進めます。

安全・安心な地域社会の実現を図るため、空き家対策事業として「下野市空き家バンク」登録を促進していくため、空き家の現況調査及び改修、解体に関して支援を実施することにより、空き家の有効活用や新たな土地利活用を図ります。

指標	指標の説明	現状値 (R2)	目標値 (R7)
自主防災組織設置数	組織の設置数	8 組織 (R1)	20 組織
消費生活に伴う相談及び問い合わせ件数	相談及び問い合わせ件数	359 件 (R1)	385 件
空き家バンク登録件数	市内の空き家バンクの登録延件数	9 件 (R1)	35 件

序論

第1章
第2章

目標1

目標2

目標3

目標4

目標5

目標6

後期基本計画

付属資料

消防・防災対策の推進

○消防広域体制の充実・強化(石橋地区消防組合)	安全安心課	戦略	街いきいき 暮いきいき
○消防団の充実・強化		戦略	
○防災・減災施設整備の推進		戦略	
○防災・減災意識の推進		戦略	
○感染症対策を踏まえた災害対応の充実			
○「下野市国土強靱化地域計画」の推進	総合政策課		

防犯対策の推進

○防犯施設等の整備	安全安心課	戦略
○空き家対策の推進		戦略

消費者行政の推進

○消費生活センター機能の充実	安全安心課	戦略
○消費者団体等との連携		戦略
○「下野市消費生活基本計画」の推進		戦略

交通安全対策の推進

○交通安全活動の推進	安全安心課	戦略
○交通指導員配置の充実		戦略
○交通安全施設の整備		戦略

市民満足度

自然災害への対応や危機管理により、市民が安全かつ安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

指 標	過去 (H26)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
消防・防災	★★★★★	★★★★★	★★★★★
防犯	★★★★☆☆	★★★★☆	★★★★★
消費者保護の取組	★★★★☆☆	★★★★☆☆	★★★★☆
交通安全対策	★★★★☆☆	★★★★☆☆	★★★★☆

協働の
まちづくりの
ための取組

消防団や自主防災組織等と連携を図り、市民参加による総合的な防災訓練を行い、防災・減災に取り組みます。また、消費者団体や自治会長、民生委員や福祉関係者等との連携による消費者情報の発信など啓発を図り、消費者被害の未然防止及び早期発見に取り組みます。

- 【主な取組】
- 下野市総合防災訓練
 - 自主防災組織の推進
 - 自治会による避難訓練
 - 消費者まつりによる啓発活動



交通安全活動

基本施策 3-3 快適に暮らせる環境づくり

SDGs への
貢献



<目指すべき姿>

市民が安心して暮らすことができる快適な生活環境づくり

これまでの
取組

市内から排出される家庭系一般廃棄物の収集を適正に行い、小山広域保健衛生組合のごみ処理施設とクリーンパーク茂原まで運搬し搬入しています。

資源回収報奨金制度、エコキャップ回収や家庭用廃食油回収等によりごみの資源化を推進し、ごみの減量化を図ってきました。

「下野市環境基本条例」及び「下野市環境基本計画」に基づき、しもつけ環境市民会議などによる、市民、企業、行政がそれぞれの特質を生かした協働による環境保全や環境創出事業の推進を図りました。

高齢者等の交通弱者の移動手段としてデマンドバスを運行しており、利用登録者は年々増加している一方で、令和元年度に実施した住民アンケートの結果では、認知度が低い状況が見られました。また、令和元（2019）年10月より、下野市、上三川町、壬生町の1市2町における公共交通ネットワーク構築に向けて、市町を超えた広域バスの実証運行を開始しました。

課題

市民一人あたりのごみ排出量は、近年増加傾向にあり、減少傾向へと転換する必要があります。

今日の環境問題の解決のためには、市民一人ひとりが環境問題について理解し、行動していくとともに、協働して環境の保全及び創造を図っていくことが大切です。

デマンドバスや広域バスの運行の維持のために、民間公共交通とのすみ分けを考慮しつつ、運行形態等について見直し、効率性と利便性の向上を図り、利用率を向上させる必要があります。また、利用促進と併せて、利用方法や乗車ルールについての周知を強化する必要があります。

一口メモ

※ しもつけ環境市民会議とは
市民、環境活動団体、企業と行政をつなぐ組織で、地域で活動されている環境団体や個人など、それぞれの目的・ビジョンを持ち寄り、気づき学び合う中で、個々の活動では成し得ないことを実現する方法を考え、協働により実行することを目指しています。
また、本市には環境に関する団体が多く、ごみリサイクル率も県内トップレベルであるなど、環境に対する意識が高い地域となっています。

Point

基本施策 3-3 では、地球温暖化によって台風による風水害やゲリラ豪雨の発生による浸水被害など気候変動に大きな影響があることから、ゴミの適正な処理をはじめとした環境保全のための取組を推進することとしています。

基本方針・指標

3Rを更に推進し、焼却ごみやプラスチックごみの発生抑制を図ります。

市民の分別意識向上を図り効果的な啓発活動を行い、ごみの排出量削減と資源化を推進します。

市民、企業、行政がそれぞれの特質を生かした、協働による環境保全や環境創出の事業を推進するため、更なる環境情報の発信や環境交流の機会の提供に努めます。

デマンドバスや広域連携バスの運行については、高齢者等交通弱者の重要な移動手段であるため、運行を継続しつつ、運行形態等の見直しを進め、利用率の向上を図り、より効率的で利便性の高い公共交通の維持を目指します。また、新たな公共交通の計画を策定し、日常的な移動の利便性を高める公共交通サービス、コンパクトシティのまちづくりのネットワーク形成、持続可能な公共サービスの提供、広域的な人の流れを支える公共交通サービスの提供を図ります。

指 標	指標の説明	現状値 (R2)	目標値 (R7)
市民1人1日当たりの資源物以外のごみの排出量	ごみ排出量の目標値	512 g (R1)	496 g
市民と企業・行政の協働による環境保全活動の実施数	下野市環境基本計画に基づく協働プロジェクトの実施数	39 事業 (R1)	47 事業

一口メモ

※ 3Rとは
ごみの発生と資源の消費をもとから減らす「Reduce (リデュース)」、使えるものを繰り返し利用する「Reuse (リユース)」、資源として再生利用する「Recycle (リサイクル)」のことで、環境と経済を両立する循環型社会の構築に欠かすことの出来ないものです。

序論

第1章
第2章

目標1

目標2

目標3

目標4

目標5

目標6

付属資料

後期基本計画

ごみ処理等広域事業の推進

○小山広域保健衛生組合との連携の充実	環境課	戦略
○クリーンパーク茂原ごみ処理施設との連携の充実		戦略

ごみ処理等とリサイクルの推進

○ごみ処理施設等の利用に係る総合的な推進	環境課	戦略
○不法投棄対策の推進		戦略
○ごみ減量化対策の推進		戦略
○下野市一般廃棄物処理計画・ごみ減量化計画の推進		戦略
○学校給食生ごみ堆肥化の推進		戦略

環境対策の推進

○地球温暖化対策の推進	環境課	戦略	暮らしいきいき
○「下野市環境基本計画」の推進		戦略	
○公害対策の推進		戦略	

公共交通網の充実

○デマンドバス交通の充実	安全安心課	戦略
○自転車駐輪場指定管理の充実		戦略
○広域的な公共交通の検討		戦略

ごみの排出量を削減し、市民との協働による環境保全を進めます。

指 標	過去(H26)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
公共交通の整備	★★★★☆☆	★★☆☆☆☆	★★★★☆☆
ごみ処理・リサイクル	★★★★★★	★★★★★★	★★★★★★
環境対策	★★★★☆☆	★★★★☆☆	★★★★★★
公害対策	★★★★☆☆	★★★★☆☆	★★★★★★

**協働の
まちづくりの
ための取組**

市民、交通事業者、行政等が協働で、すべての人に利用しやすい交通環境の整備を進めます。また、環境の保全と創造を進める協働プロジェクトを実施していくため、「しもつけ環境市民会議」と連携して協働事業を展開します。

【主な取組】 ○下野市環境フェア



環境バスツアー
(リサイクルセンター)



広域連携バス

序論

第1章
第2章

目標1

目標2

後期基本計画

目標3

目標4

目標5

目標6

付属資料

基本施策 4-1 地域の特性を活かした農業・農村づくり

SDGs への
貢献



<目指すべき姿>

魅力ある農畜産物の生産と効率的な経営による継続的な農業環境づくり

これまでの取組

地域の担い手となる認定農業者数については、高齢のため更新しないケースもみられますが、新たに認定となる農業者もわずかですが増えています。

新規就農者数は、毎年8～10人程度の就農があります。

担い手への農地集積率については当初、県平均を僅かに下回っていましたが、近年では概ね県平均値に近づいてきています。

課題

認定農業者の高齢化が進んでいることから、若手農業者の認定が急がれます。

担い手への農地集積は進んでいますが、耕作条件を考慮した農地集約が進んでいません。

基本方針・指標

農業経営安定のため施設園芸作物や水田を活用した露地野菜及び畜産などの生産振興と、農畜産物のブランド化、地域資源を活かした6次産業化を推進します。また、地域の中心的担い手となる認定農業者、新規就農者への支援、更に農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約による収益性の高い経営体の育成を図ります。

食糧生産の基礎となる優良な農地を維持確保していくため、農業基盤の計画的な整備を推進します。また、多面的機能支払制度を活用し、地域資源の適切な保全管理活動への支援を行います。

さらに、農地集積・集約の推進や農業者の高齢化による農業を取り巻く環境が変化する中、従来からの基礎的な経営体である小規模農家等への営農支援も行います。

指標	指標の説明	現状値 (R2)	目標値 (R7)
地域の担い手となる認定農業者数	高齢認定者の減と将来地域農業を担う若手農業者の認定増	293人 (R1)	320人
新規就農者数(年間)	独立・自営で、新たに農業を開始した農業者数	11人 (R1)	10人
担い手への農地集積率	市内耕地面積に対する認定農業者等の農地利用面積の割合	50.0% (R1)	60%

一口メモ

※ 多面的機能支払制度とは
農業を支える共用の設備である水路、農道、ため池及び法面などを維持管理するため、地域の共同作業を支援し、地域資源の適切な保全管理を推進するものです。

Point 基本施策 4-1 では、農業の担い手が高齢化していることから、農業後継者や新規就農者へつないでいく取組を推進することとしています。このため、魅力ある下野市農業の創造を図ります。

主な事業内容・担当課

都市近郊農業の推進

○6次産業化の取組への支援	農政課	戦略
○地産地消の推進		戦略
○農畜産物のブランド化への支援		戦略
○畜産経営安定対策の推進		戦略

農業経営の改善

○新規就農者への育成支援	農政課	戦略	街 いまいき
○認定農業者への営農支援		戦略	
○担い手への農地集積・集約の推進		戦略	
○農業制度資金への利子補給による支援		戦略	

農業生産基盤の整備

○農業生産基盤の整備	農政課	戦略
○農業水利施設機能保全対策の推進		戦略
○土地改良施設の整備補修		戦略

農村環境の保全

○環境と調和のとれた農業生産活動への支援	農政課	戦略
○農地維持、地域資源保全活動		戦略

市民満足度

魅力ある農畜産物の生産と効率的な経営による継続的な農業環境づくりを推進します。

指 標	過去 (H26)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
農業の振興	★★★☆☆	★★☆☆☆	★★★★☆

協働のまちづくりのための取組

生産者、消費者、JA、農業委員会、農業公社、農業再生協議会等と連携し、売れる農産物や農地集積等の情報収集と共有化を推進します。また、農業者や土地改良区、市内各地の農村環境保全会との連絡調整を密にします。

- 【主な取組】
- 地域ブランド支援事業
 - 地産地消推進事業
 - 多面的機能支払事業

序論

第1章
第2章

目標1

目標2

目標3

目標4

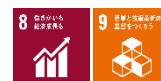
目標5

目標6

付属資料

基本施策 4-2 商工業による躍進するまちづくり

SDGs への
貢献



<目指すべき姿>

商工業の活性化による魅力ある地域づくり

これまでの取組

市内商工業振興のため、制度融資の拡充、空き店舗等の活用、創業支援及び既存店舗の事業継続支援等の事業を推進してきました。

また、企業の新規立地や施設増設を促進するため、工場誘致、奨励金を交付しています。さらに、既存工業団地の分譲が完了し新規立地が難しい状況にあることから、産業団地の新規造成の準備を進めています。

計画期間を令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までとした「第二次下野市産業振興計画」策定のためのアンケート（令和元（2019）年度実施）では、経営状況において赤字との回答が当初計画の5年前と比較して10%以上増加するなど好転していることが伺えます。

課題

地域商業による躍進するまちづくりを推進するためには、商店街のにぎわい再生が必要です。空き店舗等活用事業等の活用によって、新たな店舗も増えつつありますが、その一方で後継者問題等から廃業する店もなくなる状況にあります。空き店舗活用事業と併せて、事業承継事業に取り組んでいく必要があります。

また、新たな企業を誘致するため、産業団地の整備が急務となっています。

基本方針・指標

市民・事業者・商工会等と連携し、商工業の活性化を推進してきましたが、未だ市民の取組に対する満足度が低い状況にあります。引き続き、空き店舗対策など支援策の拡充、新規開業に向けた優遇制度や企業立地に向けた産業団地の整備等商工業の活性化によるまちづくりを推進します。

指標	指標の説明	現状値 (R2)	目標値 (R7)
制度融資新規活用件数	市内中小企業向け融資件数	111件 (R1)	210件
空き店舗活用事業奨励金利用件数	空き店舗活用事業奨励金の交付件数	7件 (R1)	10件
事業所数（製造業）	工業統計事業所数	108事業所 (R1)	130事業所

下野市産業祭



Point

基本施策 4-2 では、商工業の振興を図ることによって、本市の特色を活かし、市内産業を守り・育て・新たな産業を生み出すことにより、市経済の活性化を図ることとしています。

主な事業内容・担当課

商工業の基盤強化・活性化

- 中小企業・小規模事業者の活性化
- 商店街賑わいの再生
- 市内立地企業の振興

商工観光課
 戦略 街 いきいき
 戦略
 戦略

新たな産業の誘致・育成

- 企業誘致の推進
- 産業団地整備の推進
- コミュニティビジネス等の支援

商工観光課
 戦略 街 いきいき
 戦略 街 いきいき
 戦略

雇用・就業機会の拡充

- 就業支援の充実・強化
- 人材の育成と確保
- 起業及び事業引継ぎ就業への支援

商工観光課
 戦略
 戦略
 戦略

商工業の活性化による魅力ある地域づくりを推進します。

市民満足度

指 標	過去 (H26)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
商業の振興	★★☆☆☆	★★☆☆☆	★★★★☆
工業の振興	★★☆☆☆	★★☆☆☆	★★★★☆

協働のまちづくりのための取組

県、商工会及び各種産業支援団体と協働し、企業立地促進、既存事業者との連携を支援するとともに、イベント等において商工業者や立地企業の参加推進を図ります。

- 【主な取組】
- 産業祭
 - 立地企業交流会

一口メモ

- ※ 下野市が進める誘致産業とは
 恵まれた自然環境や優れた立地条件、豊かな地域資源を活かした産業を誘致育成しています。
- ・自治医科大学などと連携可能な医療福祉産業
 - ・新4号国道など交通アクセスを活かした物流関連産業
 - ・地域の農業資源を活かした食品関連産業
 - ・災害の少ない環境を活かした情報関連産業など

序論

第1章
第2章

目標1

目標2

目標3

目標4

目標5

目標6

付属資料

後期基本計画

基本施策 4-3 魅力あふれる観光まちづくり

SDGs への
貢献



<目指すべき姿>

多彩で魅力的な地域資源を活かした観光まちづくり

これまでの取組

天平の丘公園やグリムの森などの都市公園を拠点に、春は「天平の花まつり」、秋は「天平の芋煮会」などの大規模イベントを実施してきました。また、令和元（2019）年には、夏のイベントとして「しもつけ燈桜会」を開催し、観光入込客の増加を図ってきました。

課題

本市の観光資源は、大型イベントや道の駅しもつけに大きく依存しています。古くから栄えた地であり、文化遺産が多く存在し、歴史遺産の宝庫ではありますが、この資源は市内に点在しており周遊する仕組みがないことから、経済効果を生むことができていません。

また、地域資源を整理分析し、特色を生かしたPRや魅力の発信が不十分な状況です。

基本方針・指標

下野市には、古墳時代から飛鳥・奈良時代にかけての東国を代表する史跡等が多数所在しており、このような歴史文化資源を「東の飛鳥」としてブランド化、ネットワーク化し、各イベントと史跡を結び付けるなど、魅力ある観光の創出を推進します。

また、新たに創出した観光資源やルートなどをより早く情報発信することで、市民や来訪者の人的交流や経済循環などを促し、地域経済の発展、地域の活性化を図ります。

指標	指標の説明	現状値 (R2)	目標値 (R7)
観光入込客数	市内観光施設・イベントの来訪者数	223 万人 (R1)	268 万人
下野市観光協会HPのアクセス数	HPのアクセス数	41 万人 (R1)	37 万人

一口メモ

※しもつけ燈桜会とは
約1300年前の奈良時代の下野国分寺で行われた「悔過会（けかえ）」という明かりをともし行事をイメージした夜祭りです。夜の天平の丘公園を、数多くの灯籠で彩ります。



しもつけ燈桜会

Point

基本施策 4-3 では、「東の飛鳥」のブランドイメージを高め、観光客の受け入れ態勢、受け皿の整備を進め、多くの方が訪れる地域づくりを進めることとしています。商業や農業と連携した観光まちづくりを推進します。

主な事業内容・担当課

魅力ある観光の推進

- 観光プロモーションの推進
- 観光協会の充実・強化
- 観光施設の環境整備・充実
- 郷土愛の醸成

商工観光課

戦略

街 いきいき

観光資源の創出

- 新たな観光資源の開拓
- 下野ブランドの活用
- 広域観光の推進

商工観光課

インバウンド対策

- 外国人観光客の誘客

商工観光課

市民満足度

地域の魅力を活かしたブランドづくりや市民と来訪者の交流による地域の活性化を図ります。

指 標	過去 (H26)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
観光の振興	★★☆☆☆	★★★★☆	★★★★☆

協働のまちづくりのための取組

市民・事業者・市の各々がその役割を認識して相互に連携しながら観光の振興を推進します。

- 【主な取組】
- 天平の花まつり
 - 天平の芋煮会
 - 下野ブランドフェア
 - しもつけ燈桜会



天平の花まつり

序論

第1章
第2章

目標1

目標2

目標3

目標4

目標5

目標6

後期基本計画

付属資料

基本施策 5-1 快適に住み続けられる住環境づくり

SDGs への
貢献



<目指すべき姿>

JR3駅を中心としたコンパクトなまちづくりによる住みやすい環境づくり

これまでの取組

快適に住み続けられる住環境づくりを推進するために、都市計画に関する事業や施策を進める上での目標や基本方針を定める「下野市都市計画マスタープラン」を改定し、また、人口の減少と高齢化を背景に、医療・福祉施設、商業施設や住居、公共交通等のさまざまな都市機能を集約したコンパクトなまちづくりを促進するために「下野市立地適正化計画」を平成31（2019）年3月に策定しました。

仁良川地区土地区画整理事業については、5年間を総じて、物件移転・道路整備等を計画的に推進してきましたが、対前年度比での伸び率は2～3%で推移しており、設定した目標には届いていない状況です。移転交渉の長期化に加え事業費の圧縮等を行うため、平成30（2018）年度に実施した事業計画の見直しも、一時的な事業減速の要因となっています。

石橋駅周辺地区土地区画整理事業については、合意形成に向けた取組を推進しているところです。

地籍調査事業については、「第6次国土調査事業十箇年計画」に基づき事業を進め、併せて未認証地区解消に向けた取組を実施しました。令和元（2019）年度までに、すべての認証遅延地区を解消し、登記完了しました。

課題

市民の生命・財産を守るため、古い基準により建築された倒壊の可能性の高い木造住宅の耐震化の促進が必要となります。

少子高齢化が進展し人口減少が進むなか、定住対策の推進による居住人口の増加を図る必要があります。

土地区画整理事業については、市の主要な財源である保留地の公売を一層推進する必要があります。

また、居住環境の向上を図り優良宅地を供給するため、早期かつ計画的に進める必要があります。

地籍調査事業について、令和2年度から「第7次国土調査事業十箇年計画」に基づき事業を実施することとなりますが、公共事業等において連携を図ることができればさらなる効果が期待できます。

一口メモ

※ JR 宇都宮線3駅とは
本市は JR 宇都宮線に「小金井」、「自治医大」、「石橋」と3つの駅を有し、通勤通学時間帯では7分間隔で、また1日の総本数は110本が運行されるなど、都心までの通勤圏として良好な生活基盤があり、この状況を活かした土地利用の推進が期待されています。

Point

基本施策 5-1 では、JR3 駅のあるポテンシャルを活かして、緑豊かな住宅都市づくりを進めることとしています。テレワークが普及する中で郊外への転出を希望する方の転入を促進します。

基本方針・指標

定住人口の増加を図るため、良好な景観を保全し歴史、文化など特性に応じた景観形成を進め、地域の魅力を高めるため、景観計画の策定と景観条例の制定を行います。また、東京圏からの移住希望者に対して、住宅等の取得に係る支援を実施します。

仁良川地区土地区画整理事業については、第一工区の事業がほぼ完成に近づくため、換地処分に向けた関係事務に着手します。第二工区については、県道栃木・二宮線南側の下坪山地区の整備に入っていくことになります。物件移転交渉を着実に進めるとともに、他事業との調整を図りながら、計画的なインフラ整備を進めます。

石橋駅周辺土地区画整理事業については、残事業と換地処分が確実に実施できるよう、事業計画の変更を行い、完了に向けた取組を確実に遂行します。

地籍調査事業については、「第7次国土調査事業十箇年計画」に基づき事業を進め、正しい地図(地籍図)と台帳(地籍簿)を整備し、土地取引の円滑化や税の適正化などあらゆる土地に関する行為の基礎資料として利用できることから、調査済区域の早期完了に努めながら、計画的に未着手区域の調査を進めます。

指標	指標の説明	現状値 (R2)	目標値 (R7)
住宅新築補助等件数	対象要件を満たす住宅新築補助等の延べ件数	44 件 (R1)	100 件
保留地等購入補助件数	対象要件を満たす保留地等に住宅を新築した補助の延べ件数	5 件 (R1)	30 件
土地区画整理事業整備面積	事業費ベース進捗率による整備面積	479ha (R1)	495ha
地籍調査事業の推進	計画に基づき、調査区域を設定し、調査を実施する面積	8.06 km ² (R1)	10.6 km ²

序論

第1章
第2章

目標1

目標2

目標3

目標4

目標5

目標6

付属資料

良好な住環境づくりの推進

○「景観計画」策定・「景観条例」制定	都市計画課	戦略
○定住促進に向けた支援		戦略
○空き家の有効活用による地域活性化の推進		戦略

住宅耐震化の支援

○住宅耐震診断・改修支援	都市計画課	戦略
--------------	-------	----

土地利用の推進

○土地区画整理事業の推進（仁良川地区・石橋駅周辺地区）	区画整理課	戦略	街 いきいき
○地籍調査の推進	建設課	戦略	
○総合的かつ計画的な土地利用の推進	都市計画課	戦略	

JR3駅を中心としたコンパクトなまちづくりに取り組み、住みやすい環境をつくります。

指 標	過去 (H26)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
市街地整備	★★★★☆☆	★★★★☆☆	★★★★☆☆
土地利用における秩序の確保	★★★★☆☆	★★★★☆☆	★★★★☆☆
まちなみ景観	★★★★☆	★★★★☆	★★★★☆

屋外広告物について、住民参加型違反広告物除却制度により、地域における違反広告物の除却活動を推進します。

【主な取組】 ○ボランティア団体による違反広告物の除却



区画整理区域内の公園



自治医大駅周辺

基本施策 5-2 人に優しい交通環境づくり

SDGs への
貢献



<目指すべき姿>

利便性の高い広域ネットワークによる安全に暮らすことができる環境づくり

これまでの取組

人に優しい交通環境づくりを推進するために、主要幹線道路の整備を進め平成28(2016)年8月には一級河川姿川に架かる東田橋の架け替え工事が完了するなど、幹線道路ネットワーク構築や通学路安全対策のための道路改良を進めています。

また、北関東自動車道へのスマートインターチェンジ(以下、「スマートIC」という。)の整備については、関係機関との協議や工事着手に向けた測量・設計業務を進めています。

生活道路の整備・修繕については、地元自治会からの要望を基に、順次改良・修繕を行っています。

橋梁や道路アンダーなどの大型構造物については、「長寿命化計画」の策定とともに定期点検を実施しながら、適正な維持管理に努めています。

課題

道路施設(橋梁、道路アンダー等)の老朽化は着実に進んでおり、今後、更新時期を迎えるこれらの施設の維持更新費用の確保が必要です。また、近年増加する自然災害等に備え、効果的な対策を考え対応を進める必要があります。

本市は、合併により市域が拡大したことから、均衡あるまちづくりを図るため市内の各市街地間の連携が求められており、公共バスの本数、デマンド交通の充実、自転車利用環境の向上、幹線道路の整備や駅周辺のバリアフリー化等の社会資本整備等、都市交通上の課題があります。

基本方針・指標

主要幹線道路・生活道路の整備、通学路安全対策、スマートICの整備及び自治医大駅周辺のバリアフリー環境の整備に関しては、国県等と連携を図りながら計画的な整備を進めます。特にスマートICについては、高速道路へのアクセス時間の短縮による地域産業の活性化、高速道路の利便性増進による定住促進、救急医療機関へのアクセス性の向上による緊急救命活動の支援、交通分散による主要幹線道路の混雑緩和などの整備効果が期待されます。

道路施設の維持管理については、それぞれの「長寿命化計画」に沿って、定期点検と維持修繕を施し、道路施設の長寿命化を図ります。

均衡あるまちづくりを進めるため、市内の各市街地間を連携する、公共バスやデマンド交通の充実、自転車利用の環境整備、幹線道路や駅周辺のバリアフリー化等の社会資本整備等を推進します。

また、令和4(2022)年度末に供用開始予定の北関東自動車道におけるスマートICの整備により、交通分配が大きく変化することも予想されることから、安全・安心かつ持続的な活力と発展をもたらす都市構造の実現を目指すため、「下野市都市交通マスタープラン」を策定します。

指標	指標の説明	現状値 (R2)	目標値 (R7)
道路改良率	道路構造令に定める車道幅員に適合する道路延長の実延長に対する割合	65.4% (R1)	66.8%
道路舗装率	舗装道路延長の実延長に対する割合	87.4% (R1)	88.8%

Point

基本施策 5-2 では、スマートインターチェンジの整備を踏まえた交通体系の見直しを進め、幹線道路ネットワーク化など災害に強い強靱な道路体系を構築することとしています。

主な事業内容・担当課

幹線道路の整備

- 1、2級幹線道路の拡幅改良
- 自治医大駅周辺整備事業

建設課

戦略

戦略

スマートICの整備

- スマートIC整備の推進

建設課

戦略

街 いきいき

道路施設の維持管理

- 市道維持管理事業
- 市道大規模修繕事業
- 通学路安全施設整備事業
- 道路構造物長寿命化事業
- 生活道路修繕事業

建設課

戦略

戦略

戦略

戦略

戦略

都市交通マスタープラン策定

- 「下野市都市交通マスタープラン」策定

都市計画課

戦略

広域ネットワークによる安全に暮らすことができる環境づくりを目指します。

市民満足度

指 標	過去 (H26)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
道路整備	★★★★☆	★★★☆☆	★★★★☆

協働のまちづくりのための取組

市民や団体等と連携し、市民との協働による良好な交通環境の維持を目指します。

【主な取組】 ○愛ロードしもつけの推進

一口メモ

※ スマートインターチェンジとは
 高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリアなどから ETC（自動料金収受システム）搭載車両が乗り降りできるように設置されたものです。近年では観光地や商業施設の誘致を兼ねて全国的な整備の動きがあります。

序論

第1章
第2章

目標1

目標2

後期基本計画

目標3

目標4

目標5

目標6

付属資料

基本施策 5-3 安全で快適な水環境づくり

SDGs への
貢献



<目指すべき姿>

良質な水の供給と適正な汚水処理による水環境づくり

これまでの取組

安全で快適な水環境づくりを推進するために、「水道施設基本計画」を定め、アセットマネジメントの実施、「水道事業経営戦略」、「新水道ビジョン」を平成31（2019）年3月に策定しました。

公共用水域における水質の健全化及び市民の生活環境向上のため、公共下水道事業ならびに特定環境保全公共下水道事業を進めてきました。これらへの市民満足度は高く、下水道普及率についても全国平均値は若干下回るものの県内3位と高くなっています。

また、下水道経営の健全化及び経営基盤の強化のための「公営企業会計」への移行については、平成31（2019）年4月に移行が完了しました。上水道では災害時の市民生活維持のため、他自治体との相互応援に関する協定をはじめ、上・下水道ともに管工事組合、関連業務受託業者と応急対策の協力に関する協定を締結しています。

課題

給水人口減少に伴う水道施設の最適化をする必要があります。

下水道施設の整備が適正かつ着実に成果を上げている一方で、下水道施設の老朽化や耐震化及び台風・豪雨時の浸水被害については、今後早急にその対策を講じる必要があります。

また、下水道経営は、健全化及び更なる経営基盤強化を図る必要があります。なかでも農業集落排水処理施設の公共下水道への編入に関しては、維持管理費削減の観点からも早期に取り組む必要があります。

基本方針・指標

安全で安心な水道水を未来へつなぐために、「下野市新水道ビジョン」の安心・強靱・持続に向かって様々な課題に取り組み、安定供給に努めます。

下水道施設の整備に関しては、公共用水域の水質の健全化ならびに市民の生活環境の更なる向上を目指し、今後も継続して汚水処理施設及び雨水処理施設の整備に努めます。

また、下水道経営の健全化及び経営基盤強化に関しては、下水道施設の老朽化対策として「下野市ストックマネジメント計画」を早期に策定し、施設の調査ならびに診断を行い、計画的に施設の長寿命化対策を進めます。

下水道施設の耐震化については、今後発生する可能性がある大規模地震等の災害に備え、防災・減災の観点から重要な下水道施設を対象に地震対策を講じ、市民が安全・安心に生活できる環境を整えます。

さらには、供用年次の古い農業集落排水施設から順に計画的に公共下水道へ編入を行い、さらなる下水道経営の効率化を図ります。

指 標	指標の説明	現状値 (R2)	目標値 (R7)
上水道普及率	行政区域内人口に対する給水人口の割合	97.26% (R1)	97.9%
下水道普及率	行政区域内人口に対する下水道整備地区人口の割合	77.7% (R1)	89.6%

Point

基本施策 5-3 では、水源の確保と安全な水の供給、そして適切な排水処理を進めることとしています。このため、施設の計画的な更新など、強靱化を推進します。

主な事業内容・担当課

安全で安心な水道

○安全な水質維持	水道課	戦略
○給水装置の安全確保		戦略
○水道施設監視システムの充実		戦略

強靱で持続可能な水道

○バックアップ体制の構築	水道課	戦略
○施設設備の計画的な更新		戦略
○管路の計画的な更新		戦略
○適正な水道施設への再編成		戦略

下水道施設の整備

○下水道未普及地域の解消	下水道課	戦略
○浸水防止地域の拡大		戦略

下水道経営の健全化及び経営基盤強化

○下水道施設の長寿命化	下水道課	戦略
○下水道施設の耐震化		戦略
○下水道施設の共同化		戦略

市民に良質な水を供給するとともに、下水道の適正な汚水処理を目指します。

市民満足度

指 標	過去 (H26)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
上水道の整備	★★★★★	★★★★★	★★★★★
下水道の整備	★★★★★	★★★★★	★★★★★

協働のまちづくりのための取組

災害等発生時において、民間事業者と連携し下水道機能の維持・早期回復にあたります。

【主な取組】 ○応急対策活動の実施に関する協定の実施

序論

第1章
第2章

目標1

目標2

後期基本計画
目標3

目標4

目標5

目標6

付属資料

基本施策 6-1 協働のまちづくりの体制づくり

SDGs への
貢献



<目指すべき姿>

自治基本条例による市民と行政の協働のまちづくり

これまでの
取組

「下野市自治基本条例」に基づく協働のまちづくりを推進するため、自治会及びコミュニティ推進協議会の活動を支援しました。また、平成24（2012）年度から市民が主体的にまちづくりに取り組む市民活動補助事業を推進し、定着を図ってきました。

男女共同参画分野では、平成28（2016）年度に「第二次男女共同参画プラン」のスタートに合わせて、「誰もが輝く男女共同参画社会づくり条例」を公布し啓発に努め、同年度12月には、男女共同参画都市宣言を行い市内外へ発信しました。また、平成29（2017）年度には4者合同イクボス宣言、女性活躍推進セミナーを行い、ワーク・ライフ・バランスを推進しました。

人権の啓発に関しては、人権擁護委員と連携し人権意識の高揚に向けた啓発活動や、人権を身近に感じられるように時代をとらえたテーマを選定し、市民の関心を高める工夫を凝らしながら、人権教育講演会の開催に取り組みました。

市においては市民がボランティア活動への興味や関心を持っていただけるよう、ボランティア入門講座等生涯学習を通じた学習機会を提供しました。地域福祉の推進の中核的役割を担う社会福祉協議会ではボランティアセンターの機能充実を図るとともに、人材育成を目的とした各種講座を開催しました。

また、社会福祉協議会では、市民が自主的に地域の生活・福祉課題に対応できる組織づくりを推進するため、地域コミュニティと連携し地区社協を設置しました。

国内交流については、親善友好都市締結先の香川県高松市との小学生相互派遣をはじめとした交流により、他地方の風土を理解するとともに我が郷土への愛着の向上を図りました。

国際交流については、市国際交流協会の運営支援や国際交流員の配置等により、市民の国際交流活動を支援しました。また、姉妹都市締結先のドイツ連邦共和国ディーツヘルツタルとの中学生相互派遣により、国際性豊かな人材の育成を図りました。

一口メモ

※ 自治基本条例とは
自治の担い手である市民、議会及び市が進める自治の基本的な考え方や方向性を示すもので、市民が主役のまちづくりを推進することを基本理念とし、地方自治の本旨に基づくまちづくりを実現することを目的としています。

Point

基本施策 6-1 では、自治基本条例に基づき、協働のまちづくりを推進することとしています。継続的に市民協働を進め、その成果を次期総合計画に反映するなど、“協働の好循環”化を推進します。

課題

協働のまちづくりを進めるため、自治会や地域コミュニティなどの地域を支える組織について、その自主性や自立性を損なうことのないよう配慮しつつ、支援していくことが必要です。

市民が主役のまちづくりを推進するため、市民活動の拠点となり、情報提供や相談、設備支援などを一貫して担う施設が必要です。

男女共同参画の推進のため、意識改革を促進する事業に取り組む必要があります。

少子高齢化、情報化、国際化等の社会情勢の変化に伴い、新たな人権に関する課題も生じていることから、引き続き人権意識の高揚を図る必要があります。人権教育講演会は幅広い層の参加が得られるよう、人権を身近に感じられるテーマの選考に継続して取り組む必要があります。

地域のリーダーやボランティア活動を実践する人の高齢化と後継者不足の中、人材の発掘や育成には継続して計画的な取組が必要です。

国内交流と国際交流は、市民が主体となって取り組むことによって効果が高まることから、その担い手を確保育成することが必要です。

基本方針・指標

「下野市自治基本条例」に基づく協働のまちづくりを推進するため、市民活動センターを設置し市民活動団体の育成に努めます。

人権尊重については、人権意識高揚のための啓発の取組を進めます。

男女共同参画については、誰もが輝く男女共同参画社会づくり条例のもと、令和元(2019)年度に行った市民アンケート等から課題を捉え、啓発活動ほか各種施策を推進します。

人権教育講演会は引き続き幅広い層の参加が得られるよう、今後も工夫した取り組みを継続します。

住民が主体となり地域福祉を推進していけるよう、関係機関と連携し人材の発掘や育成を図ります。

国内・国際交流については、将来を担う世代が、親善友好都市や姉妹都市との交流を通し、より広い価値観や考え方を身につけることができる環境づくりを推進します。

多文化共生については、すべての市民が互いの文化や多様な価値観を認め合いながら、ともに安心して暮らせるまちづくりを推進します。

指 標	指標の説明	現状値 (R2)	目標値 (R7)
市民活動補助事業の団体数	市民活動補助金を活用して事業に取り組む団体数	13 団体 (R2)	16 団体
人権教育講演会の受講者数	講演会の参加人数	225 人 (R1)	240 人

序論

第1章
第2章

目標1

目標2

後期基本計画
目標3

目標4

目標5

目標6

付属資料

まちづくり活動の推進

○自治会及びコミュニティ推進協議会活動の支援	市民協働推進課	戦略	
○コミュニティセンター運営事業			

協働のまちづくりの推進

○協働のまちづくりの推進	市民協働推進課	戦略	暮 <small>いいき</small>
○ひとまちづくり講演会	生涯学習文化課		
○社会福祉協議会との連携による地域福祉の充実	社会福祉課	戦略	
○ボランティアセンターの機能の充実		戦略	

人権の尊重と男女共同参画の推進

○人権意識高揚に係る啓発の推進	市民協働推進課	戦略	暮 <small>いいき</small>
○男女共同参画の推進		戦略	暮 <small>いいき</small>
○人権教育講演会等の開催	生涯学習文化課	戦略	

国内交流の推進

○小学生相互派遣事業（香川県高松市）	市民協働推進課	戦略	
○国内交流協会への支援		戦略	

国際交流の推進

○中学生海外相互派遣事業（ドイツ連邦共和国 ディーツヘルツタール）	市民協働推進課	戦略	
○国際交流協会への支援		戦略	
○国際交流員による活動の充実		戦略	

多文化共生の推進

○多文化共生の意識啓発	市民協働推進課		
○外国籍市民へのコミュニケーション支援			

市民満足度

「下野市自治基本条例」に基づく市民と行政による協働のまちづくりを推進します。

指 標	過去 (H26)	現状値 (R1)	目標値 (R7)
まちづくり活動に参加する機会	★★★★☆☆	★★★★☆☆	★★★★☆☆
男女共同参画の取組	★★★★☆☆	★★★★☆☆	★★★★☆☆
国内交流・国際交流	★★★★☆☆	★★★★☆☆	★★★★☆☆

協働の
まちづくりの
ための取組

まちづくりの推進では、自治会やコミュニティ推進協議会と連携を図ります。また、情報交換・情報提供を推進し、必要に応じ後援ほか市民活動の支援を行います。

市民活動センターを設置し、中間支援センターとして団体の育成支援を図り協働のまちづくりに繋がります。

人権尊重の社会づくりを推進するため、人権教育・啓発を推進し人権に対する意識を高めていきます。また、男女共同参画社会の実現に向け、市民、事業者、市民団体等の連携による男女共同参画を推進します。

- 【主な取組】 ○自治会及びコミュニティ推進協議会への支援
○市民活動支援制度の推進



はくべ体験（国際交流事業）



市民人権講座

基本施策 6-2 健全な行財政運営の仕組づくり

SDGs へ
の貢献



<目指すべき姿>

行政運営の効率化による健全財政のまちづくり

これまでの
取組

市政の効率性や窓口サービス、他市町との連携における市民満足度の数値は微増の傾向を示しており、「第三次下野市行政改革大綱」に基づく取組や事務事業評価等に一定の効果が見られます。

移住・定住促進については、シティプロモーション事業等、様々な取組を実施してきました。

情報発信強化においては、ホームページのリニューアルやインバウンドツールの導入など、様々な人に対応できる広報を推進し、評価を得ています。

「前期基本計画」の目標達成に対する施策への財政措置、社会保障関係経費の増加、人口減少・高齢化の下での新たな行政サービス需要、防災・減災対策、公共施設の維持更新などに対する財政需要に対応しながら「長期財政健全化計画」を遵守し、目標を達成できました。

しかし、令和2（2020）年に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、市民生活や企業活動に甚大な影響を及ぼしました。

課題

人口減少・東京一極集中・少子高齢化が進行するなか、市の持続性を強化する取組が課題となっています。

外国籍住民が増えている中、通常時はもとより非常時の情報発信について考える必要があります。

「後期基本計画」に基づく事業推進や「下野市公共施設等総合管理計画」による公共施設の更新・長寿命化等と相まって、今後も複数の大規模事業を見込んでいます。また、国土強靱化や感染症対策、次世代型行政サービスへの転換など、財政負担は益々高まるのが想定されます。



タウントーク



コミュニティFM

Point

基本施策 6-2 では、健全な行財政運営のための取組を推進することとしています。特に、新型コロナウイルス感染症に伴う経済活動の落ち込みは、自主財源の減少につながりかねないことから、全庁をあげた取組が急務です。

「第四次下野市行政改革大綱」を基に、Society5.0 におけるICT・AIの効果的な活用や公共施設の適正配置等、行政改革を推進し、市の持続性強化に取り組みます。また、幸せ実感都市の効果的な実現に向け、移住定住促進のためのシティプロモーションや移住支援事業、事務事業評価による事業の重点化及び取捨選択に基づく財政運営、近隣市町との連携強化を推進するとともに、広報紙やホームページ、コミュニティFMの情報を充実させ、発信力を強化します。

「下野市長期財政健全化計画」に基づき、社会情勢の変化に柔軟に対応できる持続可能な財政構造の構築と、財政運営の長期的安定を確保します。

また、SDGsの目標の一つであるパートナーシップによる目標の実現に向け、財政書類等を作成し、積極的な情報発信、情報共有をより一層推進します。

そのため、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率については、引き続き県内14市の平均値以内の維持に努めます。また、将来の財政を圧迫する可能性の度合いを示す将来負担比率についても、引き続きマイナスを維持します。なお、実質公債費比率についても県内14市の平均値以内を維持し、起債にあたり許可が必要となる18%を上回らないようにします。

基本方針・指標

指標	指標の説明	現状値 (R2)	目標値 (R7)
市ホームページアクセス数	市政情報のメイン検索ツールとしてのアクセス数	115 万件 (R1)	115 万件
経常収支比率	義務的経費（人件費・扶助費・公債費など）への一般財源（市税など）の充当割合で、財政構造の弾力化を判断するもの 【低いほうが良い】	87.6% (R1) ※県内14市の平均値は93%	県内14市の平均値以内
将来負担比率	将来負担すべき実質的な負債の割合を示すもの 【低いほうが良い】	-54.6% (R1)	マイナスを維持
実質公債費比率	一般財源（市税など）に占める公債費（借入れた地方債の返済金）の割合を示すもので、市の財政を圧迫していないか判断するもの 【低いほうが良い】	1.8% (R1) ※県内14市の平均値は5.7%	県内14市の平均値以内を維持し18%を上回らない

序論

第1章
第2章

目標1

目標2

目標3

目標4

目標5

目標6

後期基本計画
付属資料

行財政改革の推進

○行政改革の推進 ○事務事業評価の充実・活用 ○公共施設マネジメントの推進 ○ICT等の活用	総合政策課	戦略 戦略 戦略	暮 暮
○財政改革の推進 ○新型コロナウイルス感染症の市財政への影響の把握と「長期財政健全化計画」の見直し	財政課	戦略	暮
○感染症等に対応したBCPの推進	健康増進課		

地方創生の推進

○移住・定住の推進	総合政策課	戦略	
-----------	-------	----	--

広報・広聴の充実

○広報（各種情報発信手段の活用）の充実 ○広聴（市政懇談会等）の充実 ○コミュニティFMの活用	総合政策課	戦略 戦略	
---	-------	----------	--

広域行政の推進

○広域連携事業の取組	総合政策課	戦略	
------------	-------	----	--

行政運営の効率化を図り、財政負担を抑制するために、市民サービスの向上や事務の効率化などに取り組みます。

指 標	過去(H26)	現状値(R1)	目標値(R7)
市の財政運営	★★★★☆☆	★★★★☆☆	★★★★☆☆
市役所の窓口サービス	★★★★☆☆	★★★★☆☆	★★★★☆☆

事務事業評価、行政改革大綱実施計画の進捗管理及び総合戦略の検証は、公募による市民及び学識経験者による組織で実施します。

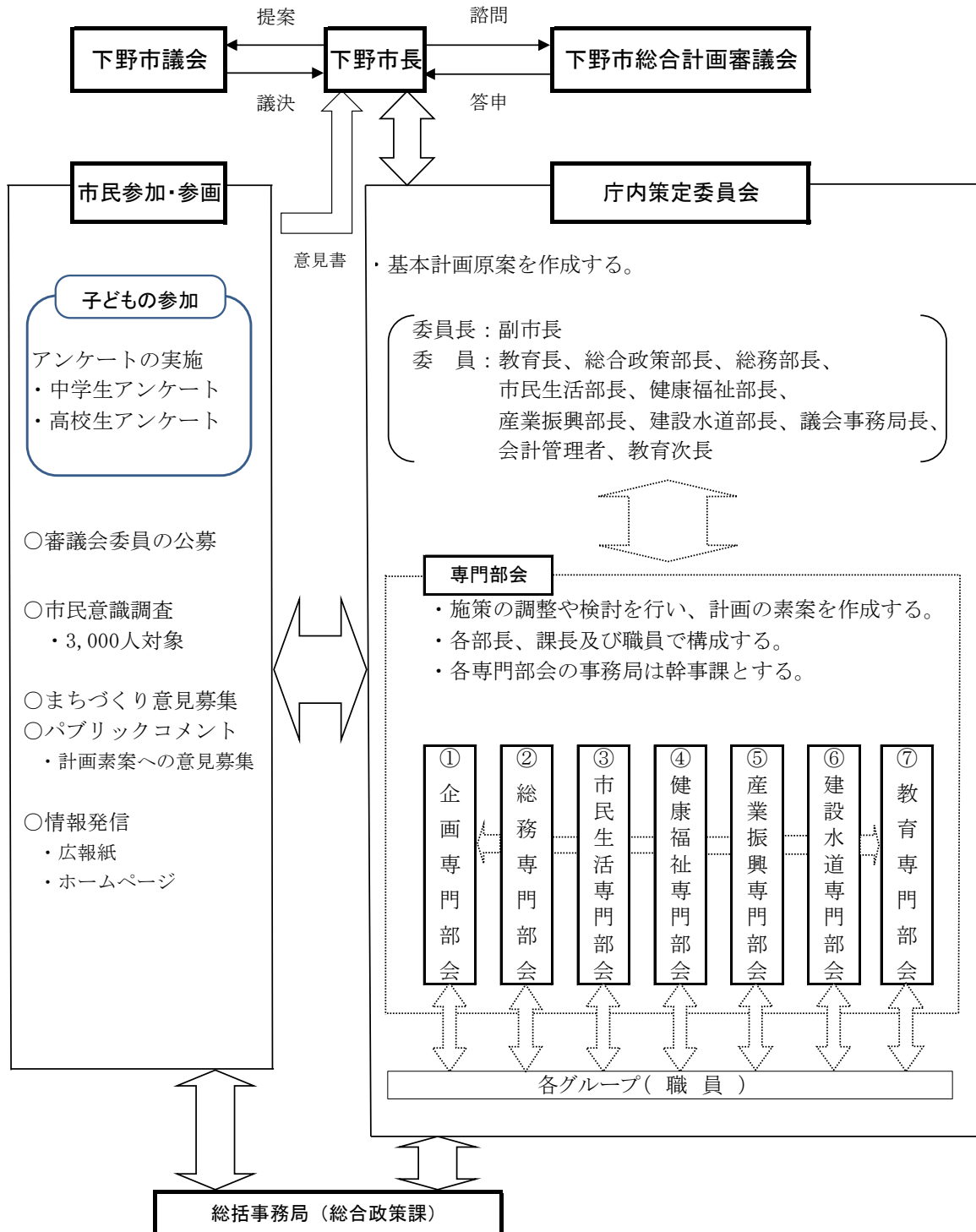
- 【主な取組】 ○総合計画推進事業
○総合戦略推進事業

一口メモ

※BCPとは業務継続計画のことで、災害時に業務の継続・迅速な復旧を図るために計画します。

- 1 策定体制
- 2 総合計画審議会
 - ・ 下野市総合計画審議会条例
 - ・ 委員名簿
 - ・ 諮問文
 - ・ 答申文
- 3 用語解説

1 策定体制



2 総合計画審議会

下野市総合計画審議会条例

平成18年6月16日
条例第199号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、総合計画及び総合戦略に関し必要な調査及び審議をするため、下野市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平27条例23・一部改正）

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合計画の策定に関すること。
- (2) 総合戦略の策定、検証等に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

（平27条例23・追加）

(委員)

第3条 審議会の委員は、22人以内をもって組織する。

2 委員は非常勤とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 教育委員会の教育長又は委員
- (3) 農業委員会の委員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 公募による市民

（平27条例20・一部改正、平27条例23・旧第2条線下）

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末までとし、再任を妨げない。ただし、委員がその選任資格を失ったときは、同時に委員の職を失うものとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平27条例23・旧第3条線下・一部改正）

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（平27条例23・旧第4条線下）

序論

第1章
第2章

目標1

目標2

目標3

目標4

目標5

目標6

後期基本計画

付属資料

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平27条例23・旧第5条線下)

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(平27条例23・旧第6条線下)

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(平20条例43・平23条例1・一部改正、平27条例23・旧第7条線下)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平27条例23・旧第8条線下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年12月16日条例第43号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月4日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月20日条例第20号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在籍する場合においては、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第1条による改正後の下野市総合計画審議会条例第2条の規定は適用せず、改正前の下野市総合計画審議会条例第2条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成27年3月20日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

下野市総合計画審議会名簿

任期：令和元（2019）年8月9日 ～ 令和3（2021）年3月31日

区分	役職	氏名	所属
1号委員 (議会議員)		相澤 康男 (R1.8.9~R2.7.2) 坂村 哲也 (R2.7.3~R3.3.31)	下野市議会議員
		貝木 幸男 (R1.8.9~R2.7.2) 伊藤 陽一 (R2.7.3~R3.3.31)	下野市議会議員
		高橋 芳市 (R1.8.9~R2.7.2) 石川 信夫 (R2.7.3~R3.3.31)	下野市議会議員
2号委員 (教育委員会)		三橋 明美 (R1.8.9~R2.5.24) 佐間田 香 (R2.5.25~R3.3.31)	下野市教育委員会委員
3号委員 (農業委員会)		伊澤 健二	下野市農業委員会会長
4号委員 (学識経験者)	会長	中村 祐司	宇都宮大学国際学部教授
		江田 俊夫	下野市商工会理事
		佐藤 司郎	石橋商工会理事
		川中子 幹彦	小山農業協同組合理事
		大島 雅之	宇都宮農業協同組合理事
		川俣 一由	下野市自治会長連絡協議会
		諏訪 守	下野市社会福祉協議会
		小幡 洋子	栃木県男女共同参画地域推進員
		小池 裕昭 (R1.8.9~R2.7.19) 的井 宏樹 (R2.7.20~R3.3.31)	自治医科大学事務局長
		熊田 裕子 (R1.8.9~R2.5.24) 渡邊 喜正 (R2.5.25~R3.3.31)	下野市PTA連絡協議会
		川田 光一	足利銀行小金井支店長
		佐間田 香 (R1.8.9~R2.5.24) 小暮 泉 (R2.5.25~R3.3.31)	市民活動団体 (えがおのたまご)
		山口 貴明	一般社団法人 シモツケクリ エイティブ 代表理事
5号委員 (公 募)		木村 保弘	公募委員
		近藤 勘偉	公募委員
		新海 将綱	公募委員
		前原 保彦	公募委員

序論

第1章
第2章

目標1

目標2

目標3

目標4

目標5

目標6

後期基本計画

付属資料

諮問文

下総政第30号
令和2年5月25日

下野市総合計画審議会
会長 中村 祐司 様

下野市長 広瀬 寿雄

諮問書

下野市総合計画審議会条例（平成18年下野市条例第199号）第1条の規定に基づき、下記のとおり貴審議会に諮問いたします。

記

1 第二次下野市総合計画後期基本計画の策定について

別紙

諮問理由書

下野市は、本市の掲げる未来像「ともに築き 未来へつなぐ 幸せ実感都市」の実現に向けて、「第二次下野市総合計画基本構想・前期基本計画」を策定し、市民一人ひとりが活力を持ち、安心して生活できる地域社会を形成し、誰もが幸せを実感できるまちを目指して各種施策を展開してまいりました。

第二次下野市総合計画前期基本計画が、令和2年度をもって計画期間を満了することから、その成果を引き継ぐとともに、新たな発展を目指すため、後期5年間の市の施策の方向等を示す「第二次下野市総合計画後期基本計画（令和3年度～令和7年度）」を策定することといたしました。

日本は現在、人口減少や高齢化の進行のほか、近年たび重なる地震や台風などの大規模災害、世界的な感染症の蔓延といった危機にさらされ、社会情勢は目まぐるしく変化しています。

支える側である生産年齢人口はますます減少し、支えられる側が増加を続ける中で、災害などの外的要因により、経済活動の停滞はより著しいものとなっています。

わが国をとりまくこのような変化に対応していくために、各自治体は、更に積極的な取組が求められております。

下野市におきましても、市民と協働のまちづくりを推進するとともに、本市の特性と豊かな地域資源を最大限に活かし、市の将来を俯瞰した際に、持続的に発展できるまちづくりを行っていくことが肝要であります。

第二次下野市総合計画後期基本計画の策定にあたっては、現在の日本が抱える問題や、前期基本計画の取り組みによる市民意識の変化等を踏まえつつ、市政の課題を着実に解決する施策を推進し、「市民が主役のまちづくり」を目指し、市民の幸福感を高める計画をより具体的なものとする必要があると考えております。

そこで、後期基本計画の策定にあたり、これからの下野市のあり方や市政等に対して、貴審議会のご意見やご提言をお伺いいたします。

答申文

令和2年10月20日

下野市長 広瀬 寿雄 様

下野市総合計画審議会会長 中村 祐司

第二次下野市総合計画後期基本計画の策定について（答申）

令和2年5月25日付け下総政第30号をもって本審議会あて諮問のあった第二次下野市総合計画後期基本計画の策定について、下記のとおり意見を付して答申します。

市の目指すべき未来である「ともに築き 未来へつなぐ 幸せ実感都市」の実現に向け、十分留意いただくようお願いします。

記

1. 持続可能なまちづくり

少子高齢化の進行による社会構造の変化は、自治体にとって最重要課題となっており、持続可能な地域社会を目指す必要があります。

快適な居住環境づくり、地域産業の活性化や観光振興などに取り組み、未来を担う子どもたちが住み続けたいと思える、魅力的なまちづくりを期待します。

2. 安全安心なまちづくり

大規模な地震や地球温暖化による気候変動の頻発とともに、未知の感染症への危機感が高まっている今、社会活動や経済活動を維持する対策は急務となっています。

市民が安全安心な生活が送れるよう、切迫する自然災害などに強く柔軟に対応できるまちづくりを着実に進めるよう要望します。

3. 地域資源を活かすまちづくり

新型コロナウイルス感染症がもたらした新しい生活様式により、都市集中型から地方分散型へ人々の関心が高まりつつあります。

医療の充実や豊富な文化財、首都圏へのアクセスの利便性、災害が比較的少ないなど、住みやすい下野市の住環境を活かし、新たな人の流れを生み出すまちづくりを期待します。

4. 協働のまちづくり

災害や防犯における対策では、行政はもちろんのこと、地域のコミュニティが重要な役割を担っています。

下野市の自治基本条例により地域の絆を強化し、市民が生き生きと暮らすために、市民と行政による協働のまちづくりのさらなる深化を期待します。

序論

第1章
第2章

目標1

目標2

目標3

目標4

目標5

目標6

後期基本計画

付属資料

3 用語解説

あ行	
IoT	IoT (Internet of Things) とは、「モノのインターネット」と呼ばれるもので、自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。
ICT	Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー) の略。近年、情報通信におけるコミュニケーションの重要性をより一層明確化するために、IT (インフォメーション・テクノロジー：情報技術) ではなく、情報通信技術 (ICT) を用いる例が増えている。
Iターン	都会生まれの人が、地方に移住すること。人の流れを地図に示すと一直線になることからアルファベットのIが使われる。
インバウンドツール	訪日外国人観光客とのコミュニケーションを図るための資料、道具などのこと。国立研究開発法人情報通信研究機構が開発した「多言語音声翻訳アプリ」、農林水産省が作成した「飲食事業者のためのインバウンド対応ガイド」、日本政策金融公庫が作成した「指さしコミュニケーション・ツール」など多くのツールが作成されている。
AI	Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと。
SDGs	Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030年までの国際目標のこと。17の目標と169のターゲットから構成されており、「誰一人取り残さない (Leaving no one behind)」ことを理念に掲げている。
か行	
かかりつけ医	患者さんの身近にあり、いつでも病気の相談を受け、そして丁寧に正確に病状を説明し、また必要などときにはふさわしい医療機関を紹介するなどの役割を担う医師。
観光まちづくり	住民が自分たちの生活を楽しみ、来訪者との交流を通して、地域の持つ価値に気づき、地域を更に活性化させること。
グリムの館	本市はドイツのディーツヘルツタール (旧シュタインブリュッケン) と旧石橋町において自治体名が同じとの縁で交流が始まり、この交流は県内でも古く平成27年度で40周年を迎えている。交流拠点であるグリムの館はドイツのレッチングン庁舎をイメージした建物で、館内にある300人収容の多目的ホールでは講演会やコンサートなど幅広い用途に利用されている。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
後期高齢者医療	高齢者若若年世代の負担の明確化等を図る観点から、75歳以上の高齢者等を対象とした医療制度。
公共施設マネジメント	過去に建設された公共施設の老朽化が一斉に進行している状況や人口減少による税収減による投資余力の低下、更に住民ニーズの変化等に対応するため、長期的

	な視点で施設のあるべき方向性を明らかにし、管理・運営を行うこと。
こども発達支援センターこばと園	未就学児で発達に心配のある児童を、グループ療育（運動あそび、感覚あそび、リズムあそび）や個別療育を通し、発達を支援していく施設。
子ども未来プロジェクト	「いじめをしない・させない・見逃さない」などのスローガンを掲げた子どもたち自身による問題解決や、「小中合同会議」、「エコプロジェクト運動」など、子どもたちが主体的に協議、展開し、正しい判断・行動ができる子を育てる取り組み。
コミュニティビジネス	地域資源を活かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されている。
コンパクトシティ	駅などの公共交通を中心とした歩いて暮らせるコンパクトなエリアに都市機能が集積した都市をいう。すでに都市機能が集積し、都市基盤整備などが行われた市街地への都市機能や居住を集約し、そうした市街地を公共交通で結ぶことにより、環境への負荷やエネルギー消費が小さく、かつ、都市機能の維持コストも少ない、これからの人口減少、超高齢社会における有効なまちのあり方とされている。
さ行	
自己有用感	自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であり、人のために役に立っているかということをも自分自身で認識すること。
自主防災組織	災害による被害を最小限に抑えるため、地域の皆さんが助け合い、自主的な防災活動を行うもの。一人ひとりが備えるという防災の基本と合わせることで、更に大きな効果を発揮するものとして期待されている。
自然動態	一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き(出生数-死亡数)。
指定管理者制度	住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていく制度。
シティセールス	都市が持つ様々な魅力を外向けにアピールすること。
しもつけ環境市民会議	市民、環境活動団体、企業と行政をつなぐ組織で、地域で活動されている環境団体や個性など、それぞれの目的・ビジョンを持ち寄り、気づき学び合う中で、個々の活動では成し得ないことを実現する方法を考え、協働により実行することを目指す。
下野市自治基本条例	自治の担い手である市民、議会及び市が進める自治の基本的な考え方や方向性を示すもので、市民が主役のまちづくりを推進することを基本理念とし、地方自治の本旨に基づくまちづくりを実現することを目的としている。
社会動態	一定期間における転入・転出に伴う人口の動き（転入数-転出数+その他増減）。
生涯学習	人びとが生涯にわたって行う学習活動で、趣味等の学習に止まらず、生活や社会に関わる課題、職業訓練など、生きていくために必要なすべての学習のこと。
小中一貫教育	小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、学力の向上や生徒指導上の諸問題（いわゆる中一ギャップ）に対応して接続を円滑化するために、小学校と中学校の教育課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な教育方式のこと。
新型コロナウ	ウイルス性の感染症であり、発熱やのどの痛み、咳（せき）が長引く（1週間前

ウイルス感染症 (COVID-19)	後)ことや、強いだるさ(倦怠感)を訴える方が多いことが特徴である。感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日(多くは5~6日)といわれており、重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されている。特に高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすいといわれている。
スクールアシスタント	学校教育に係る、少人数指導等補助、学級等支援、特別支援学級補助、通級指導教室補助、英語教育に係る指導補助などを担う支援員。
スクールガードボランティア	あらかじめ各小学校に登録した地域住民が、学校内を巡回したり、通学路などの巡回パトロールや危険箇所の監視などを行ったりする学校安全ボランティア。
ストックマネジメント	施設の管理段階から、機能診断を踏まえた対策の検討・実施とその後の評価、モニタリングまでをデータベースに蓄積された様々なデータを活用しつつ進めることにより、リスク管理を行いつつ施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るための技術体系及び管理手法の総称。
スマートインターチェンジ	高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリアなどからETC(自動料金収受システム)搭載車両が乗り降りできるように設置されたもの。近年では観光地や商業施設の誘致を兼ねて全国的な整備の動きがある。
総合型地域スポーツクラブ	種目、年齢、レベルの多様性に応じ、誰もが行いたいスポーツを自由に選択でき、各種のイベントなどで様々な形で、いつでも、いつまでもスポーツに親しめるよう活動している組織。現在、市内には「グリムの里スポーツクラブ」、「NPO法人夢くらぶ国分寺」、「NPO法人元気ワイワイ南河内」と3つのクラブがあり、なかでも「グリムの里スポーツクラブ」は県内でも最初に立ち上げられたクラブで、地域の高い意識がうかがえる。
た行	
第1次産業	農林漁業のこと。
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業のこと。
第3次産業	第1次産業、第2次産業以外の産業のこと。
多面的機能支払制度	農業を支える共用の設備である水路、農道、ため池及び法面などを維持管理するため、地域の共同作業を支援し、地域資源の適切な保全管理を推進するもの。
地域子育て支援センター	子育ての相談や情報提供に際したり、子育て中の親子の交流、遊び場の提供を通じて子育てを支援する場のこと。
地域ふれあいサロン	地域での孤立・閉じこもり防止や健康・生きがいづくりを目的に、ごく身近な地域を拠点として、参加する人とボランティアとが一緒になって企画をし、内容を決め、住民主体で運営していく、楽しい仲間づくり、ふれあい交流の場。
地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる、地域の包括的な支援・サービス提供体制のことで、保険者が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて構築することが重要となってくる。
地籍調査	主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。
中間支援センター	地域におけるまちづくり活動、市民活動等において、市民、NPO、企業、行政に対して中立な立場で事業のコーディネートを行う組織のこと。
DV	Domestic Violenceの略称で、夫婦・恋人・婚約者・元恋人・元夫婦などの親密な関係で、主に男性から女性に対して行使される暴力的言動のこと。
デマンドバス	正式にはDRT(Demand Responsive Transport:需要応答型交通システム)

	と呼ばれ、路線バスとタクシーの中間的な位置にある交通機関である。事前予約により運行するという特徴があり、運行方式や運行ダイヤ、さらには発着地（OD）の自由度の組み合わせにより、多様な運行形態が存在する。
投資的経費	道路・橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費。
都市計画マスタープラン	長期的視点にたった都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするもの。
都市公園	都市計画法により都市計画区域内に設置された公園で、下野市の都市公園は現在56か所（81ha）となっている。また、住民1人当たりの都市公園の標準である10㎡を上回っており、良好な環境となっている。
な行	
認定こども園	幼児教育と保育を一体的に実施する施設で、特に低年齢児の多様化する保育ニーズに対応した保育機能の整備が全国的に急務となっている。
は行	
パブリックコメント制度	政令や省令等を決めようとする際に、あらかじめその案を公表し、広く国民の皆様から意見、情報を募集する手続。
ビオトープ	池や水路などの水辺、樹林地などから構成され、植物が育成し、地域在来の昆虫や動物などの多様な生きものが生息・生育できる空間。
ファミリー・サポート・センター	『子育ての手助けをして欲しい人（依頼会員）』と『子育てのお手伝いをしたい人（提供会員：有償ボランティア）』が会員となって、会員による子育ての相互援助活動を行う組織のこと。
扶助費	社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、老人、心身障害者等を援助するために要する経費。
ふるさと学習	下野市の歴史、文化、地域について社会科や総合的な学習の時間等で学ぶことで、郷土への理解を深め、ふるさとを愛する心を育成する。
ボランティアバンク	市では、市民が個々に培った特性や学習活動の成果を地域社会に生かすため、ボランティアバンクを設置している。ボランティアバンクに登録された方は、生涯学習情報センターで受けたボランティア依頼に応じて、センターから活動をお願いする。
ま行	
まち・ひと・しごと創生法	少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。
や行	
Uターン	故郷を離れた人が、再び故郷へ戻ってくること。人の流れを地図に示すとUの字を描くような移動のためUが使われる。
ら行	
ローリング方式	採択事業内容の見直しを毎年度行うこと。
6次産業化	農林漁業者による農林水産物及び副産物（バイオマス等）の生産及びその加工または販売を一体的に行う取組のこと。

第二次下野市総合計画後期基本計画

令和3（2021）年3月

発行 栃木県下野市

[http : //www.city.shimotsuke.lg.jp/](http://www.city.shimotsuke.lg.jp/)

email : info@city.shimotsuke.lg.jp

編集 下野市総合政策部総合政策課

email : sougouseisaku@city.shimotsuke.lg.jp

総合計画とは、
下野市の将来のあるべき姿を描き、
長期的な視点に立って
施策の方向性を定めるものです。

本後期基本計画は、
今後5年間に下野市で実施する
事業を示しています。



第二次下野市総合計画
後期基本計画

栃木県 下野市